



第3次

豊中市環境基本計画

環境のまち・豊中
～未来を見すえ 地域のみんなで創ろう～



平成30年(2018年)3月
豊中市

はじめに

本市では、平成7年（1995年）10月に制定した「豊中市環境基本条例」第8条に基づき、平成23年（2011年）に「第2次豊中市環境基本計画」を策定するとともに、地球環境を守る市民・事業者・行政の行動計画「豊中アジェンダ21」を策定し、市民・事業者・NPO・行政の協働とパートナーシップのもと、環境の保全および創造に関するさまざまな施策を展開してきました。

「第2次豊中市環境基本計画」策定後、環境をめぐる状況は大きく変わりました。国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において平成32年（2020年）以降の地球温暖化対策の世界的枠組み（パリ協定）が採択されたこと、東日本大震災後の節電・省エネの普及や電源構成の変化、自然と共生した都市環境の形成、ごみの最終処分場のひっ迫など様々な課題が顕在化しており、将来世代により良い環境を引き継いでいくことが日本のひいては世界共通の重要な課題となっています。

平成30年度（2018年度）から10年間を計画期間とする「第3次豊中市環境基本計画」の策定にあたりましては、こういった今日的課題に対応するため「持続可能な低炭素社会づくり」「廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり」「自然と共生した社会づくり」などを進める施策を盛り込みました。

計画の進行につきましては、環境分野における各個別計画を総合的に推進することに加え、健康、福祉や教育分野など環境分野以外の分野との連携を図りながら、持続可能な社会の実現に向けて総合的・計画的に推進します。

さらに、望ましい環境都市像として「環境のまち・豊中～未来を見すえ 地域のみんなで創ろう～」を掲げ、より良い環境を未来に伝えるために、「第3次豊中アジェンダ21」と両輪で、市民・事業者・NPO・行政の協働とパートナーシップにより、地球規模の環境問題に地域から取り組みます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、豊中市環境審議会・同環境基本計画推進部会で熱心にご審議いただき答申いただきましたこと、また、市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、深く感謝申しあげます。

平成30年（2018年）3月

豊中市

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 序章 将来のまちのすがた | 1 |
| 第1章 第3次豊中市環境基本計画とは | 5 |
| 1.1 計画策定の趣旨 | 6 |
| 1.2 計画の役割と位置付け | 8 |
| 1.3 計画の期間 | 10 |
| 1.4 計画の対象地域 | 10 |
| 1.5 計画の全体構成 | 11 |
| 第2章 計画の背景 | 13 |
| 2.1 今日の環境を取巻く社会の状況 | 14 |
| 2.2.1 豊中市の環境の現状と課題 | 17 |
| 2.2.2 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題 | 20 |
| 第3章 望ましい環境都市像・環境目標 | 31 |
| 第4章 目標達成のために取り組むこと | 35 |
| 4.1 環境政策を推進するための総合的なしきみづくり | 37 |
| 4.2 持続可能な低炭素社会づくり | 42 |
| 4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり | 46 |
| 4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり | 49 |
| 4.5 安全で快適な都市環境づくり | 54 |
| 第5章 計画の推進方策 | 57 |
| 5.1 連携と役割分担 | 58 |
| 5.2 組織体制 | 59 |
| 5.3 計画の具体的な推進方策 | 60 |
| 資料編 | 61 |
| 豊中市について | 62 |
| 1. 豊中市の成り立ち | 62 |
| 2. 自然的条件 | 62 |
| 3. 社会的条件 | 65 |
| ワークショップの経過 | 76 |
| 豊中市環境基本計画策定の流れ | 82 |
| 第3次豊中市環境基本計画策定の経過 | 83 |
| 質問 | 86 |
| 答申 | 88 |
| 用語解説 | 91 |

序章 将来のまちのすがた

序章 将来のまちのすがた

ここで示す『将来のまちのすがた』のイメージは、「市民ワークショップ」や「子ども(次世代)ワークショップ」で出された意見を踏まえて、「第3次豊中アジェンダ21」の策定委員会でとりまとめられた「望ましい環境都市像」をもとにしています。

市民参加・協働

地域の環境活動に市民・事業者が参加し、行政とともに協働で取り組むまち

まちづくり

地域活動が活発で、地域の特徴に応じたまちづくりができるまち



省資源・循環型社会

ごみになるものを減らし、資源として循環することができるまち



音・水・大気

騒音や有害な化学物質のない、きれいな水や空気があるまち



人にやさしい

多様な世代が地域の中でつながり、安全・安心に住み続けやすいまち

環境学習・環境教育

みんなが環境についてともに学び、行動に取り組むまち



地球環境

地球温暖化を今よりも進めないため、自分にできることから取り組むまち



エネルギー

くらしの中で省エネルギーを意識し、みんなで自然エネルギーの導入に取り組めるまち



交通

歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち

歴史・文化

身近なところで、育んできた歴史・文化・景観を感じられるまち



自然との共生

多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち



ワークショップの開催について

市民ワークショップ

- 一般的の市民を対象とし、計6回、107名の参加者のもと開催されました。
- 「豊中の良いところ、気になるところ」などの意見交換や、望ましい環境都市像への反映について検討しました。



子ども(次世代)ワークショップ

- 豊中市内の中学生、豊中市内の高校に通う高校生を対象とし、計3回、51名の参加者のもと開催されました。
- 自分たちの住むまちの現状や課題を知った上で、「豊中市の将来像」などについての意見交換を行いました。



※ 詳細については資料編(P76~81)に記載しています。

第1章 第3次豊中市環境基本計画とは

- 1.1 計画策定の趣旨
- 1.2 計画の役割と位置付け
- 1.3 計画の期間
- 1.4 計画の対象地域
- 1.5 計画の全体構成

第1章 第3次豊中市環境基本計画とは

1.1 計画策定の趣旨

本市では、平成7年（1995年）10月に「豊中市環境基本条例」を制定し、この理念に基づき、平成11年（1999年）3月に「豊中市環境基本計画」を、平成23年（2011年）2月には「第2次豊中市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関するさまざまな施策を展開してきました。施策の実施状況等については、「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」によって年次報告をしています。

また、市民、NPO、事業者の主体的な取組みも非常に活発で、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」は、行政計画である「豊中市環境基本計画」と“望ましい環境都市像”“基本姿勢”“環境目標”を共有するなど、豊中市の環境都市像の実現をめざす車の両輪となっています。「豊中アジェンダ21」は、市内約140の市民・事業者・行政等の団体から組織される「とよなか市民環境会議」によって策定されました。全国的に、行動計画が行政計画の下位に位置付けられたり、行政計画に含まれているものが多いなか、両輪として進める本市の体制は大変特徴のあるものとなっています。

一方で、「第2次豊中市環境基本計画」策定以後、地球温暖化の深刻化や、災害時に発生する廃棄物問題など環境を取巻く状況は刻々と変化してきました。特に、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災は、電源構成の変化や節電・省エネ、防災に対する市民意識の変化など、環境面からも社会に大きな影響を与えました。

国は、平成24年（2012年）4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」において、めざすべき持続可能な社会の姿として、「低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成する」ことに加え、「その基盤として、『安全』を確保すること」を掲げてきました。平成30年（2018年）に予定されている「第五次環境基本計画」においても、重点分野について「第四次環境基本計画」のアプローチを継続すること、行政、企業、市民等の多様な主体のパートナーシップの充実や強化を行うという方向性が示されています（平成29年8月現在）。

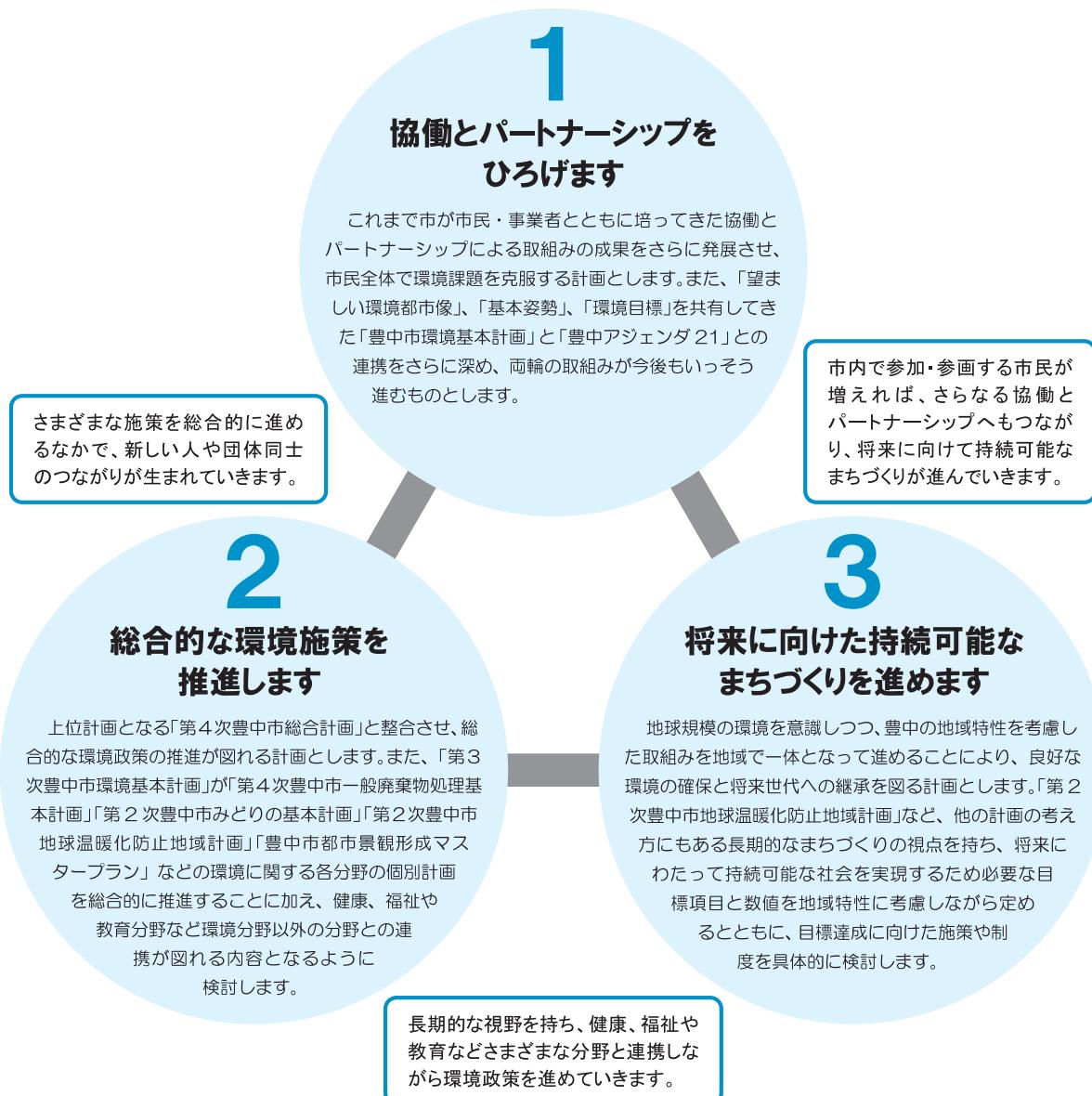
本市では、将来的な少子高齢化や人口減少の進行、地域コミュニティの変容、社会経済構造の変化などのさまざまな行政課題に対応するため、市政の最上位計画である「第4次豊中市総合計画」を平成29年度（2017年度）に策定し、平成30年度（2018年度）からスタートします。

「第3次豊中市環境基本計画」は、このような環境を取巻く情勢の変化や「第4次豊中市総合計画」の策定を受けて、「第2次豊中市環境基本計画」の目標年次である平成32年度（2020年度）を待たずに、新たな課題に対応すべく、環境に関わる諸施策の取組みの指針として策定することとしたものです。

策定にあたって、「豊中市環境基本条例」第8条の規定に基づいて、次頁に基本方針を定めます。

計画の基本方針

「第2次豊中市環境基本計画」の考え方を踏襲しつつも、これまでの成果を踏まえ取組みをさらに進めていくために、以下の3つを基本方針とします。3つの基本方針は、図のように相互に関連させて計画を進めます。



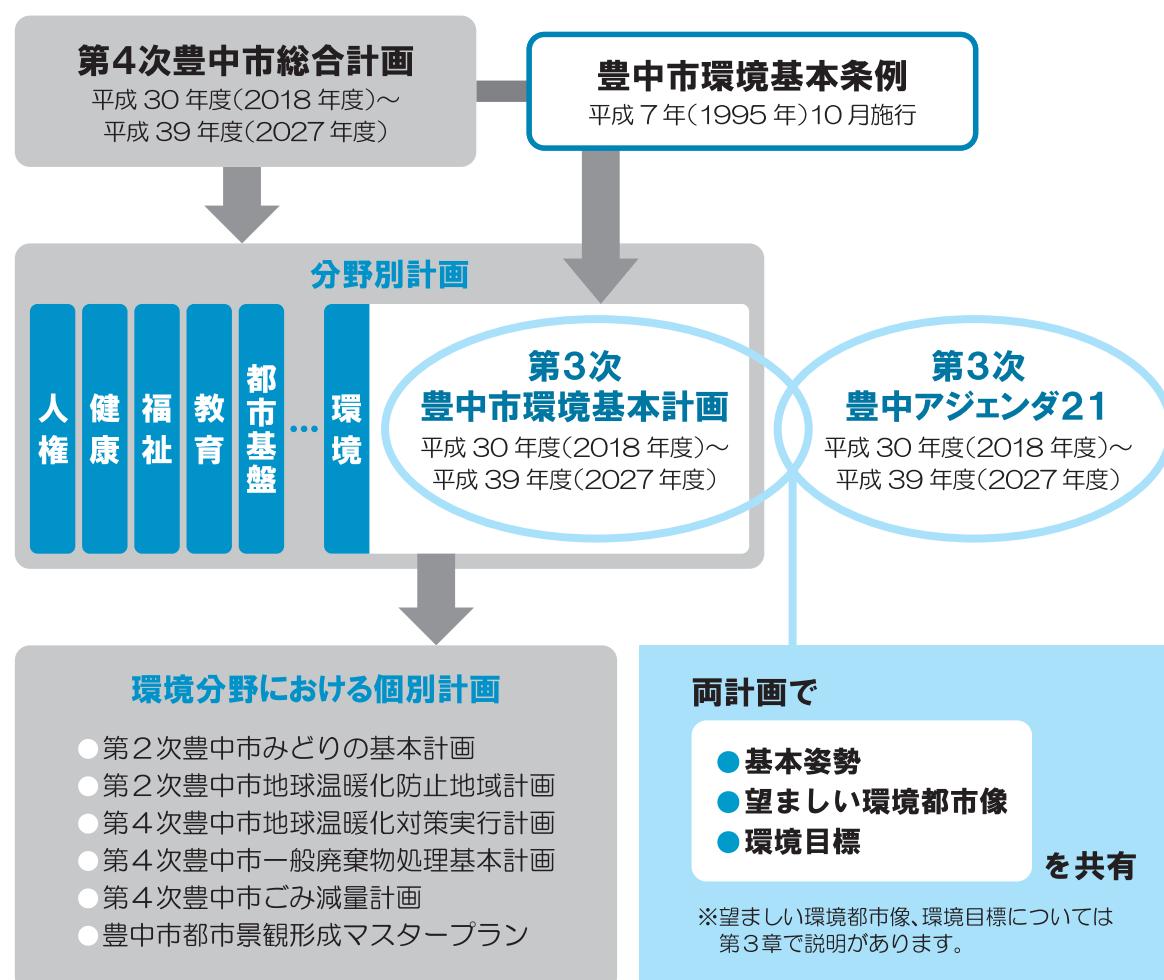
1.2 計画の役割と位置付け

① 計画の役割

本計画は、平成7年（1995年）10月に制定した「豊中市環境基本条例」に掲げる4つの基本理念と6つの基本政策に沿った持続発展可能な社会を実現するため、同条例第8条の規定に基づき、「環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱と、その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めたものです。

② 計画の位置付け

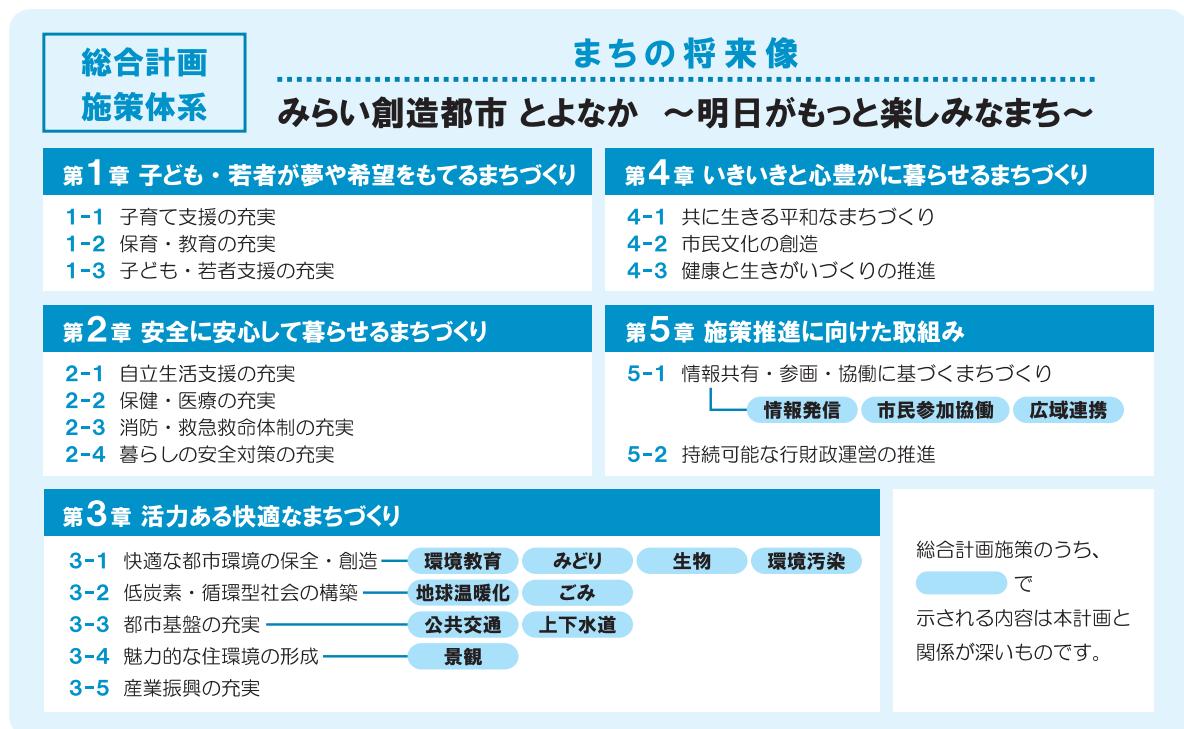
本計画は「第4次豊中市総合計画（以下、総合計画）」の環境分野の計画として、総合計画に掲げるさまざまな施策と共に通の考え方のもと一体的に推進するとともに、本市の環境施策を総合的に推進するものであることから、人権や健康、福祉といった分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図ると同時に、環境分野における各個別計画との整合も図るものとします。



③ 本計画と他計画等との関係について

1) 第4次豊中市総合計画（総合計画）

総合計画は、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。本計画は、総合計画で示されるまちづくりの環境に関する分野を総合的に取りまとめるとともに豊中市総合計画と調和を図ります。



2) 豊中アジェンダ21

「豊中アジェンダ21」は、環境問題に取り組む市民・事業者・行政のパートナーシップ組織である「とよなか市民環境会議」が策定した市民・事業者・行政の行動計画です。

「環境基本計画」と「豊中アジェンダ21」は、“基本姿勢”“望ましい環境都市像”“環境目標”を共有し、豊中市の環境像をめざす両輪として運用しています（☞第3章参照）。“基本姿勢”は、計画の推進に臨む両者の共通姿勢であり、「参加・協働」「地域性・広域性・国際性」「共存・共生」を掲げています（下枠内参照）。

「**参加・協働**」・・・市民・事業者・行政の各主体が、積極的な参加と適切な役割分担により、協働による環境保全活動を進めます。

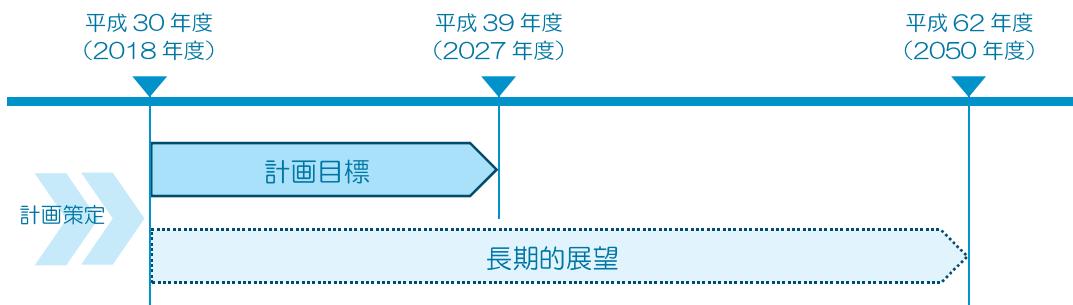
「**地域性・広域性・国際性**」・・・地球環境を守るために、市内の各地域のつながり、豊中市外の市民や自治体との連携、国際的な視点を持ちながら進めます。

「**共存・共生**」・・・私たちは長い歴史の間を自然とともに生きてきました。さまざまな生き物が暮らすことのできるまちとなるよう進めます。

1.3 計画の期間

計画期間は総合計画と同じ平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。

ただし、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」など他の計画で平成62年度（2050年度）を長期的な目標年度としていることを踏まえて、平成62年度（2050年度）までを展望します。なお、本市を取り巻く環境や社会経済状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直します。



1.4 計画の対象地域

豊中市全域を対象地域とします。ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、豊中市単独では解決が容易ではない問題については、周辺自治体や大阪府・国との連携を図り、その役割を分担します。

1.5 計画の全体構成

序章 将来のまちのすがた

豊中市がこんなまちになってほしいという市民のみなさんの想い(望ましい環境都市像)が実現されている将来のまちの姿を示しています。

第1章 第3次豊中市環境基本計画とは

- 1.1 計画策定の趣旨
- 1.2 計画の役割と位置付け
- 1.3 計画の期間
- 1.4 計画の対象地域
- 1.5 計画の全体構成

本計画は本市における環境施策を総合的に推進するために策定したものです。計画の期間は平成30年度(2018年度)から平成39年度(2027年度)までの10年間としますが、長期的な展望を踏まえた計画とします。

第2章 計画の背景

- 2.1 今日の環境を取り巻く社会の状況
- 2.2.1 豊中市の環境の現状と課題
- 2.2.2 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

第3章 望ましい環境都市像・環境目標

望ましい環境都市像

環境のまち・豊中

～未来を見すえ 地域のみんなで創ろう～

- 市民参加・協働
- 人にやさしい
- まちづくり
- 環境学習・環境教育

- 地球環境
- エネルギー
- 交通

- 省資源・循環型社会
- 食・農

- 自然との共生
- 歴史・文化

- 音・水・大気

環境目標

環境目標①

よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む

環境目標②

1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)を平成39年度(2027年度)までに、平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、低炭素社会をめざす

環境目標③

発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を平成39年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす

環境目標④

みどり率27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす

環境目標⑤

環境基準の達成状況100%で快適な都市環境をめざす

基本姿勢

参加・協働

地域性・広域性・国際性

共存・共生

第4章 目標達成のために取り組むこと

4.1

環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

4.2

持続可能な低炭素社会づくり

4.3

廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

4.4

都市における自然との共生をめざした社会づくり

4.5

安全で快適な都市環境づくり

第5章 計画の推進方策

- 5.1 連携と役割分担
- 5.2 組織体制
- 5.3 計画の具体的な推進方策

資料編

- 豊中市について
- ワークショップの経過
- 豊中市環境基本計画策定の流れ
- 第3次豊中市環境基本計画策定の経過
- 環境審議会答申
- 用語解説

第2章 計画の背景

2.1 今日の環境を取巻く社会の状況

2.2.1 豊中市の環境の現状と課題

2.2.2 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

第2章 計画の背景

2.1 今日の環境を取巻く社会の状況

「第3次豊中市環境基本計画」策定の背景となる環境や社会を取り巻く状況には、主に次のようないわゆるものが挙げられます。

① 国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の発効

平成27年（2015年）9月、国連総会において150を超える加盟国首脳の参加のもと、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs（エス・ディー・ジーズ））」が発効しました。これは、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、17の目標と169のターゲットから構成されており、すべての国々に対し、豊かさを追求しながら、地球を守るために行動を求めていきます。

② 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の人口は、平成20年（2008年）には1億2,808万人のピークに達し、その後、減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年（2012年）1月推計）」の出生中位・死亡中位推計によると、平成62年（2050年）には1億人を割り込み、9,708万人となると推計されています。また、65歳以上の人口割合は、平成27年（2015年）に26.7%であったものが、平成52年（2040年）には36.1%になると推計されています。本市においては、大規模共同住宅の建替え等により、平成17年度（2005年度）以降は人口が増加傾向にあり、平成27年（2015年）10月には39万5千人（国勢調査）となっていますが、平成27年（2015年）10月に本市で策定した「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、平成52年（2040年）の人口は38万人、また、65歳以上の人口割合は30%を超えると推計しています。

③ 環境教育・環境学習の推進

地球環境問題の解決にあたっては、それを身近な地域レベルの問題、また自らの問題としてとらえ、市民・事業者・NPO・行政それぞれが連携して行動する必要性が求められるなか、国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年（2005年～2014年）の取組みが国内で行われました。国では、平成23年（2011年）6月に、環境教育推進のための基本方針を示す「環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律」が改正され、国内外において環境保全を担う人づくりを進める機運が高まっています。また、平成27年（2015年）に採択されたSDGsはESDのより多角的な展開を求めていきます。

④ 地球温暖化の深刻化

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとなっています。

平成27年（2015年）12月には、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択されました。この枠組みに対応するため、平成28年（2016年）5月に

「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、平成42年度（2030年度）の削減目標（平成25年度（2013年度）比26.0%削減）の達成に向け、機器や設備、建築物等の省エネルギー性能の向上など具体的な取組みを総合的に推進することとされています。

また、平成27年（2015年）11月には「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、気候変動の影響に備える方針が示されています。

⑤ 東日本大震災以後の社会状況の変化

国内では、東日本大震災以降、電源構成の変化に伴い温室効果ガス排出量が増加しています。このため、国は、平成26年（2014年）4月に策定した新たな「エネルギー基本計画」を踏まえて平成27年（2015年）7月に「長期エネルギー需給見通し」を発表し、エネルギー供給の安定化と温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギーの普及促進等に取り組んでいくこととしています。また、震災等を契機に、市民に節電・省エネの意識が定着するとともに、防災・減災に対する意識も高まっています。

⑥ 循環型社会の構築

世界的な資源制約の顕在化やそれを受けた資源循環経済へのムーブメント、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取巻く状況は大きく変化しています。

このような状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、「循環型社会形成推進基本計画」に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保する必要があります。それにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換をさらに進めていくことが求められています。

現行の「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルに先立ち発生抑制・再使用を可能な限り推進するとともに、リサイクルにおいては質の高いリサイクルが求められており、「第4次循環型社会形成推進基本計画」についても、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を進めるという方針が示されています。最終処分量の削減など、これまでの廃棄物の“量”に着目した施策に加え、「使用済製品からの有用金属の回収」「有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築」「災害時の廃棄物処理システムの強化」等、国内における循環資源の利用の高度化および安全・安心の取組み強化という“質”にも着目した基本的な方向性が示されています。

⑦ 都市における「みどり」の役割の多様化

良好な住環境を形成するうえで、みどり豊かな都市環境が求められているのと同時に、地球温暖化対策としてCO₂の吸収効果への期待や、ヒートアイランド現象の緩和、集中豪雨時における雨水の貯留、市民の日々の生活におけるうるおいなど、都市環境における「みどり」に求められる役割は多様化し、重要性が高まっています。また、都市における公園・緑地は、災害の際に避難場所や救援拠点、避難路として活用されるとともに、火災の延焼防止などに寄与するなど、市民生活に安全・安心をもたらす役割を担っています。

⑧ 生物多様性の保全

生物多様性の損失が「開発など人間活動による危機」、「自然に対する働きかけの縮小による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、「地球環境の変化による危機」という4つの危機によって進む中、生物多様性が人類の生存に必要不可欠であるという認識のもと、その保全についての取組みが進められています。「自然と共生する世界」の実現を掲げた愛知目標の採択を受け平成24年（2012年）9月に改定された新国家戦略「生物多様性国家戦略2012-2020」では、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップが示され、東日本大震災が人と自然との関係を改めて考える契機となったことを踏まえ、今後の自然共生社会のあり方が示されています。

なお、「生物多様性基本法（平成20年6月施行）」第13条に基づき、前述の「生物多様性国家戦略2012-2020」において、「生物多様性を社会に浸透させる」ことが生物多様性施策の5つの基本戦略の一つに挙げられており、平成32年（2020年）までにすべての都道府県が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を策定していることを目標としています。

⑨ 都市・生活型公害

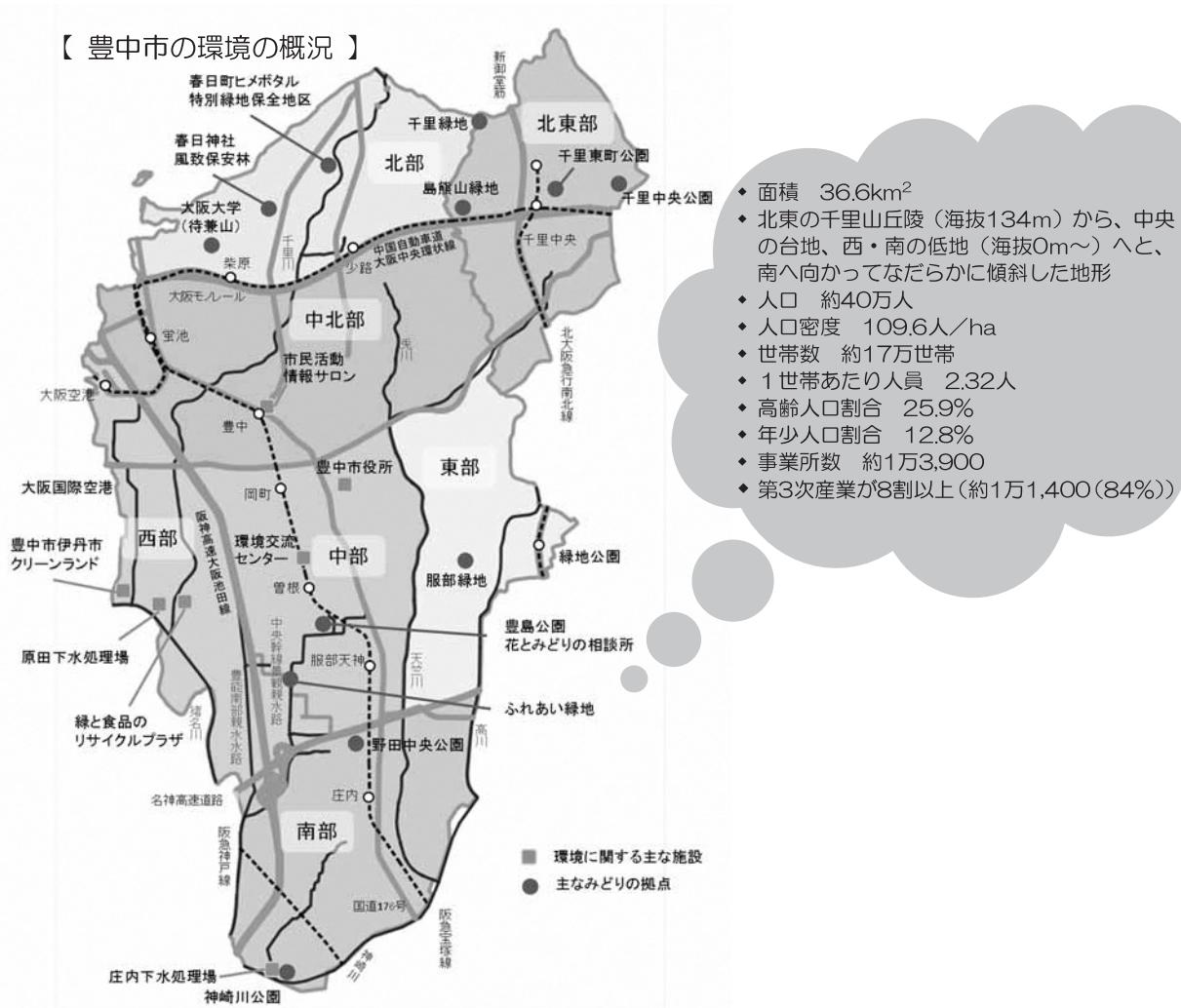
産業型公害としての大気汚染や水質汚濁などについては対策が進み、一定の改善がなされました。一方、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など、都市生活に起因する問題が起きています。また、アスベストやダイオキシン類などの有害化学物質、広域的な問題であるPM2.5（微小粒子状物質）などによる環境汚染もクローズアップされています。平成27年（2015年）7月に国で策定された「水循環基本計画」においては、気候変動等の影響による渇水、洪水の深刻化が指摘され、貯留・涵養機能の維持向上や水循環に関する教育の推進など健全な水循環の維持または回復のための取組みの必要性が示されています。

2.2.1 豊中市の環境の現状と課題

豊中市は、全域が市街化区域で、市内の各地域や拠点が公共交通網で結ばれたコンパクトなまちになっています。北部から北東部には、島熊山緑地や大阪大学、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区など、良好な自然環境が残されています。また、良好な住宅地が広がり、千里中央駅周辺は都市拠点として商業・業務機能の集積が進み、北大阪急行電鉄やバス路線など、充実した交通ネットワークが形成された地域です。中北部から中部には、風致地区に指定されている住宅地や大規模な住宅団地のほか、阪急宝塚線沿いには郊外住宅地として開発された住宅地など、良好な住宅地があります。また、豊中駅周辺には商業・業務施設が、岡町駅周辺には公共施設が、曾根駅、服部天神駅周辺には文化・スポーツ施設が集積しています。東部には、服部緑地などの自然豊かな環境と、既存集落や農地が残る中に、新しい住宅地があります。南部地域や西部地域は、大阪国際空港の立地や工業の集積がみられ、庄内駅周辺には、賑わいのある商業・業務地が形成されています。

市内には環境関連の施設もいくつか存在し、それぞれ地域や施設の特色を活かして、施設見学や環境学習などを実施し、広く市民に環境への意識啓発や情報発信を行っています。なかでも、環境活動や環境学習の交流拠点として、阪急曾根駅付近にある豊中市立環境交流センターにおいては、年間を通してさまざまな環境に関するイベントなどが行われ、本市の環境の中核をなす施設となっています。

【 豊中市の環境の概況 】



これまで豊中市では、持続的発展が可能な社会構築を視野に入れた環境行政の取組みを積極的に展開してきました。「第2次豊中市環境基本計画」では、5つの環境分野として「環境政策を推進するための総合的なしくみづくり」、「低炭素社会づくり」、「廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり」、「都市における自然との共生をめざした社会づくり」、「安全で快適な都市環境づくり」を設定し、それぞれの目標に向けて関連計画と歩調を合わせて総合的な取組みを進めてきました。「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」による年次報告においては、環境目標ごとに取組みに対して環境審議会から評価をいただくとともに、指標を用いた定量的な評価を行い、見直しを重ねながら計画を推進してきました。

また、市民・事業者・行政などさまざまな主体が連携協力して環境問題への取組みを進めてきており、環境問題に取り組む市民・事業者・行政のパートナーシップ組織である「とよなか市民環境会議」では、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」を策定し、行政計画である「豊中市環境基本計画」と両輪となって環境への取組みを進めてきました。

その他にも、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、主体的な環境活動が盛んに行われていますが、環境活動を行う市民や事業者が固定化されている傾向にあります。後述するように、環境問題の解決のためには市民一人ひとりの環境問題への関わりが重要であるため、協働とパートナーシップで関わる市民や事業者の取組みをひろげるとともに、これまで環境分野に关心が低かった方々にも関わりを持ってもらうことが課題となっています。

地球温暖化対策では、これまで「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ^{マイナス}70 プラン）（改定）」に基づく施策が進められ、市民の省エネや節電意識の高まりによる温室効果ガス削減の成果が表れています。一方、東日本大震災後の節電・省エネの普及や電源構成の変化、平成27年（2015年）12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」、パリ協定の枠組みに対応して平成28年（2016年）5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」など、地球温暖化対策をめぐる状況は大きく変化してきました。これらの状況に対応するために平成29年度（2017年度）に策定された「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」では、国の「地球温暖化対策計画」を考慮しながらも、「平成39年度（2027年度）に32.1%削減」という国より高い目標を掲げており、今後いっそうの温暖化対策を推進していきます。

ごみの削減については、平成24年度（2012年度）に実施した家庭ごみの分別区分の変更等に対する市民の協力や、マイバッグ推進運動や豊中エコショップ制度での市民・事業者・行政の協働によるごみ減量施策により、着実な進行が見られます。しかし、市内人口の増加が要因となって、平成28年（2016年）4月に稼働を始めた新ごみ焼却施設の適正な処理量を上回るごみの搬入が続いているという課題があり、さらなるごみ減量に向けた取組みが求められます。

みどりの推進においては、市街化されたまちなかで一定規模のみどりの確保が難しい現状があるなか、「豊中市みどりの基本計画」に基づく自然環境の保全や緑化の推進、公園施設の整備

や改修など、量だけでなく質的なみどりにも考慮しながら、計画的に取組みを進めてきました。今日では、市民団体等による市内の自然環境に対する活動にも支えられた多様なみどりが市内で守り育まれるようになりました。一方で、宅地開発等によって、まとまりのある樹林や農地が失われたり、これまで受け継がれてきた樹木が腐朽のために失われたりしている現状もあり、豊中の自然生態系を考慮したみどりの保全、育成や、うるおいのあるまちなみ形成の取組みを、今後いっそう進めていく必要があります。また、地域の自然環境については、特別緑地保全地区の指定など、多様な生物の生息できる環境づくりを進めてきましたが、市内で確認されているアライグマやヌートリア、セアカコケグモなどの特定外来生物の対応など、生物多様性の保全に向けた取組みが求められています。

環境汚染対策としては、国の法令に基づく環境監視や「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく対策を実施し、従前からの典型公害対策のほか、PM2.5（微小粒子状物質）やヒートアイランド、気候変動に伴う都市部での集中豪雨等の異常気象の可能性など、新たな都市型公害への対策についても配慮しながら、施策を推進してきました。これまでのさまざまな取組みにより、市内の大気、水質、ダイオキシン類、道路騒音といった環境基準については、概ね良好な状態が保たれてきています。航空機騒音については、騒音の測定地点が航空機の着陸進入経路直下であるために改善が難しい現状があるものの、空港設置管理者や各航空会社に対し低騒音機の導入や騒音軽減運航の推進などを要望するほか、近隣の伊丹市等とも協議を続け、少しずつ改善されてきています。

このように環境に関する課題が複雑化するなか、本計画においては「第2次豊中市環境基本計画」の考え方や、環境分野、環境目標、施策体系などの枠組みを基本的には踏襲しつつ、豊中の特長である「協働とパートナーシップ」をよりいっそう活かしながら、各分野における取組みを他計画との連携により効果的かつ効率的に推進し、持続可能なまちの発展をめざしていくことが必要です。

2.2.2 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

「第2次豊中市環境基本計画」では、下表のとおり5つの環境分野ごとに環境目標を設定し、取組みに対して環境審議会から評価をいただくとともに、指標を用いた定量的な評価を行い、計画開始年度の平成23年度（2011年度）からP（Plan）D（Do）C（Check）A（Act）のサイクルに基づき、施策や事業の見直しを重ねながら計画を推進してきました。これまでの主な取組みおよび現状と課題について、次ページ以降に記述していきます。

第2次豊中市環境基本計画の環境分野ごとの環境目標と評価指標

| 環境分野 | 環境目標 | 評価指標 |
|-----------------------------|---|--|
| 1.環境政策を推進するための総合的なしきみづくり | よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む | 市民団体：市民団体の環境活動の取組み事例数（件） 事業者：ISO、EA21等環境マネジメントシステムを取得している市内事業所数（件） 事業者：事業者の環境活動の取組み事例数（件） 行政：環境関連施策・事業数（件） 市民：実際に環境に関する取組みをしている人の割合（%） |
| 2.低炭素社会づくり | 1人あたり温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）を平成2年度（1990年度）比20%削減し、低炭素社会をめざす | 1人あたり温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ） 平成2年度（1990年度）比（%） |
| 3.廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり | 3R [*] 行動の推進により、ごみの量を平成21年度（2009年度）比20%削減し、循環型社会をめざす (※3R(スリーアール)とはリデュース(発生抑制、Reduce)、リユース(再使用、Reuse)、リサイクル(再生利用、Recycle)の3つのR(アール)の総称です) | ごみ [*] の量(t) 平成21年度（2009年度）比（%） (※ここでいう「ごみ」とは資源化されずに焼却・破碎等されるごみとします) |
| 4.都市における自然との共生をめざした社会づくり | みどり率27%で豊中らしいまちなみがはぐくまれたまちをめざす | みどり率 [*] （%） (※「みどり率」とは、樹林・樹木、草地、農地、水面(ため池や河川・水路)の総量を評価するものです) みどり率＝(樹林・樹木+草地+農地+水面+屋上緑化で覆われた面積)／市域面積 |
| 5.安全で快適な都市環境づくり | 環境基準達成状況100%で快適な都市環境をめざす | 大気の環境基準達成状況（%） 水質の環境基準達成状況（%） 道路騒音の環境基準達成状況（%） 航空機騒音の環境基準達成状況（%） ダイオキシン類の環境基準達成状況（%） |

1. 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

これまでの主な取組み

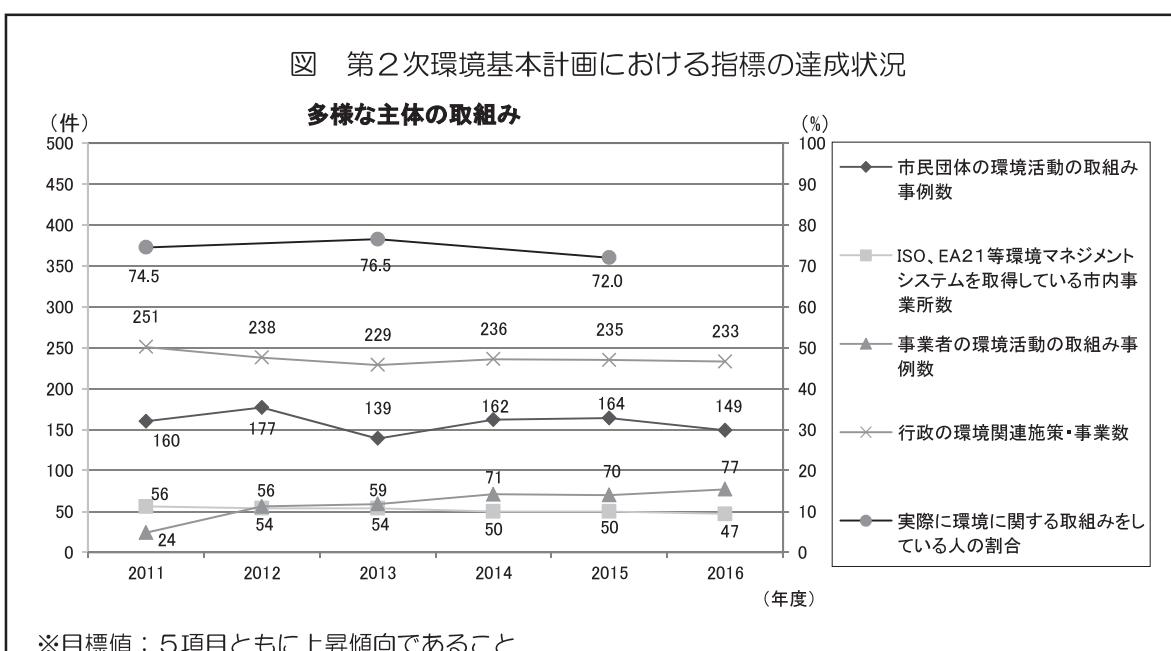
本市では、平成10年度（1998年度）に「とよなか市民環境会議」が市民・事業者・行政の行動提案である「豊中アジェンダ21」を策定するなど、早くから市民・事業者・行政の協働とパートナーシップによる環境への取組みを進めてきました。

具体的な取組み事例として、NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21との共催による「とよなか市民環境展」の開催、豊中緑化リーダー会や豊中みどりの交流会など市民やNPOによる自主的な公益活動の支援、環境フォーラムでの「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」の公表などの環境政策への市民参加・参画の推進の取組みなどがあります。

また、市では、市民等の自主的な環境行動を推進するために、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に情報提供などを行ってきました。

計画の進行管理としては、「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」を毎年度発行し、環境審議会による評価や市民からの意見などをもとに施策や事業を見直し、計画的に推進してきました。また、計画の推進にあたっては、全庁的な推進組織である環境委員会などの体制により、庁内での連携を図ってきました。

「第2次豊中市環境基本計画」においては、平成23年度（2011年度）から平成28年度（2016年度）の評価指標は、下表のように推移してきました。



指標としていた「市民団体の環境活動の取組み事例数」は増減しながらも概ね横ばい、「事業者の環境活動の取組み事例数」は増加傾向にあり、市域における市民・事業者による環境活動は一定進められてきたものと考えられます。また、「実際に環境に関する取組みをしている人の割合」（2年に一度の市民意識調査結果によるもの）も、微増減しながらも概ね横ばいとなっています。

また、「ISO、EA21 等環境マネジメントシステムを導入している市内事業所数」は、平成23年度（2011年度）に56件であったのが、平成28年度（2016年度）には47件と年々減少傾向にあり、環境マネジメントシステムの認証取得に係る事務手続きの煩雑さや費用面が事業者の負担となっているなどの背景から、事業者が自社で独自の取組みを進めていることが理由として考えられています。

現状と課題

本市では、市民・事業者・行政の各主体の活動にとどまらず、協働とパートナーシップによる環境活動やイベントなどが数多く実施され、よりよい環境づくりに向けた取組みが着実に進められてきました。しかしながら、積極的に環境活動に関わる人がいる一方で、活動する個人や事業者が固定化していることが課題となっています。今後は、協働とパートナーシップによる取組みを発展させ、健康や社会福祉、子育て関連など、環境以外の分野で活動している団体にもそれぞれの活動に関連した環境活動に取り組んでもらえるよう働きかけていくことや、イベント等を通じて団体間の交流が促進されるようにしていくことが必要です。また、継続した活動を推進するための支援や表彰制度の充実も望まれます。

さらに、日常のごみの分別といった環境行動に対する関心の薄い市民層にどのように働きかけるかといったことも課題であり、すべての市民に向けて、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」との両輪の取組みを引き続き普及し、いまはまだ環境活動に取り組んでいない市民、事業者に働きかけるとともに、さまざまな形で環境活動に関わることができるように支援を行うことが必要です。特に、次世代の担い手である若年層、今後増加が予想されるシニア層への働きかけが重要と考えられ、ニーズに合った環境情報を多彩な手法で提供することや、取り組みやすいしくみづくり、地域コミュニティや事業所での環境教育による人づくりの推進が必要です。

また、多様化する環境問題に対応するために、行政内部においても部局間を越えた連携を図ることが求められています。

2.低炭素社会づくり

これまでの主な取組み

本市は平成19年（2007年）11月に「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジー^{マイナス}70プラン）」を策定し、平成2年度（1990年度）比で平成62年度（2050年度）に市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を70%削減するという目標を長期に展望しながら、平成32年度（2020年度）に20%削減することを目標に、市民、事業者と協働しながら地球温暖化対策を推進してきました。

計画に基づく具体的戦略として、学校等における光熱水費削減分還元制度（フィフティ・フィフティ制度）や、家庭向けの省エネ相談、家電の省エネ診断、見える化モニターの貸出し、市独自のエコポイントチケット「とよか」の発行、住宅用再生可能エネルギーシステム（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）の設置補助、またコミュニティバスなど運輸部門の対策などを実施してきました。

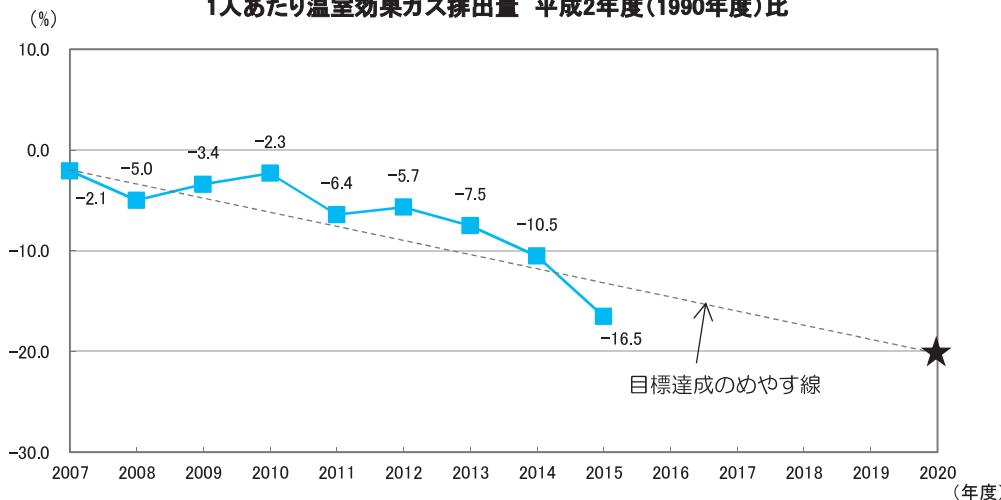
平成25年度（2013年度）3月には、「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジー^{マイナス}70プラン）」を改定し、豊中市の特長を活かした施策をいっそう進めるため、家庭部門における給湯対策として家庭用燃料電池システムの設置補助を実施するとともに、業務部門における再生可能エネルギー導入促進として、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システムの設置や豊中市伊丹市クリーンランド※の新炉における高効率発電システムの導入を行いました。

これらの取組みや、市民や事業者の省エネ意識の定着、継続的な取組みにより、評価指標としていた「1人あたりの温室効果ガス排出量 平成2年度（1990年度）比」は年々減少し、直近の平成27年度（2015年度）には16.5%まで削減が図られています。なお、市民や事業者の省エネ意識の変化は、東日本大震災後の電力需給逼迫の経験の影響もあると考えられます。

※豊中市伊丹市クリーンランドは、豊中市と伊丹市が、共同でごみ処理を目的に設立した一部事務組合（ごみ処理施設）です。

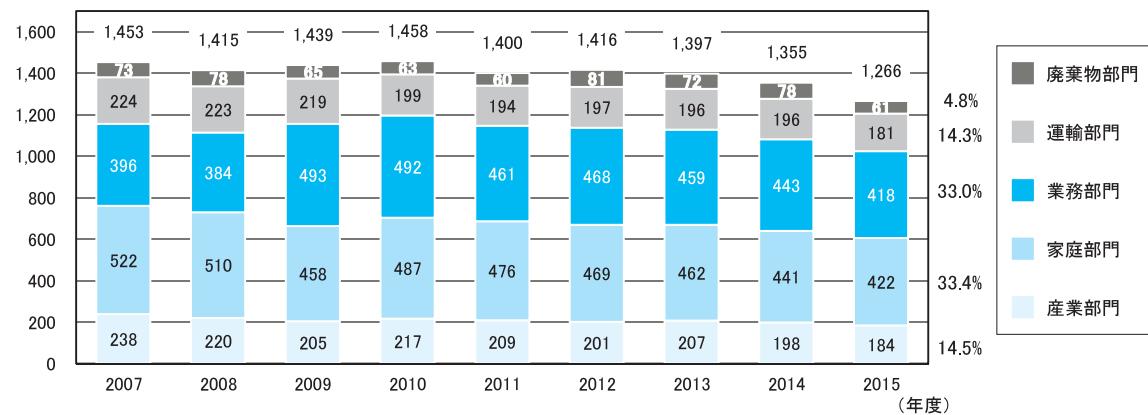
図 第2次環境基本計画における指標の達成状況

1人あたり温室効果ガス排出量 平成2年度（1990年度）比



※「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」の策定にあたり、推計方法などについて一部見直しを行ったため、これまで「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」で示した値と異なる。

(参考) 部門別排出量の推移（排出係数固定）

(千t-CO₂)

※電気の排出係数について

電気の排出係数とは、1kWh 電力を発電する際に排出される CO₂ 排出量 (kg) のこと。排出係数は、その年度の水力、火力、原子力などといった発電方法の割合によって異なり毎年変動します。豊中市内で消費される電力の大部分を供給している関西電力では、平成 23 年度（2011 年度）以降、原子力発電の停止に伴い、二酸化炭素の排出が多い石炭や天然ガスといった化石燃料による発電の比率が高まることなどにより排出係数が大きく変動しています。

温室効果ガスの排出量は、市民等における実際の省エネ活動等による増減のほか、この電気の排出係数の変動によっても増減するため、上図では平成 2 年度（1990 年度）の係数（0.424kg - CO₂/kWh）に固定して図化しています。

現状と課題

本市では、市民・事業者の省エネなどの取組みによって、一人あたりの温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、一定の成果が見られています。

平成 29 年度（2017 年度）に策定された「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」では、国の温暖化対策の動向や、本市でのこれまでの経過を踏まえ、「平成 39 年度（2027 年度）に 32.1% 削減」という国より高い目標を掲げており、今後いっそうの温暖化対策の推進が必要となっています。

本市は、大阪府内有数の住宅都市であり、豊富な住宅ストックを有するという特性から、「すまい」に着目した対策に大きな削減ポテンシャルがあります。個々のすまいにおいて省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、低炭素に資するライフスタイルを普及していく必要があります。業務部門についても、家庭部門と同等の排出削減が求められていることから、先進的な省エネ技術を導入しつつ、エネルギーの見える化やエネルギー管理の徹底などにより大幅な省エネ化を進めることができます。

また、充実した公共交通網等を最大限活用した歩いて暮らせるまちづくりの推進とあわせ、環境負荷の少ない自動車の普及や一人ひとりのエコドライブの実践等を進めていく必要があります。

3.廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

これまでの主な取組み

本市では、平成23年（2011年）3月に「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を、平成24年（2012年）3月には「第3次豊中市ごみ減量計画」を策定し、ごみの量を平成21年度（2009年度）比で20%削減することを目標として、市民・事業者・行政が一体となって、循環型社会の構築に向けた取組みを進めてきました。

平成25年度（2013年度）に創設した「豊中エコショップ制度」では、環境に配慮した取組みを実践している小売店や飲食店をエコショップとして認定し、消費者の利用を促してきました。マイバッグ持参・レジ袋削減に向けては、事業者や市民団体と協定を締結し、取組みを推進してきました。また、学校給食の食品残渣と街路樹などの剪定枝を緑と食品のリサイクルプラザで堆肥化し、土壤改良材「とよっぴー」として活用するとともに、環境教育にも役立てています。

家庭系ごみ減量の取組みとしては、「2020（フレフレ）ごみ減量（げん）通信」や「わが家のごみカレンダー」を発行して、ごみの減量やリサイクルに関する情報を市民に提供するとともに、再生資源集団回収を推進してきました。

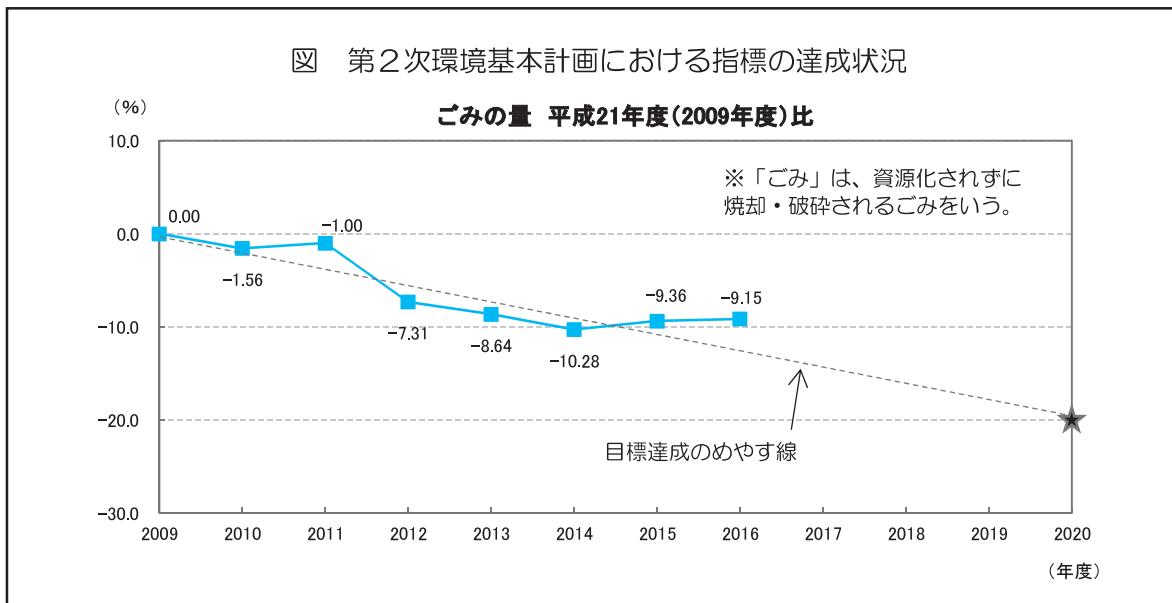
事業系ごみについては、立入調査や研修会を実施したり、「事業系ごみ減量マニュアル」を市内すべての事業者に配布するなど、直接的な働きかけによりごみ減量と適正処理を推進してきました。

また、食品ロスの削減をめざして、「とよなか食品ロス・ゼロハンドブック」を作成し、食品ロスの基礎知識や削減の実践例を情報提供したり、食品ロス削減につながるレシピを募集する「豊中エコレシピコンテスト」を実施するなど、一人ひとりの“もったいない”意識向上を図り、身近な実践行動につなぐため、周知活動に取り組んできました。

さらに、平成28年（2016年）1月からは、有用金属の回収によるごみ減量と資源の有効利用を図るため、市内16の公共施設に使用済小型電子機器等の回収箱を設置するなど積極的な取組みも進めています。

また、平成24年（2012年）4月からの中核市移行に伴って、産業廃棄物関連業務が大阪府から事務委譲され、産業廃棄物の適正処理に関する許可、指導などを行っています。そのほか、近年の市の大きな動きとしては、平成24年（2012年）4月からの家庭系ごみ分別収集の区分変更、および豊中伊丹スリーR・センターの業務開始、平成28年（2016年）4月からの豊中市伊丹市クリーンランド新ごみ焼却施設の本格稼動などがあげられます。

「第2次豊中市環境基本計画」で評価指標としていた「ごみの量 平成21年度（2009年度）比」については、計画の実施以降、市民・事業者・行政による継続した取組みの成果により、目標達成のめやす線を下回る状況で減少してきましたが、平成27年度（2015年度）、平成28年度（2016年度）では増加に転じています。これには、本市における人口増加や景気の動向、平成28年度（2016年度）に施行された持ち去り行為の禁止規定による影響などの複合要因と考えられています。



現状と課題

本市の人口は増加傾向にあり、国勢調査によると、平成27年（2015年）10月には約39万5千人となり、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設の施設規模設定人口の36万4千人より3万人強上回っています。人口の増加が今後もしばらく続くと予想されていることからも、市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量にいっそう取り組んでいく必要があります。現在、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設は、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の計画量（約100千t/年）を上回るごみが搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況となっていること、また、豊中市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場については、今後とも安定的な最終処分場を確保するため、延命化を図る必要もあることから、今後さらにごみ減量を進めていく必要があります。特に、可燃ごみに多く含まれる食品ごみ・紙ごみの減量を進めることで、家庭系ごみ、事業系ごみを減量するとともに、資源化率を向上させることが必要です。

そのためには、環境にやさしいライフスタイルを一人ひとりが実践し、市民・事業者・行政が連携しながら継続的な取組みをいっそう進めていくとともに、少子・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容を踏まえ、地域における循環型社会の構築に向けた施策を実施していく必要があります。

その他にも、災害の頻発化・激甚化といった社会・気象状況の変化のなか、大規模な地震や風水害が発生した際には、大量の災害廃棄物が発生することから、こうした事態に対する平時からの備えが必要となっています。産業廃棄物においては、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、適正処理を計画的に進めるとともに、事業者に対して、期限内処理について周知を行う必要があります。

4.都市における自然との共生をめざした社会づくり

これまでの主な取組み

本市の緑地の保全および緑化の推進については、平成11年（1999年）5月に策定した「豊中市みどりの基本計画」を中心に、市民・事業者・行政が一体となって、質の高いみどりの保全・創出と、歴史や文化、景観やまちなみなど、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めてきました。

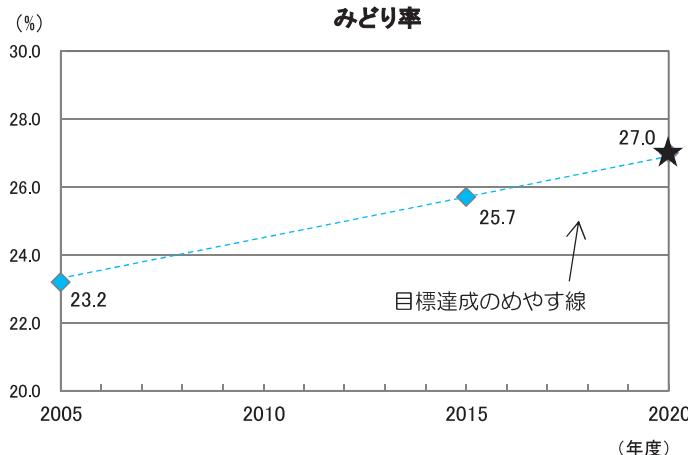
平成17年度（2005年度）には、それまでの施策に対する中間総括を行い、「選択と集中」の手法を取り入れながら取組みを進めてきました。中間総括では、樹林・樹木とともに、草地、農地、水面、屋上緑化などが、美しいまちなみの創出やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の維持等物理的な側面とともに「関わり」の面において市民の満足度に寄与すると考えられることから、これらが市域面積に占める割合を示す「みどり率」を新たな指標に設定しました。また、少子高齢化、人口減少、地球環境問題や防災の意識の高まりなど、多様な都市問題に対応したみどりの保全・創出の取組みとして、交流拠点づくりや緑化リーダーの養成、市民による地域緑化の支援などを始動し、市民参加による緑化活動の基礎づくりを進めてきました。

まちなみにおける地域の自然環境の保全については、服部緑地や千里緑地などのまとまりのあるみどりの保全とともに、公園・緑地やビオトープなどにおける自然環境啓発を推進してきました。市街化が進む中、希少な種であるヒメボタルの保全を推進するために「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」を指定しました。

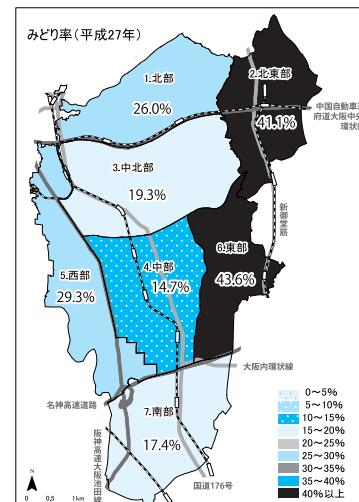
都市の景観形成においては、都市景観形成推進地区の指定や景観形成協定、建築協定の締結や、子どもたちが景観について学ぶことができる「とよなか・景観学習帳」を用いた意識啓発などを進めています。

「豊中市みどりの基本計画」は、平成29年度（2017年度）に見直しを行い、都市緑地法運用指針の参考資料である「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」に基づき、生物多様性にも配慮した計画としました。

図 第2次環境基本計画における指標の達成状況



※みどり率＝（樹林・樹木+草地+農地+水面+屋上緑化で覆われた面積）／市域面積



地域別のみどり率（第2次みどりの基本計画）

評価指標としていた「みどり率」（樹林・樹木に加えて、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合）については、平成17年度（2005年度）から調査を実施していますが、市民や事業者の協働による取組みや、「豊中市みどりの基本計画」に基づく継続的な取組みの成果により、平成27年度（2015年度）調査では25.7%となり、目標の27.0%に向けて順調に推移しています。また、最新の市民意識調査の結果（平成29年度（2017年度）実施分）では、市民の「身近なみどりに対する満足度」は7割近くに達しており、周辺にみどりを感じられる環境が一定水準に到達していることが伺えます。

現状と課題

最新の調査では「みどり率」は増加していますが、市街化の進行と樹木の腐朽などにより、良好な都市景観を形成している貴重なみどりが減少するとともに、農地や農業用水の確保に利用されていたため池が減少しています。今後は、残された樹林地などのまとまりのあるみどりの保全とともに、老木化した緑化樹木などへの対応が求められる新たな段階を迎えています。

まちなかでは、開発行為などによってまとまりのある樹林地や農地が減少した場所が見られる一方で、公共施設の整備や環境配慮指針による宅地化などの開発行為に伴う緑化協議などによるみどりの増加が見られています。今後もみどりを保全・創出する制度を推進するとともに、積極的な普及啓発や、市民との協働によるまとまりのあるみどりの保全などが求められます。また、身近なところで季節を感じられる沿道緑化や壁面緑化等の普及促進など、視覚的に効果のある多様なみどりの配置や育成についての検討も必要です。良好な地域のみどりの環境の維持には、地域住民が話し合いや調整を行い、公園・緑地や緑道を魅力的に活用していくための自主管理協定制度や愛護活動制度、豊中市アダプトシステムなど、市民が地域のみどりの維持管理に関わっていくことが不可欠です。これらの取組みに参加する団体数は、近年は横ばい傾向となっており、活動を後押しするためのさらなる情報発信や啓発、市民が活動に参加しやすい機会づくりなどの取組みが求められます。

生物多様性の状況をみると、概ね昭和30年（1955年）から昭和40年（1965年）に行われた調査結果では、市内に生育する植物種は約1,033種（「新修豊中市史第3巻（自然）」より）となっていますが、平成15年（2003年）から平成19年（2007年）にNPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21が行った調査では、これらの種類のうち51種が確認できなかったとの報告があり、生物種の減少が懸念されています。市民との協働による森林病害虫対策や里山保全など、適正な維持管理による樹林地などの保全とともに、エコロジカル・ネットワークの形成など生物多様性に配慮した取組みが求められます。

今後、「第2次豊中市みどりの基本計画」をもとに、「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」をめざすとともに、良好なまちなみづくりの実現をめざして施策を推進していく必要があります。

5.安全で快適な都市環境づくり

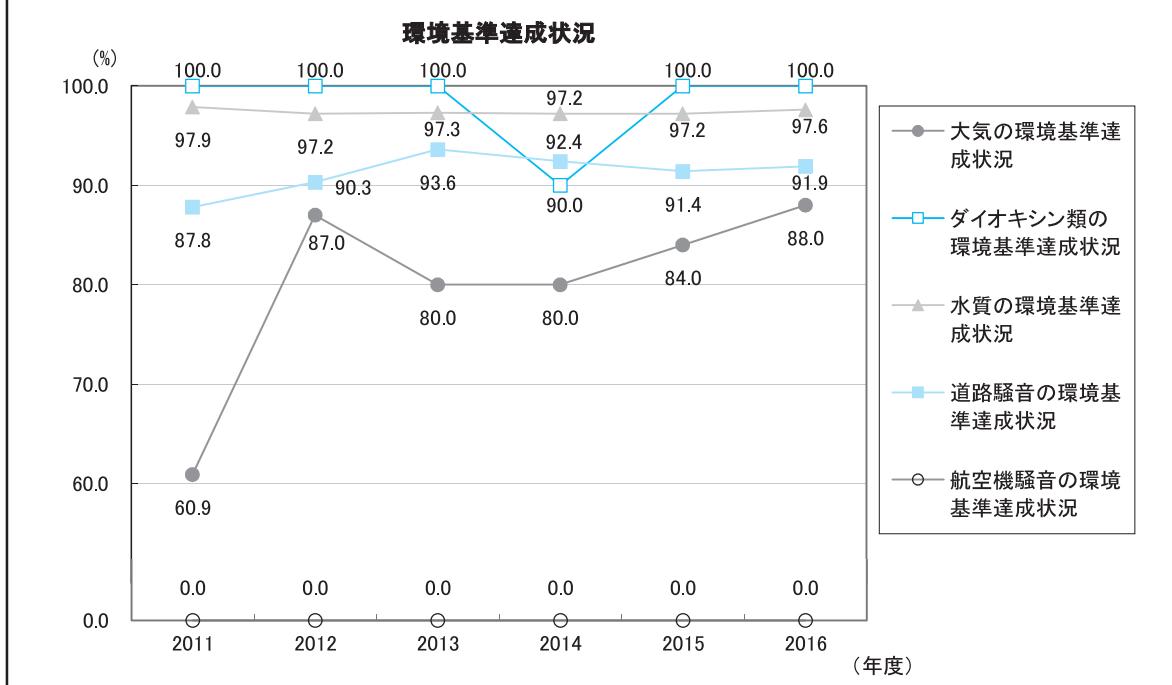
これまでの主な取組み

本市では、大気汚染や水質汚濁などの典型公害対策として、発生原因である工場・事業場に對して届出や立入検査により規制基準の遵守を指導してきました。また、大気汚染常時監視測定局でPM2.5（微小粒子状物質）や光化学オキシダントなどの大気汚染物質を24時間観測した結果をホームページで即時公表し、注意喚起に努めています。航空機騒音についても常時監視を実施するとともに、空港設置管理者や各航空会社に対して低騒音機の導入や騒音軽減運航の推進を要望しながら、周辺地域の整備および環境改善に努めてきました。

ヒートアイランド対策としては、小学校などにおけるみどりのカーテンづくりを支援するなど、市街地における壁面緑化、屋上緑化の普及・促進や透水性舗装などを推進してきました。また、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、1,000平方メートル以上の開発など大規模な事業を行う場合に、環境に配慮したものとなるよう事業者と豊中市が協議し、緑地および透水性舗装などを含めた事業区域の緑化および雨水浸透などを進めてきました。

評価指標としていた環境基準の達成状況については、平成23年度（2011年度）からの6年間で、大気、水質、道路騒音については、増減しながらほぼ横ばいとなっています。ダイオキシン類についても、平成26年度（2014年度）をのぞいて100%を達成しています。航空機騒音については、航路直下では環境基準を達成することが難しい状況にありますが、低騒音機の導入等が一定進んでおり、中長期的には少しづつ改善傾向にあります。

図 第2次環境基本計画における指標の達成状況



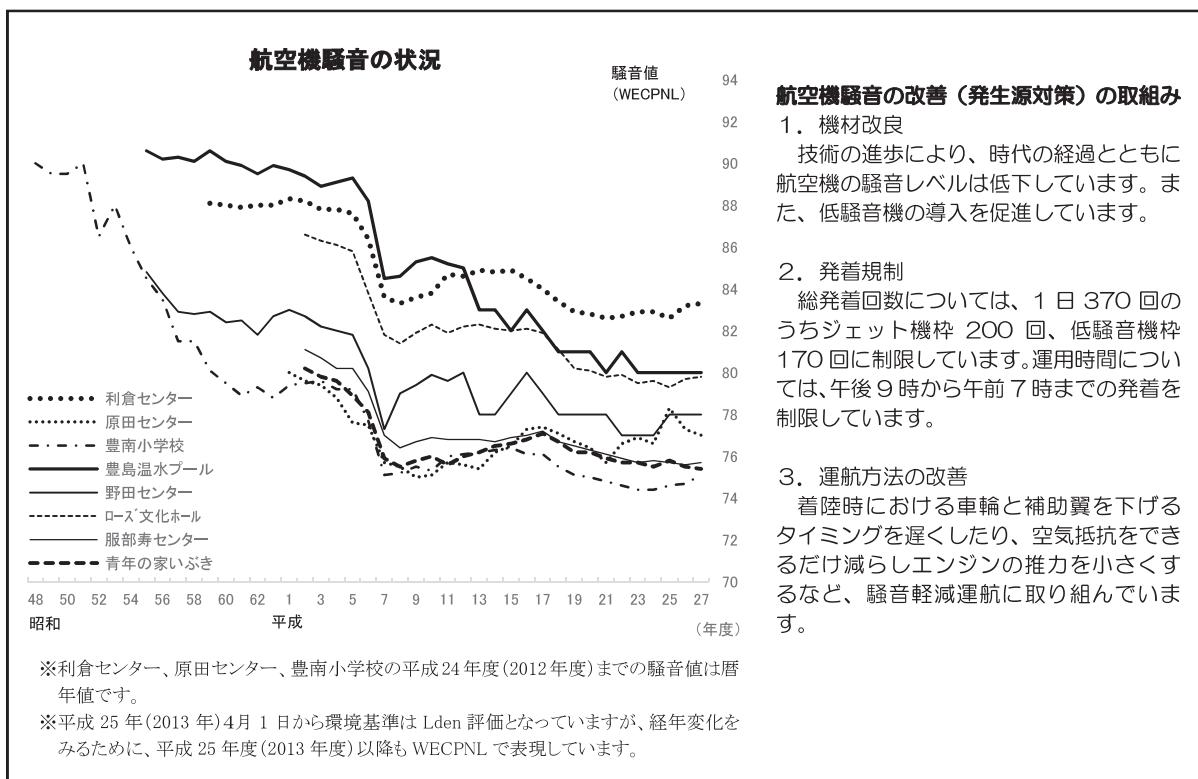
現状と課題

本市での典型公害に関する環境基準達成状況は、これまでの継続した取組みの結果、ほぼ良好な状態を保っています。今後も、大気環境、水環境、土壤環境への負荷が自然の物質循環を損なわないよう、健全なまちをめざしていく必要があります。また、昭和50年代に多用されていたアスベスト含有建材を使用した建物の解体工事は平成40年頃にピークを迎えると言われていることから、解体現場パトロールやアスベスト濃度測定を行い、アスベスト飛散防止対策を進めることが必要です。

また、都市・生活型公害に関しては、市独自で解決が困難なPM2.5（微小粒子状物質）や光化学オキシダントおよび航空機騒音などに対する広域的な取組みについて、継続的に関係機関（国や大阪府、空港設置管理者や各航空会社等）に積極的に働きかけるとともに、環境の現状や対策の実施状況について市民に伝わりやすい手段で情報提供を行っていく必要があります。ヒートアイランド対策としては、市街地における緑化を促進するとともに、環境配慮対象事業において、引き続き事業者と十分に協議し、敷地内緑化の推進等の環境に配慮した取組みを進める必要があります。

水環境、水循環の取組みに関しては、近年の気候変動による集中豪雨などの異常気象を考慮して検討を進める必要があります。

未達成項目は環境基準達成100%に向けた取組みをいっそう推進しますが、航空機騒音については環境基準の達成状況に加え、下記のような改善の取組み状況とあわせて総合的に評価する必要があります。



第3章 望ましい環境都市像・環境目標

第3章 望ましい環境都市像・環境目標

本計画と「第3次豊中アジェンダ21」は“望ましい環境都市像”“基本姿勢”“環境目標”を共有し、両輪となって環境への取組みを進めます。取組みを推進するにあたっては、「参加・協働」、「地域性・広域性・国際性」、「共存・共生」を基本姿勢とします。

望ましい環境都市像

環境のまち・豊中～未来を見すえ 地域のみんなで創ろう～

望ましい環境都市像は序章「将来のまちのすがた」で示されるように、市民・事業者・行政の行動計画「第3次豊中アジェンダ21」策定の中で、市民意見をもとにまとめられたものです。

| | |
|------------------|---|
| 市民参加・協働 | 地域の環境活動に市民・事業者が参加し、行政とともに協働で取り組むまち |
| 人にやさしい | 多様な世代が地域の中でつながり、安全・安心に住み続けやすいまち |
| まちづくり | 地域活動が活発で、地域の特徴に応じたまちづくりができるまち |
| 環境学習・環境教育 | みんなが環境についてともに学び、行動に取り組むまち |
| 地球環境 | 地球温暖化を今よりも進めないため、自分にできることから取り組むまち |
| エネルギー | くらしの中で省エネルギーを意識し、みんなで自然エネルギーの導入に取り組めるまち |
| 交通 | 歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち |
| 省資源・循環型社会 | ごみになるものを減らし、資源として循環することができるまち |
| 食・農 | 地産地消で広がる活き活き農業と、「とよっぴー」を紡いで食育が実感できるまち |
| 自然との共生 | 多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち |
| 歴史・文化 | 身近なところで、育んできた歴史・文化・景観を感じられるまち |
| 音・水・大気 | 騒音や有害な化学物質のない、きれいな水や空気があるまち |

望ましい環境都市像のさまざまな視点から捉えられたまちの像、環境分野の各目標は互いに関連しています。

環境目標

環境目標は本行政計画「第3次豊中環境基本計画」策定の中で、分野別計画と整合を図りながら、定められたものです。「第2次豊中市環境基本計画」の環境分野や目標を基本的に踏襲しています。

環境目標① よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む

「豊中アジェンダ21」との両輪での取組みをいっそう進めながら、これまで関わる機会の少なかった市民や事業者の参加を促すことで、豊中の環境活動のすそ野がひろがるような取組みを進めていきます。

環境目標② 1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)を平成39年度(2027年度)までに平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、低炭素社会をめざす

平成62年度(2050年度)の削減目標は「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジマイス70プラン)」の目標値を維持し、平成2年度(1990年度)比70%削減とし、取組みを進めていきます。

環境目標③ 発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を平成39年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす

中間目標年度(平成34年度)に焼却施設で適切に処理できる量(平成27年度比4%減)に収めるようごみ減量を推進し、最終年度(平成39年度)には大阪府内自治体の上位水準の焼却処理量を達成できるよう取組みを進めていきます。

環境目標④ みどり率27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす

「第2次豊中市みどりの基本計画」をもとに、「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」をめざすとともに、良好なまちなみづくりの実現をめざして、市民・事業者・行政の協働のもと取り組んでいきます。

環境目標⑤ 環境基準の達成状況100%で快適な都市環境をめざす

環境の監視を継続し、市独自での解決が困難な問題に対しては、国や大阪府、周辺地域、その他関係機関と連携して、より良い生活環境づくりに取り組んでいきます。

環境分野

環境政策を
推進するための
総合的な
しくみづくり

持続可能な
低炭素社会づくり

廃棄物の減量および
適正処理を通じた
循環型社会づくり

都市における
自然との共生を
めざした社会づくり

安全で快適な
都市環境づくり

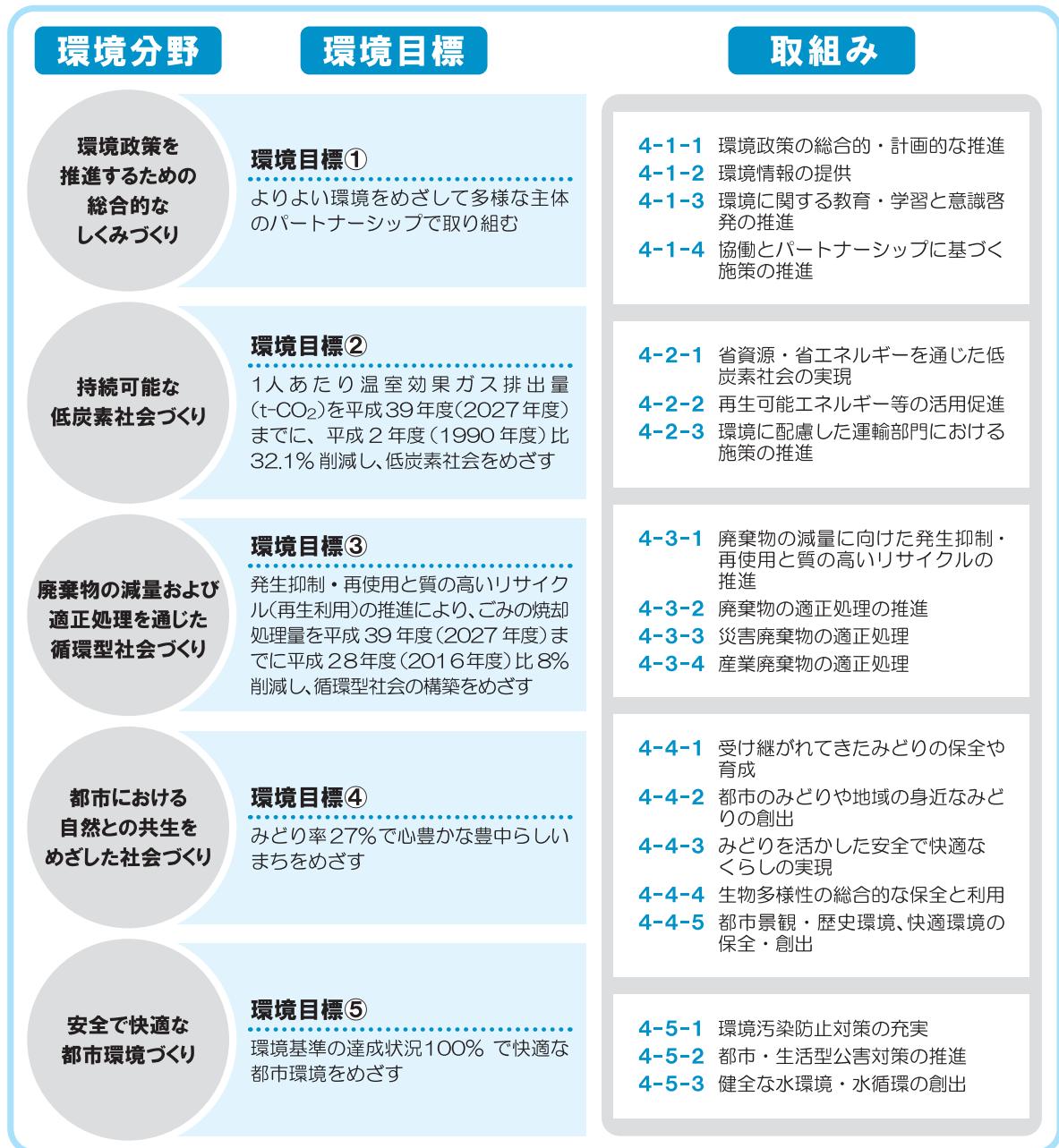
第4章 目標達成のために取り組むこと

- 4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり
- 4.2 持続可能な低炭素社会づくり
- 4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
- 4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり
- 4.5 安全で快適な都市環境づくり

第4章 目標達成のために取り組むこと

第4章では、5つの環境分野ごとの目標の達成に向けて、これまでの豊中市の取組みと現状、課題を踏まえ具体的に取り組むこと（施策）と、その取組みの達成状況を測るための指標を示しています。

施策体系



指標

指標のうち、目標達成に最も影響を与えるものを「代表指標」として選定しています。指標には、事業の実施に直接関連することと、目標に向けた取組みを推進した成果という2つの側面があります。

4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 複雑化する環境課題に対応するため、これまで以上に行政部局間の連携を持つこと。
- これまで環境活動に関わりの少なかった若年層や、シニア層など多様な世代の環境活動の取組みを促進すること。
- これまで環境分野に関わりの少なかった市民や事業者の参加を促し、関わる人のすそ野を広げていくこと。
- 「豊中アジェンダ21」の普及や、「豊中アジェンダ21」と「環境基本計画」との連携強化により、協働とパートナーシップによる取組みを発展させること。

環境目標 ①

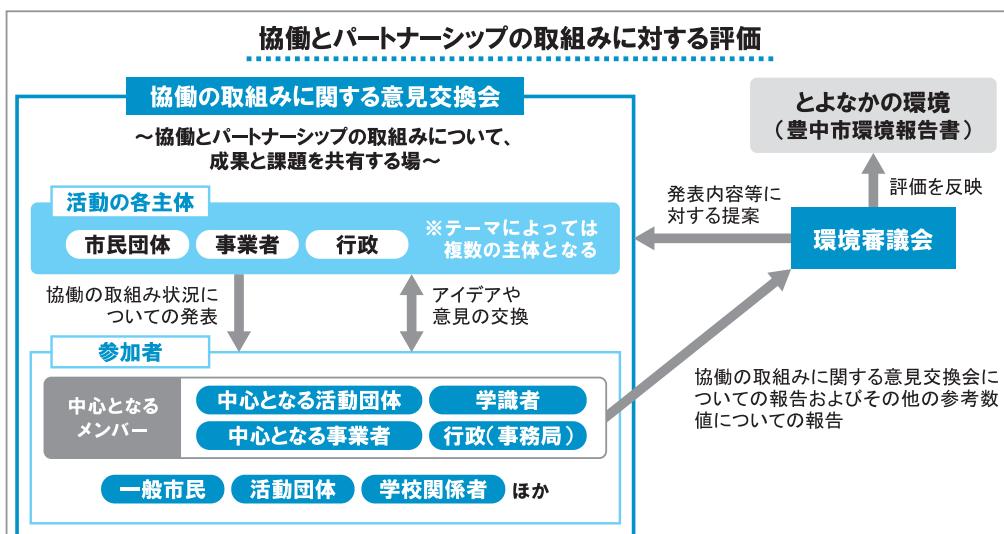
よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む

豊中市では、「とよなか市民環境会議」が平成10年度（1998年度）に、「豊中アジェンダ21」（地球環境を守る市民・事業者・行政の行動計画）を策定するなど、これまで市民・事業者・行政などさまざまな主体が連携し、協働とパートナーシップによる環境問題への取組みを進めてきました。

今後も、こうした活動の支援を継続実施するほか、「豊中アジェンダ21」との普及促進を図り、施策の推進につなげていきます。

さらに、環境以外の分野で活動する市民団体や、環境関連以外の行政部局、また、これまで環境に対する関心が低かった市民、事業者など多様な主体への働きかけによって活動のすそ野をひろげ、多くの市民の方が環境活動に加わることで、これまで以上によりよい環境をめざして取り組んでいきます。また、環境に関する教育や学習への取組みを推進し、これまで環境活動にあまり関わらなかった人を含めて幅広い市民、事業者等の取組み促進を図ります。

評価については、次に示す「協働とパートナーシップの取組みに対する評価」と次ページに示す「参考数値」により評価をおこないます。



協働とパートナーシップの進行管理について

多様な主体のパートナーシップの取組み成果は、定量評価（数値による評価）だけでは進捗評価をできない側面があります。

このため、協働とパートナーシップ活動を振り返り、取組みの成果や課題を共有する場（「協働の取組みに関する意見交換会」）を毎年開催します。発表によって、協働の取組み状況を共有するとともに、参加者同士等でアイデアや意見の交換、アドバイスなどを行い、よりよいパートナーシップを築くことができるようとするものとします。

環境審議会では、「協働の取組みに関する意見交換会」の結果と参考数値の動向を踏まえて進行管理を行います。

このような評価方法は、初めての試みであることから、計画期間内で確立させていくこととします。

「協働の取組みに関する意見交換会」では、協働の取組みに関わっている各主体が、それぞれの立場から発表し、以下のような議論の視点を踏まえて、さまざまな側面から成果と課題を共有し、「協働の取組みに関する意見交換会」でのアイデア等を今後の持続的な協働の取組みに結び付けることが期待されます。

■議論の視点の例■

- | | |
|----------------------|---|
| ○協働で取り組むメリットや意義について | ○取組みに関与した人や団体、組織の広がりについて <新しい参加者をどのように巻き込んだかを含む> |
| ○協働したからこそ達成された事柄について | ○取組みの継続性や発展性について |
| ○主体間の適切な役割分担について | ○計画の妥当性について |
| ○取組みに対するニーズや必要性について | ○人材や予算確保の状況について |
| ○取組みの先駆性やオリジナリティについて | ○情報の発信について |
| ○取組みの対象となる地域的な広さについて | |

（参考数値）

| 参考数値 | 参考数値の示すもの |
|--|--|
| 豊中市環境委員会の開催回数（回） | 環境政策の総合的・計画的な推進状況 (主として、施策の方針 4-1-1 の状況を示す) |
| 環境交流センターのHPアクセス数（ページビュー数） | 環境情報の提供状況 (主として、施策の方針 4-1-2 の状況を示す) |
| イベント参加者数（人） (地球温暖化防止イベント+みどりに関するイベント+ごみ減量に関するイベント+環境の保全に関するイベント) 参加者数合計 | 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進状況 (主として、施策の方針 4-1-3 の状況を示す) |
| 市民団体・事業者などの 環境活動の取組み事例数（件） <注 1> | 協働とパートナーシップに基づく施策の推進状況 (「環境政策を推進するための総合的なしくみづくり」全体の状況を示す) |

<注 1>とよなか市民環境会議を中心とする市民団体・事業者などの環境活動の取組み事例数

※パートナーシップについては、「指標」の在り方が確立されていない側面があるので、「協働の取組みに関する意見交換会」の場で出てきた数値についても参考数値として改善を図ることを検討する。

◆施策の方針

4-1-1 環境政策の総合的・計画的な推進

①環境基本計画の進行管理・評価、部局間連携の推進、広域連携の推進

とよなかの環境（豊中市環境報告書）を公表し、豊中市環境審議会による評価と市民からの意見・提案とともに施策や事業を見直して改善を図りながら計画を推進するとともに、全庁的な推進組織により、計画の進行管理および評価を行います。

市域を越えて解決が必要である問題、あるいは広域連携が有効な事業については国や他の自治体とも連携して取り組みます。

（主な施策・事業）

- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）の公表
- ・環境委員会の開催
- ・国・大阪府・市町村の合理的な役割分担と北摂・阪神地域自治体連携の推進

4-1-2 環境情報の提供

①環境情報の収集・整備および効果的な提供

環境に関する情報の普及・促進を図るため、所有する情報の積極的な公開に努めるとともに、広報誌や情報誌、インターネットやケーブルテレビなどさまざまな広報媒体を活用し、意識啓発を図ります。また、出前講座により情報を提供するとともに、各種啓発展示、イベント、講座などにおいて環境に関するテーマを積極的に取上げ、PRを行います。さらに、市民・事業者・行政が相互に情報を交換できる交流の場づくりを行います。

（主な施策・事業）

- ・広報誌、市ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどを活用した情報発信と意識啓発
- ・環境交流センターの運営
- ・環境フォーラムなど環境関連イベントの開催
- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）による情報提供

4-1-3 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

①啓発活動の推進

市民・事業者・NPO・行政の自主的な環境行動を推進するために、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に啓発活動を行うとともに情報発信を充実させ、これまで環境活動にあまり関わりがなかった人を含め、幅広い市民・事業者等の取組みの促進を図ります。

（主な施策・事業）

- ・環境配慮契約の推進
- ・近距離の徒歩・自転車利用の促進
- ・地域イベント等での環境啓発活動

②環境教育・環境学習の推進

多くの市民・事業者・NPOの主体的かつ自律的な学習活動を推進するために、身近な場所でできる、多様な世代を対象にした、幅広いテーマによる環境学習を促進・支援します。また、将来の持続可能な社会を担う人材づくりに向けて、こども園・学校などの環境教育・環境学習の促進・支援策を構築するとともにその基盤整備を図ります。

広く市民団体・事業者・NPOなど、あらゆる分野からの環境学習に関する情報を受発信していくために、さまざまな媒体・場所の活用を図り、市民が学習しやすい環境づくりをめざします。

また、地産地消を進めしていくことで、不必要的エネルギー消費や CO₂ の排出削減を図るとともに、消費

新規
拡充

新たに本計画に掲載する施策・事業

前計画から拡充した内容で本計画に掲載する施策・事業

者にとって生産者の顔が見える距離で食料を手に入れられる、食の安心・安全につなげていきます。

全市域が市街化区域である豊中市においては、農地やため池、担い手となる農家が減少していますが、「食育」の観点とあわせ、地域の作物を学校給食の食材に提供するなど、地産地消の取組みを推進し、支援を行っていきます。

(主な施策・事業)

- ・小学校、こども園などの出前講座
- ・環境交流センターをはじめとした環境関連施設*の運用
- ・体験型環境教育の充実
- ・ESDリソースセンター（Web）の運用
- ・とよなか市民環境展の開催
- ・地産地消に関するイベントの開催
- ・学校給食における地場産野菜の利用
- ・こども園での環境食育推進事業

*豊中市伊丹市クリーンランド（豊中伊丹スリーR・センター、ごみ焼却施設）、緑と食品のリサイクルプラザ、花とみどりの相談所など

4-1-4 協働とパートナーシップに基づく施策の推進

①環境政策・決定への市民参加・参画の推進

市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」の策定、進行管理にあたって、市民・事業者と協働で取り組みます。計画の策定や進行管理にあたっては、多様な市民の意見を反映させるようワークショップなどを実施し、参加・参画を促進します。合意形成の場においては、専門的な知識と経験、情報が必要とされるため、事業者・団体の環境部門担当者や経験者などと連携を図るとともに、さまざまな選択肢のある早い段階で市民の参加の機会の確保に努めます。

(主な施策・事業)

- ・協働事業市民提案制度や提案公募型委託制度の活用促進
- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）に対する市民意見の募集
- ・市民ワークショップの開催
- ・豊中市環境審議会の市民公募委員の起用

②市民やNPOなどの自主的な公益活動の支援・促進

市民・市民団体・事業者・NPOなどの多様な主体の自主的・自発的な活動や取組みを支援するため、活動の場の提供や情報提供などを通じて、ネットワークづくりや環境ボランティア活動に対する支援を進めます。また、NPOをはじめとする市民公益活動団体に対して、まちづくり活動への協力・支援、アドバイザー派遣、情報の提供、市民公益活動推進助成金制度、表彰制度、組織育成への支援などの措置を講じます。

また、自治会等の地縁型の組織と、専門性・経験・人材・ネットワーク等が豊富なNPOなどのテーマ型団体が連携した活動の支援に取り組みます。

(主な施策・事業)

- ・環境交流センターの運営
- ・環境活動に取り組んでいる団体に対する顕彰制度の充実
- ・事業者に対する環境マネジメントシステム認証取得などの支援の検討
- ・事業者のCSRの促進

③多様な活動主体の協働による事業の推進

豊中市の市民・事業者・行政が協働して策定した市民行動計画である「第3次豊中アジェンダ21」について、さまざまなメディアやイベントなどを活用して市民・事業者への普及・推進を図ります。

また、「第3次豊中アジェンダ21」を実際に進めるための組織「とよなか市民環境会議」（平成29年（2017年）4月現在、140団体）の参加団体拡充と活動内容の充実を図るとともに、市民や事業者等に具体的な行動の実践を促し、計画を推進します。

また、社会環境の変化に対応した具体的な事業展開をめざし、市民・事業者・NPO・行政などによる協働型の事業展開を図ります。

(主な施策・事業)

- ・協働の取組みに関する意見交換会の開催 新規
- ・環境交流センターにおける他団体との事業連携
- ・とよなか市民環境会議の活性化
- ・他部局主催イベント等や広報活動を通じての「第3次豊中アジェンダ21」の周知

4.2 持続可能な低炭素社会づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 低炭素社会の実現をめざして、省資源・省エネルギー化を進めること。
- 再生可能エネルギー等の活用を促進すること。
- 充実した公共交通網を活かした運輸部門での取組みを推進すること。

環境目標②

1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)を平成39年度(2027年度)

までに平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、低炭素社会をめざす

豊中市では、平成19年度(2007年度)に策定した「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70 プラン)」において、平成62年度(2050年度)に市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を平成2年度(1990年度)比で70%削減するという高い目標を長期的に展望しながら、平成32年度(2020年度)には20%削減するという目標を設定し、地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。

また、平成29年度(2017年度)に策定した「第2次地球温暖化防止地域計画」においては、それまでの目標設定の考え方を踏襲し、市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を平成2年度(1990年度)比で、平成39年度(2027年度)に32.1%削減するという目標を設定しています。この目標は、国の計画の目標よりも高い、意欲的なものであり、市民・事業者・行政の協働によって地域での地球温暖化対策をよりいっそう推進していくものとなっています。豊中市では、個々の家庭や事業所での取組みが特に重要であることから、生活習慣の見直しや、省エネルギー行動への機運を盛り上げる一斉取組みについても、今後重点的に情報発信していきます。また、地球温暖化に対する緩和策とともに、既に起りつつある地球温暖化によるリスクや、気候変動による影響への適応策についても取組みを進めていきます。

指標

| 指標 | 指標の示すもの | 目標 【平成39年度(2027年度)】 |
|---|--|--------------------------|
| 【代表指標】 | | |
| 市民1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /人) 平成2年度(1990年度)比(%) | 市域の温室効果ガス排出総量を人口1人あたりに換算した量 | 平成39年度(2027年度)までに32.1%削減 |
| 【指標】 | | |
| 部門別温室効果ガス排出量(t-CO ₂) 平成2年度(1990年度)比(%) | 産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門別の削減状況を示す (※各部門の定義を参照) | 減少 |
| 家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量(GJ/人) | 省エネルギーの取組みの進捗状況などを示す | // |
| 業務部門の床面積1m ² あたりのエネルギー消費量(GJ/m ²) | 事業者(製造業を除く)のエネルギー消費量の状況を示す | // |
| 再生可能エネルギー等設備導入量(kW) | 再生可能エネルギー等設備の導入状況を示す | 増加 |
| 市民1人あたり自家用車の登録台数(台/人) | マイカーに頼らないライフスタイルの広がりの状況を示す | 減少 |
| 市内に登録された自動車1台あたりの温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /台) | 業務用自動車及び自家用車を含む自動車の燃費向上やエコドライブの推進の状況を示す | // |

(※) 各部門の定義

| 部 門 | 定 義 |
|-----------|---|
| 産 業 部 門 | 製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出。運輸部門に関するものを除く。 |
| 業 務 部 門 | 産業・運輸部門に属さない、企業・法人のエネルギー消費(商業部門全般。卸売業、飲食店、小売店、教育施設、病院、娯楽施設など第3次産業が中心)に伴う排出。運輸部門に関するものを除く。 |
| 家 庭 部 門 | 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。自家用車に関するものは除く。 |
| 運 輸 部 門 | 人の移動や物資の輸送にかかるエネルギー消費に伴う排出。輸送形態により、自動車(業務用自動車及び自家用車を含む)、鉄道、船舶、航空に区分される。 |
| 廃 棄 物 部 門 | 一般廃棄物、産業廃棄物の埋立・焼却、下水処理に伴い発生する排出。 |

◆施策の方針

4-2-1 省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現

①住宅や機器の更新等による家庭の省エネルギー化の推進

民生家庭部門は、豊中市においてエネルギー消費量が多い部門の一つで、平成27年度（2015年度）推計では温室効果ガス排出量の全体のうち33%と高い割合を占めています。主な排出の原因として暖房・冷房、給湯、動力・照明があげられます。暖房・冷房対策として、建物の断熱化が期待されており、住宅の省エネ改修の普及やZEHなど高度な省エネ住宅の導入促進を図ります。また、給湯、動力・照明等への対策として、高効率な省エネ機器導入の支援など効果的な削減策を実施します。

（主な施策・事業）

- ・省エネ相談会、家電や住宅の省エネ診断等の実施
- ・補助金等による高効率省エネ機器の購入や買替え促進
- ・住宅の省エネ改修や高度な省エネ住宅導入の支援

新規

②事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

民生業務部門は、平成2年度（1990年度）と比べてエネルギー消費が大きく増加し、それに伴って温室効果ガスの排出量も増加し、平成27年度（2015年度）推計では全体の33%を占めています。国の温暖化対策計画では、平成25年度（2013年度）比で平成42年度（2030年度）に40%削減するなど、大きな目標が掲げられています。市においても排出割合の多い、暖房・冷房、給湯、動力・照明の省エネルギー化を中心に行うなど、関係機関と連携しながら対策を図っていきます。

一方、産業部門では温室効果ガスの排出量は平成27年度（2015年度）には、製造業の事業所数が大きく減少したことから、平成2年度（1990年度）と比べて約40%に減少しています。国や大阪府の施策や規制が大きく影響することから、引き続き動向を注視するとともに、国レベルの対策や民生業務部門の対策に準じた取組みを進めます。

（主な施策・事業）

- ・事業所の省エネ診断等の実施
- ・従業員に対する環境学習の支援
- ・環境マネジメントシステムの取得支援

③環境に優しいライフスタイルへの転換

日々のエネルギーの使い方を知ってライフスタイルをふりかえることにより、一人ひとりの環境への関心がいっそう高まり、さらなる省エネ行動につながります。

毎日の暮らしの中で、省エネに関する情報や必要なアドバイスが得られる機会を提供するとともに、世代別、ライフスタイル別などを考慮して取り組みやすい活動を提案するなど、地域で省エネ行動の輪が広がることで、より大きな効果につながるよう、ライフスタイルの転換につながる取組みを進めます。

さらに、市民の一体感や達成感が共有され、自発的な取組みがさらに活性化されるような一斉取組みを進めます。

（主な施策・事業）

- ・エネルギーの見える化の推進
- ・日常的な省エネ行動の推進
- ・打ち水やライトダウンなど、みんなで一斉に行う取組みの普及啓発
- ・地球温暖化防止基金の活用

4-2-2 再生可能エネルギー等の活用促進

①再生可能エネルギー等導入支援

温室効果ガスを排出する化石燃料等からの脱却を図るため、クリーンかつ持続可能なエネルギーとして、

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、地域の特性にあった再生可能エネルギー等の普及が期待されています。

国は、平成42年度（2030年度）には平成25年度（2013年度）に比べ太陽光発電の発電量を7倍程度に拡大することを想定しています。

市では、南に傾斜した地勢を活かし、太陽エネルギー利用設備（太陽光発電システム・太陽熱利用システム）導入促進の取組みを進めるとともに、市有施設においては、排熱や消化ガスなど未利用エネルギーの利用促進に努めます。

（主な施策・事業）

- ・太陽光発電システム、太陽熱利用システムの普及促進
- ・再生可能エネルギーに関する普及・啓発

②市有施設での率先的導入と普及・啓発の促進

市役所や公共施設などの市有施設において、率先的に再生可能エネルギー等の導入を図るとともに、全庁的に再生可能エネルギー等への理解と活用に努めます。

（主な施策・事業）

- ・小・中学校をはじめとする公共施設への太陽光発電システム等設置の推進
- ・小水力発電など水エネルギーの利用
- ・排熱・消化ガスの利用

4-2-3 環境に配慮した運輸部門における施策の推進

①公共交通利便性向上の促進

運輸部門における温室効果ガスの排出量は、平成11年度（1999年度）から徐々に減少してきています。車種別では、乗用車では大幅に削減が進んでいますが排出量は最も多い状態です。また、普通貨物車においては削減がほぼ進んでいないことから、乗用車、普通貨物車の利用抑制および公共交通機関の利用促進を図ります。

（主な施策・事業）

- ・「公共交通改善計画」の策定 新規
- ・ノーマイカーデーの促進などによる自動車利用・需要の抑制
- ・バスロケーションシステムの導入や乗り継ぎの円滑化などによる公共交通の利便性の向上 新規
- ・公共交通の利用促進と意識啓発のための交通環境学習の実施

②安全で快適な自転車利用環境の創出

自転車が安全で、快適に利用できるような交通環境の配慮に向け、歩行者・自転車・自動車の利用状況や道路幅員などの現況を踏まえながら、既存の道路の有効利用により、市全域を対象に自転車通行空間のネットワーク整備を進めます。

（主な施策・事業）

- ・自転車通行空間の整備 拡充
- ・自転車利用マナーの啓発
- ・駐輪場の整備など放置自転車対策

③エコドライブの推進、次世代自動車の普及促進

低炭素社会の実現をめざすにあたって、自動車を使用しながら温室効果ガス排出量を削減するために、次世代自動車の普及や、エコドライブの推進等が求められています。

（主な施策・事業）

- ・エコドライブの啓発
- ・次世代自動車に関する情報発信

4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入。
- 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容。
- 発生抑制・再使用を推進するための、市民・事業者・行政の三者による協働の促進。
- 家庭系・事業系ごみの減量の推進（食品ごみ・紙ごみ等）。
- リサイクルと適正処理に適した分別収集体制の拡充。
- 中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用。

環境目標 ③

発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）の推進により、ごみの焼却処理量を平成39年度（2027年度）までに平成28年度（2016年度）比8%削減し、循環型社会の構築をめざす

豊中市では、「豊中市一般廃棄物処理基本計画」、およびアクションプランである「豊中市ごみ減量計画」に基づき、循環型社会づくりに取り組んできました。

今後は3R（発生抑制・再使用・リサイクル）のうち、特に優先順位が高い発生抑制・再使用に比重を置いて取組みを進めるとともに、質の高いリサイクルを推進し、よりいっそう、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の減量を図るために、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」においてごみの焼却処理量を平成39年度（2027年度）までに平成28年度（2016年度）比8%（約9千t）削減することを目標に掲げます。なお、ごみの焼却処理量は、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみ（可燃ごみ+選別可燃物）の年度合計です。

指標

| 指標 | 指標の示すもの | 目標 【平成39年度（2027年度）】 |
|--|---|---|
| 【代表指標】 焼却処理量（t） | 豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみ（可燃ごみ+選別可燃物）の年度合計量 | 約95千t/年 平成28年度（2016年度）比 約9千t（約8%）削減 (H28年度（2016年度）実績： 約104千t) |
| 【指標】 家庭系ごみ1人1日あたり排出量（g） (再生資源を除く) | 豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系ごみ搬入量（資源除く）の1人1日あたり量 | 約387g (H28年度（2016年度）実績： 約414g) |
| 事業系ごみ排出量（t） (再生資源を除く) | 豊中市伊丹市クリーンランドへの事業系ごみ搬入量（資源除く）の年度合計量 | 約38千t (H28年度（2016年度）実績： 約43千t) |
| 資源化率（%） | ごみの総量（発生量（資源含む））（年度）に対する家庭系および事業系ごみのうち資源化されるごみの合計量（年度）の割合 | 約19% (H28年度（2016年度）実績： 約16%) |

◆施策の方針

4-3-1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進

①市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築

ごみの減量につながるライフスタイルや事業活動を市民・事業者に浸透させるため、市民・事業者・行政が目的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取組みを進めます。また、環境学習等の機会を通して、市民・事業者の自発的な3R行動を促進します。

(主な施策・事業)

- 3Rに関する環境学習・教育の充実 拡充
- 環境配慮型販売システムの推進
- 食品ロス・ゼロに向けた取組み 拡充
- 3Rに取り組む市民活動団体やグループ活動等との連携強化

②家庭系ごみ減量等に関する取組み

ごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図ります。地域における3Rの取組みについて、協働促進を図り、ごみの減量・リサイクルを推進します。

(主な施策・事業)

- 地域での3R活動の活性化 拡充
- 発生抑制・再使用の推進
- 再生資源集団回収の推進
- 多様な資源回収方法の構築
- 適切な分別排出の浸透
- 家庭系ごみの有料化の検討

③事業系ごみ減量等に関する取組み

事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理を推進するための情報提供等、支援策を充実します。排出ルールの浸透に向け、ごみ処理施設における搬入物調査の機会を通して適正な排出が行われるよう誘導します。

(主な施策・事業)

- ごみ減量に向けた情報提供
- 多量排出事業所におけるごみ減量の促進
- 搬入物調査の活用
- 中小規模事業者における分別排出の促進 拡充
- 食品廃棄物リサイクル等の推進
- イベント系ごみの発生抑制および再使用の推進
- ごみ処理費用負担の適正化

4-3-2 廃棄物の適正処理の推進

①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進

国・府の動向を注視するとともに、使用済小型家電や水銀使用廃製品等の回収、これまでも行ってきた時代の要請に応じた分別収集を今後も推進します。リサイクル、適正処理を推進するため、豊中市、伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドの三者で連携を強化します。焼却処理量の削減に努め、最終処分場の安定的な確保を図ります。

(主な施策・事業)

- ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進
- ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用

4-3-3 災害廃棄物の適正処理

①災害廃棄物処理対応の推進

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等に備えるため、必要に応じて、災害廃棄物計画の見直しを行います。また、収集運搬作業、中間処理施設の運転の維持・継続のため、災害時対応マニュアルの再整備等、総合的な災害対策の充実を図ります。

(主な施策・事業)

- ・災害廃棄物処理計画の実効性の確保
- ・収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備

4-3-4 産業廃棄物の適正処理

①産業廃棄物の減量化・適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者をはじめ、収集運搬・処分に関わる事業者に対して、産業廃棄物の減量化・適正処理に向けた指導・啓発を行います。

(主な施策・事業)

- ・排出事業者、処理業者に対する産業廃棄物適正処理についての指導・啓発
- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理
- ・不法投棄等の防止対策の推進

4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 受け継がれてきたみどりの保全や育成を進めること。
- 地域の身近なみどりを創出していくこと。
- みどりの普及啓発や緑化活動への支援を進めること。
- みどりを活かした安全で快適な都市環境を実現していくこと。

環境目標 ④

みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす

豊中市では、「豊中市みどりの基本計画」などに基づく自然環境の保全や都市のみどりの創造に取り組んできました。今後も、受け継がれてきたみどりの保全や育成、都市の緑化等に努め、市域全体でみどり率※27%をめざすとともに、豊中らしいまちなみがはぐくまれることをめざします。

また、公園や農地などのみどりの利活用を推進するため、新たな活用方策などの検討も進めています。

みどり率※…樹林・樹木に加えて、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合を評価するもので、以下の式で求められます。

$$\text{みどり率} = (\text{樹林} \cdot \text{樹木} + \text{草地} + \text{農地} + \text{水面} + \text{屋上緑化} \text{で覆われた面積}) / \text{市域面積}$$

指標

| 指標 | 指標の示すもの | 目標 【平成39年度(2027年度)】 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 【代表指標】 | | |
| みどり率 (%) | 樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合を示す | 27.0% H27年度(2015年度)実績:25.7% |
| 【指標】 | | |
| 緑被率 (%) | 樹林・樹木の面積が市域に占める割合を示す | 15.7% H27年度(2015年度)実績:14.4% |
| みどりに対する満足度 (%) | みどりの量だけでなく質の観点を含めた満足度を示す | 70.0% H27年度(2015年度)実績:67.2% |
| 市民1人あたりの公園・緑地面積 (m ² /人) | 都市の人口規模を勘案した市内にある公園・緑地の市民一人あたりの面積を示す | 7.17m ² H28年度(2016年度)実績:7.17 m ² |
| みどりに関するイベント参加者数 (人) | みどりに関するイベントによる啓発の成果やみどりに対する関心度を示す | 150,000人 (H30年度(2018年度)~H39年度(2027年度)累計) H18年度(2006年度)~H27年度(2015年度)実績:105,604人 |
| 市民参加による生物調査の参加者数 (人) | 身近な生物調査を通じた生物多様性の普及啓発の広がりを示す | 増加 |
| 生物多様性の認知度 (%) | 生物多様性についての啓発の成果や市民の関心度を示す | // |
| 景観に関する項目が盛込まれている地区計画・協定等の数 (件) | 良好な景観を持つ住宅地の広がりを示す | // |

◆施策の方針

4-4-1 受け継がれてきたみどりの保全や育成

①まとまりのあるみどりの保全や育成

公園・緑地や歴史や文化を伝えるみどり、市内に残る樹林地などのみどりを保全するため、樹木の剪定や森林病害虫の防除などのみどりの適正な維持管理を推進します。また、保護樹・樹林などのみどりの保全制度により、維持管理などの支援を図ります。

(主な施策・事業)

- ・公園・緑地のみどりの保全や育成
- ・歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成
- ・風致保安林の保全や育成（森林整備計画に基づく森林の保全や育成）
- ・民有地の樹林・樹木の保全に対する支援

新規

②生物多様性の保全

竹間伐や草刈りなどの林床整備、森林病害虫の防除などにより、生物多様性を育む樹林地の保全を推進するとともに、特別緑地保全地区やビオトープの整備の推進などにより、生き物を身近に感じられる場づくりを推進します。また、これらの取組みや自然環境啓発イベントなどを通じて、生物多様性の保全に対する理解や関心を深めます。

(主な施策・事業)

- ・エコロジカル・ネットワークの形成
- ・ヒメボタルの生息地の保全
- ・島熊山緑地の保全

拡充

新規

③連続性や水面のあるみどりの保全や育成

街路樹や緑道、河川・水路、ため池と一体となった樹林地などのみどりを保全するため、適正な維持管理を推進するとともに、一定の年数が経過した街路樹や緑道の樹木の更新、連続性を保つためのみどりの量の確保に努めます。

(主な施策・事業)

- ・街路樹の保全や育成
- ・河川のみどりの保全
- ・水路のみどりの保全や育成
- ・ため池のみどりの保全

拡充

④農地の保全

農地については、農業振興施策とも連携を図りながら、「生産緑地地区制度」などの活用により計画的な保全に努めるとともに、市民農園の利用を推進し、人と自然の触れ合いの場の提供に努めます。

(主な施策・事業)

- ・生産緑地地区制度の活用
- ・市民農園の活用

4-4-2 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

①公有地の緑化

駅前広場や道路をはじめとする公共施設などの公有地の緑化を推進するとともに、民有地の緑化の模範となるように、植栽空間の確保に努めながら、生物多様性や地域の植生、周辺環境、景観に配慮した樹種や草花の選定などの多様な手法によるみどりを創出します。

(主な施策・事業)

- ・駅前や道路における特色のある緑化
- ・多様な手法による公共施設の緑化
- ・市民の交流拠点となるポケットパークの緑化

- ・教育施設や保育施設における緑化

②民有地の緑化

「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化協議や緑化を支援するさまざまな制度により、民有地の緑化の取組みを推進するとともに、各種支援制度の認知度を向上させるため、積極的な普及啓発に努めます。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮指針に基づく緑化 拡充
- ・住宅地における緑化 拡充
- ・商業地における緑化 拡充
- ・工業地における緑化 拡充
- ・道路沿線における緑化 新規

③景観を形成するみどりづくり

風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区や景観形成協定など、みどりや景観に関するさまざまなルールや制度を用いて、樹木や草花による緑化を推進するとともに、花とみどりを効果的に使った良好な景観の形成を推進します。

(主な施策・事業)

- ・風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり 新規
- ・良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり
- ・花とみどりの名所づくり
- ・みどりを見渡す眺望点づくり
- ・草花による美しいまちなみみづくり
- ・屋上や壁面を活用したみどりづくり

4-4-3 みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

①魅力的で利便性の高い公園づくり

既存施設の有効活用に重点を置き、多様化する市民ニーズに対応するため、市民参画などによる質を重視した公園の再整備を推進するなど、誰もが安全で安心して利用できる魅力的で利便性の高い公園づくりを推進します。また、みどりのある空間を市民交流の場として活用することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

(主な施策・事業)

- ・長期末整備の都市計画公園・緑地の見直し 新規
- ・安全で特色のある公園づくり 拡充
- ・開発許可制度および土地区画整理事業による身近な公園づくり 拡充
- ・地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり 拡充

②防災・減災に資するみどりづくり

公園・緑地の持つ役割に応じて、みどりによる延焼遮断帯の形成、災害発生時の避難場所や復旧・活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるほか、防災施設の適正な維持管理などにより、防災機能の強化を図るとともに、まちなかの延焼防止効果を高めるため、沿道などの緑化を推進します。

(主な施策・事業)

- ・公園・緑地における防災機能の強化
- ・庄内・豊南町地区における防災機能の強化 新規
- ・地域防災計画に基づく市街地の緑化 新規
- ・公共施設一体型公園づくり

③みどりの保全や緑化活動に対する支援

みどりの保全や緑化などの活動を推進するため、その拠点として設置された施設や場などを有効に活用し、適切な情報発信や普及啓発に努めることで、活動支援や人材の発掘、育成などを推進します。

(主な施策・事業)

- ・みどりに関する活動を広げる交流の場の活用
- ・花とみどりの相談所の活用
- ・緑化リーダーの養成
- ・生ごみ・剪定枝の堆肥化および堆肥の活用 拡充
- ・緑化樹木見本園および記念樹の森の活用
- ・みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用 拡充

④みどりの普及啓発

みどりに対する関心を深めるため、みどりに関するイベントを開催するとともに、みどりの保全や緑化に関する制度や活動などの情報発信を行います。

(主な施策・事業)

- ・みどりに関するイベントの開催
- ・みどりに関する情報発信
- ・自然体験および野外活動の場の活用
- ・緑化事業基金の活用 新規

4-4-4 生物多様性の総合的な保全と利用

地域の自然環境や生物の生息環境に配慮し、鳥獣保護管理や特定外来生物の対策などに努めます。また、市民参加による身近な生物調査や自然観察会を実施するほか、化学物質による生態系への影響や第4の危機といわれる地球温暖化の影響なども含め、生物多様性に関する幅広い情報の発信を行うなど、生物多様性に対する理解や関心を深めるための普及啓発に努めるとともに、これまで市民の方々によって集められた基礎データなどを活用し、生物多様性地域戦略の策定に向けた取組みを進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・ヒメボタルの生息地の保全（再掲）
- ・島熊山緑地の保全（再掲）
- ・化学物質による生態系への影響防止 新規
- ・特定外来生物の対策 新規
- ・鳥獣保護管理（有害鳥獣の捕獲許可、飼養登録等）
- ・生物多様性認知度向上に向けた取組み 新規

4-4-5 都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創出

①良好な都市景観の保全・創出

本市の都市景観をより魅力的なものにするため、「景観法」・「豊中市都市景観条例」・「豊中市都市景観形成マスタープラン」などに基づき、地域が有する特性や課題、多様なニーズに応じて、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成推進地区の指定
- ・景観にかかわる各種協定等の推進
- ・都市景観形成建築物等の指定
- ・啓発・普及（都市景観セミナー・ホームページの活用など）
- ・景観計画区域内における行為の届出制度

②環境美化活動の促進

美しくうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、市民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、これらの活動に対する支援を行います。また、市民一人ひとりの不法投棄等への環境認識の醸成と向上を図るため、ごみのポイ捨て防止やペットのふんの持ち帰りなどの啓発に努めます。

(主な施策・事業)

- ・地域のみどりの愛護活動の推進
- ・美化推進重点地区協力員（まち美化名人）活動の推進
- ・まち美化活動協定
- ・まちを美しくする運動
- ・アダプト制度の推進
- ・違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）
- ・啓発看板の設置
- ・空き地の適正管理の促進

新規**③歴史的遺産および原風景の保全**

歴史的価値や景観に果たす役割を踏まえて史跡や建築物、街道などを保全することにより、市内の歴史的遺産や歴史的景観などの原風景の保全に努めます。また、歴史的まちなみなどについて周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域固有の歴史資源・景観資源として特色のあるまちづくりへの活用に努めます。

歴史・文化遺産のうち、特に歴史的価値や景観的価値の高いものを新たに文化財として指定・登録することにより、地域の景観資源として保全・活用に努めます。また、市民が歴史に親しめる環境づくりを進めるため、まちなかにある歴史・文化遺産のPRに努めるとともに、歴史に親しめる機会の創出や情報提供などを行います。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成建築物等の指定
- ・景観重要建造物等の指定
- ・歴史的遺産などの啓発看板等の設置
- ・文化財の指定・登録
- ・史跡の整備・保全
- ・説明板の設置
- ・講座、講演、史跡見学などの啓発事業

④開発行為等における環境配慮の推進

開発行為等において、環境配慮指針に基づいた適切な指導や地域特性にふさわしい環境に配慮した事業となるよう協議します。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮指針の運用

⑤環境影響評価制度の推進

環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発行為等を行う事業について、計画構想の段階から環境への影響を調査するとともに、環境を守るための対策を検討し、環境に配慮した開発となるよう、環境影響評価制度の運用に努めます。

(主な施策・事業)

- ・環境影響評価制度の運用

4.5 安全で快適な都市環境づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 環境基準達成、維持をめざした継続的な取組みを推進すること。
- 航空機騒音やPM2.5（微小粒子状物質）など都市・生活型公害への対応を強化すること。
- 気候変動の影響を考慮して、水環境、水循環施策を推進すること。

環境目標 ⑤

環境基準の達成状況 100%で快適な都市環境をめざす

豊中市では、市民が安全で快適な日常生活を過ごすため、環境汚染防止対策や都市・生活型公害などへの対策に取り組んできました。今後も、環境の監視を継続し、市独自での解決が困難な問題に対しては、国や大阪府、周辺地域、その他関係機関と連携しながら、環境基準の達成状況 100%をめざすとともに、気候変動に伴う都市部での集中豪雨等の異常気象の可能性などを考慮した取組みについても進めます。

指標

| 指標 | 指標の示すもの | 目標 【平成39年度（2027年度）】 |
|---|--|---------------------------------------|
| 【代表指標】 環境基準達成状況（%） | 人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。 ※100%の達成が困難なものは前年度との比較などから、その途中経過が見えるように達成状況を測る。 | 大気、水質、道路騒音、航空機騒音、ダイオキシン類 それぞれ 100% |
| 【指標】 大気に関する注意喚起回数（回） (光化学スモッグ予報・注意報、PM2.5（微小粒子状物質）等の注意喚起発令回数を想定) | 環境汚染（大気）の状況を示す | 減少 |
| 熱帯夜数（日） | ヒートアイランド対策に関する指標 | // |
| 1人1日平均給水量（ℓ） | 水資源の利用の状況を示す | // |
| 透水性舗装の延長（km）（m ² ） | 水循環の雨水浸透に関する指標 | 増加 |
| 雨水貯留タンク設置件数（助成に係るもの） (設置件数・容量（件・ℓ）) | 住宅などにおける水循環の雨水貯留に関する指標 | 増加 |
| 環境配慮のうち雨水利用に関するもの (雨水利用の件数・容量（件・ℓ）) | 開発事業などにおける水循環の雨水貯留に関する指標 | 増加 |

◆施策の方針

4-5-1 環境汚染防止対策の充実

①典型公害対策の充実

工場・事業場に対して、各種規制基準遵守を指導し、必要に応じて立入検査等を行うとともに支援を行います。また、国等から化学物質の研究に関する最新の情報を収集・提供し、市民への正しい知識の普及に努めます。

(主な施策・事業)

- ・工場および事業場に対する届出指導等、立入検査、規制基準遵守確認検査（排水、排ガス、騒音、振動など）
- ・事業者による指定化学物質の排出量、移動量、取扱量の把握等の支援
- ・事業者による化学物質管理計画および管理目標の策定の支援
- ・国等からの最新情報の収集および提供

②環境監視と情報提供

環境汚染防止のための規制措置を適正に実施するため、環境汚染物質の常時監視を行うとともに、測定データをホームページ等で公開し、市民にわかりやすい形での情報提供および注意喚起を行います。

(主な施策・事業)

- ・環境汚染物質の常時監視（大気汚染、公共用水域水質、アスベスト、ダイオキシン類（大気、河川水質および底質、地下水、土壤））
- ・大気汚染常時監視測定局の維持管理
- ・ホームページ等による情報提供および注意喚起 新規

③土壤汚染対策の推進

土壤汚染による市民の健康影響の防止を図るため、土壤汚染対策法に基づき、土地所有者等が行う土壤汚染状況調査や、汚染の除去等の措置に対する指導を行います。

(主な施策・事業)

- ・土壤汚染防止等に向けた立入検査および指導
- ・土壤汚染に関する履歴調査および届出等の指導
- ・土壤汚染に係わる地下水調査
- ・土壤汚染に係る情報提供

④アスベスト飛散防止対策

特定粉じん排出等作業実施届出が提出された建築物解体作業等の作業現場において飛散性アスベスト除去工事等の監視を行うなど、アスベスト飛散防止についての指導を行います。

(主な施策・事業)

- ・解体現場パトロールの実施 拡充
- ・アスベスト濃度測定

4-5-2 都市・生活型公害対策の推進

①都市・生活空間における環境対策の推進

幹線道路沿道において、騒音や排気ガスなどについて、対策の充実・強化を働きかけるとともに事業者の排出抑制対策の促進や低公害車（次世代自動車等）の普及・導入の促進を行います。航空機騒音の状況を把握するため、騒音測定を行うとともに、必要に応じて調査を行います。光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）や道路騒音、航空機騒音などの市単独で解決できない問題に対しては、国や大阪府、近隣都

市などと連携した取組みを行います。

(主な施策・事業)

- ・低公害車（次世代自動車等）の普及
- ・道路騒音測定
- ・航空機騒音測定
- ・航空機騒音防止対策
- ・カラオケ、深夜営業規制
- ・光化学オキシダント対策
- ・PM2.5（微小粒子状物質）対策
- ・公害苦情対応

②ヒートアイランド対策の推進

建物の省エネ化、屋上・壁面緑化などにより、建物内部の温度上昇を抑え、人工排熱の低減に努めます。また、緑化を推進するとともに透水性舗装を進めます。

同時に、ヒートアイランド対策についての情報発信により普及啓発を行い、市民・事業者の身近な取組みを推進します。また、既に起りつつある地球温暖化によるリスクや、気候変動による影響への適応策として、台風や集中豪雨等の気象災害や熱中症などに対する取組みを進めます。

(主な施策・事業)

- ・クールビズ・ウォームビズなどエコスタイルの普及・啓発
- ・建物の省エネ化推進
- ・透水性舗装の推進
- ・みどりの保全・創出（壁面・屋上・沿道緑化など）
- ・マップや市のホームページを利用したクールスポットの周知、活用 新規
- ・気候変動への適応策の推進

4-5-3 健全な水環境・水循環の創出

①都市における水循環の保全

水資源の有効活用を図るため、雨水の貯留・活用を推進します。また、水循環の確保のため、保水機能や水質浄化機能などを有する緑地や農地の保全と活用を進めるとともに、市民にとって身近な水辺空間・親水空間の保全や創出を行います。

(主な施策・事業)

- ・雨水貯留タンクの助成
- ・環境影響評価、環境配慮指針の運用
- ・緑地や農地の保全と活用
- ・水辺空間・親水空間の保全・創出

②環境にやさしい上下水道事業の展開

上下水道は、事業活動を通じて多くのエネルギーを使用したり、廃棄物等を発生させたりするなど、環境に負荷を与える一方で、新たなエネルギー源や再利用可能な資源を有しています。こうしたことから、上下水道事業では、積極的な環境対策への取組みが求められます。

(主な施策・事業)

- ・環境負荷の低減に向けた施策の実施と公表
- ・エネルギーの新たな活用や新技術の導入に向けた調査・検討
- ・放流水における水質基準の確保と公表
- ・合流区域における汚濁負荷量の改善
- ・直結式給水の普及促進
- ・漏水防止対策の推進
- ・処理場・ポンプ場の改築更新

第5章 計画の推進方策

- 5.1 連携と役割分担
- 5.2 組織体制
- 5.3 計画の具体的な推進方策

第5章 計画の推進方策

5.1 連携と役割分担

市は、本計画において、将来の「望ましい環境都市像」と、その実現に向けた道筋を示し、積極的行政としての役割を果たしていきます。一方で、「環境目標」の実現や、第4章に示した施策の推進に向けては、市民・事業者・NPO・行政の各主体が連携し、それぞれの特性を活かした役割分担により、進めていく必要があります。

これまで市は、市民・事業者・NPO・行政によるパートナーシップ組織「とよなか市民環境会議」において具体的な合意形成を図ってきました。また「とよなか市民環境会議」のもと市民・事業者・NPO・行政の行動計画として策定された「豊中アジェンダ21」と「豊中市環境基本計画」がともに目標を共有し、車の両輪となりながら豊中市のよりよい環境に向けた取組みを進めてきました。

今後も、「望ましい環境都市像」の実現に向けて、「とよなか市民環境会議」を協働の場として活用するとともに、本計画と同時に策定予定の「第3次豊中アジェンダ21」とが両輪となり、各々の主体の連携をいっそう深め、適切な役割分担をしながら、市として中心的な役割を果たしつつ、市民・事業者等への技術的支援や経済的支援を行います。また、市を取巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直しますが、あわせて「第3次豊中アジェンダ21」を見直し、豊中市における総合的な環境行政を推進していきます。

5.2 組織体制

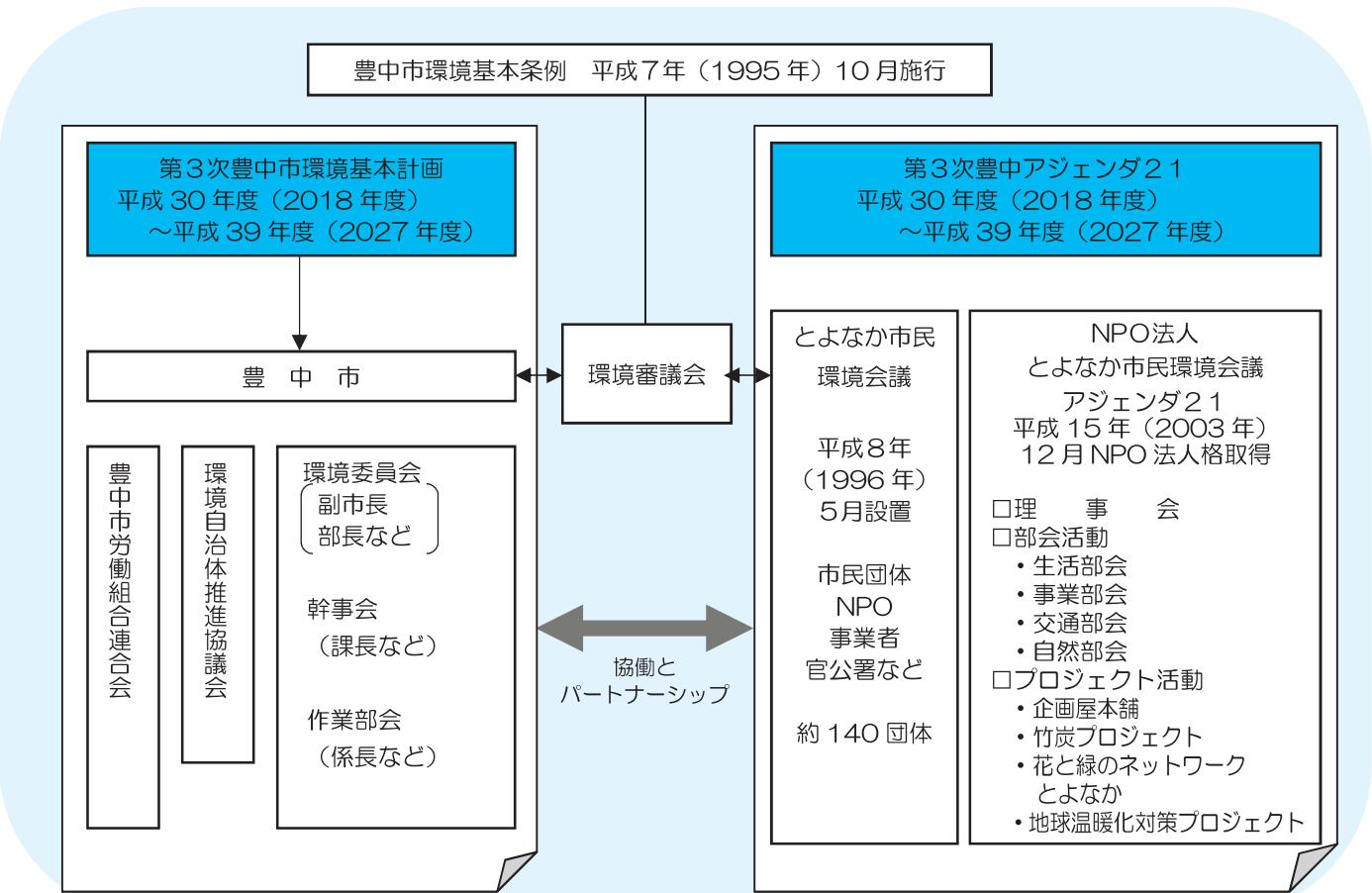
(1) 環境行政の総合的・計画的な推進に向けた組織体制

「豊中市環境基本条例」に基づき設置されている、環境の保全および創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための体制である「環境委員会」を活用し、市が主体として取り組むべき施策・事業について総合的な調整を行うとともに、計画に基づく施策・事業の進捗状況について進行管理を行い、計画的な推進を図ります。

また、市長の附属機関として、学識経験者や市民団体代表、市民公募委員から構成される環境審議会を設置し、環境保全に関する基本事項を調査・審議するなかで、施策のPDCAサイクルを運営し、学術的・専門的な見解や市民意見の施策への反映を行います。

(2) 第3次豊中アジェンダ21との連携体制

本計画と「望ましい環境都市像」「基本姿勢」「環境目標」を共有し、豊中市のよりよい環境を推進するために両輪に位置付けられている「第3次豊中アジェンダ21」を市民・事業者・NPO・行政が一丸となって推進します。そのためにも、「第3次豊中アジェンダ21」の策定主体であり、市内の約140の団体や企業から構成される「とよなか市民環境会議」や、「第3次豊中アジェンダ21」の主な活動推進団体である「NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21」といっそうの連携を図り、役割分担を明確にしながら市民・事業者・NPO・行政が一体となって推進する環境活動の輪をひろげます。



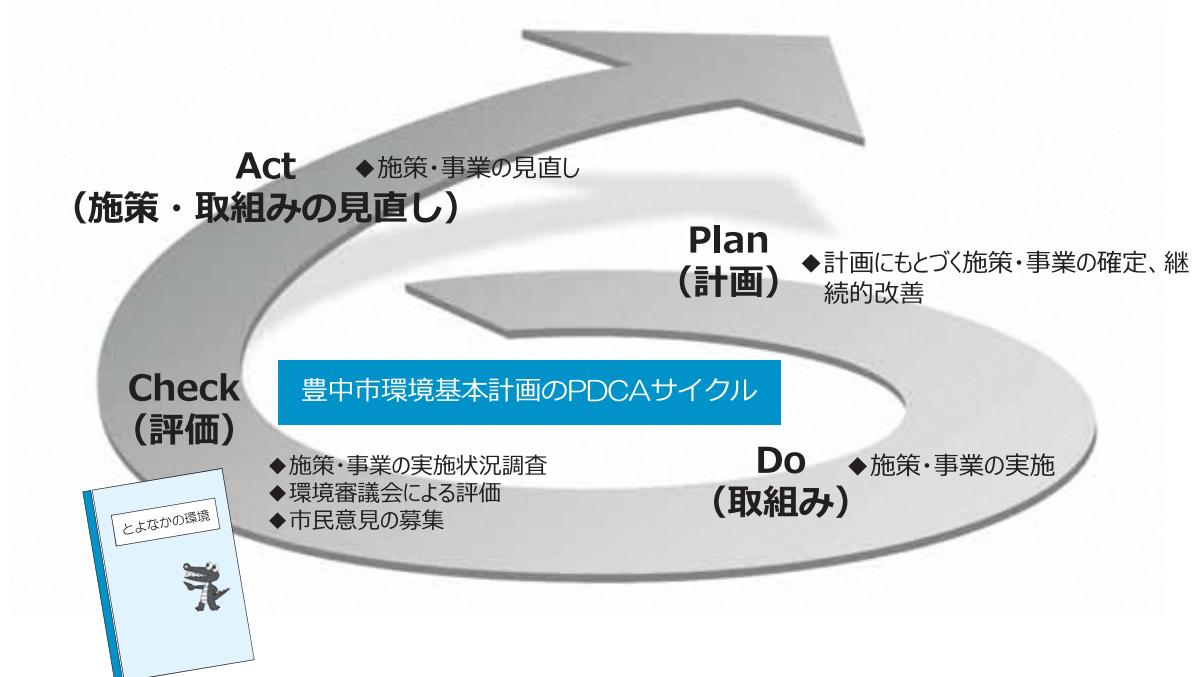
5.3 計画の具体的な推進方策

これまで、「第2次豊中市環境基本計画」の進行管理を行うなかで、進捗状況を毎年点検し、目標の達成に向けて取組み内容を改善するPDCA(Plan(計画)－Do(取組み)－Check(評価)－Act(施策・取組みの見直し))の仕組みを確立し、着実に進めてきました。

「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理においては、協働とパートナーシップの質の評価のために、新たに設ける協働の取組みに関する意見交換会の開催時期などを考慮するなど、適切な時期でPDCAサイクルを運用します。これまでのPDCAサイクルのプロセスを継続しながら、前年度の活動実績などをインターネットを通じて公表・説明し、それに対する環境審議会による評価と市民との意見交換をもとに施策や事業の見直しを行い、予算に反映していきます。その内容については、とよなかの環境(豊中市環境報告書)において毎年公表します。

施策の進捗状況や効果については多面的に評価を行い、限られた資源の有効活用を図りつつ、必要に応じた資源(人・モノ・カネ)の確保に努めます。評価にあたっては第4章に示す指標によって行いますが、進行管理の中で評価方法の妥当性を検討し、必要に応じて、より適切な評価方法に変更することとします。

さらに、市政を取り巻く状況の変化に対応した評価のあり方についても検討しながら、効果的・効率的な施策を進めています。



「望ましい環境都市像」の実現に向けては、環境分野における各個別計画を必要に応じて策定します。また、市の各分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図ります。

あわせて、市の行政評価と連携し、その結果を活用して計画の進行管理を図っていきます。

資料編

豊中市について

ワークショップの経過

豊中市環境基本計画策定の流れ

第3次豊中市環境基本計画策定の経過

質問

答申

用語解説

資料編

豊中市について

1. 豊中市の成り立ち

大阪府の北西部に位置しており、北部は池田市および箕面市と境をなし、東部は吹田市、南部に大阪市、西部に尼崎市および伊丹市と境をなしています。

大阪への近さと丘陵地帯という特性から、明治 43 年（1910 年）、阪急電鉄宝塚線の前身、箕面有馬電気軌道が開通し、沿線は住宅地として駅を中心を開けはじめました。

大阪都市圏が周辺部を巻き込んで広がった昭和 30 年（1955 年）前後から都市化が進み、特に、庄内地域を中心にたくさんの木造賃貸住宅や小規模な戸建て住宅等が活発に建設されました。そのほか、千里ニュータウンなどに代表される住宅開発など都市化が進行し、都市インフラは現在更新期にあるといえます。



図 豊中市の位置

2. 自然的条件

① 地理・地形

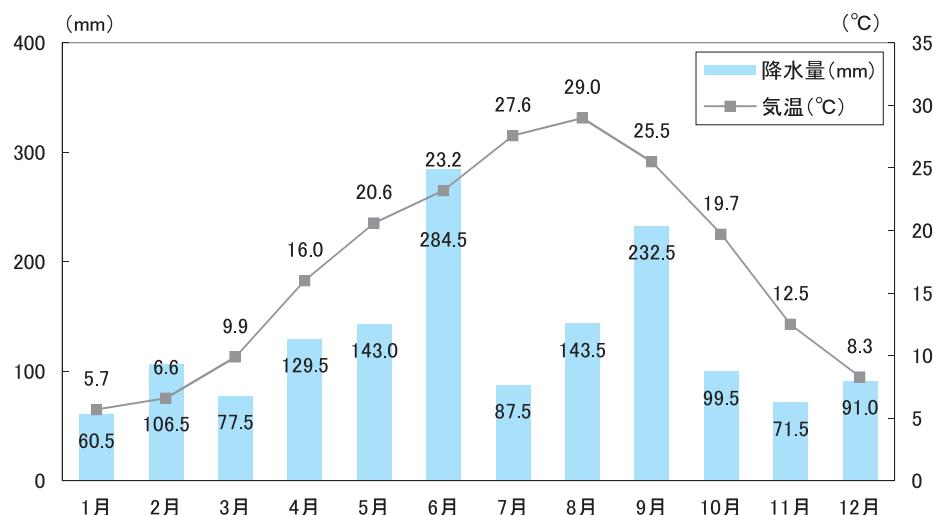
本市は、東経 $135^{\circ} 28' 12''$ 、北緯 $34^{\circ} 46' 53''$ に位置し、東西 6.0km、南北 10.3km で、面積は 36.6km^2 です。

地形は、北東の千里山丘陵部、中央の豊中台地、西・南の低地部からなっており、なだらかな南低北高の地形となっています。千里山丘陵は箕面山脈の断層崖下に半円形状に南に開き、市内で一番高い新千里北町から南部に向かってゆるく傾斜しています。市中央部の市街地では、標高 50m から 20m にゆるく傾斜した豊中台地となっています。

② 気象

気候は四季を通じて温和で、雨量も少ない瀬戸内式気候です。平成28年（2016年）における月平均気温は17.1度、年降水量は1,527ミリです。

また、平成27年（2015年）における真冬日は0日、真夏日数は62日、平成28年（2016年）における真冬日は0日、真夏日数は79日です。



(出典：平成28年豊中市統計書)

図 平成28年（2016年）月別平均気温および降水量

表 過去の気象条件

| | 平均気温 | 最高気温 | 最低気温 | 日最低気温 0°C未満の 日数 (冬日) | 日最高気温 0°C未満の 日数 (真冬日) | 日最低気温 25°C以上の 日数 | 日最高気温 25°C以上の 日数 (夏日) | 日最高気温 30°C以上の 日数 (真夏日) | 日最高気温 35°C以上の 日数 (猛暑日) |
|------------------|------|------|------|-------------------------------|--------------------------------|------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 単位 | °C | °C | °C | 日数 | 日数 | 日数 | 日数 | 日数 | 日数 |
| 平成27年 (2015年) | 16.7 | 38.0 | -2.7 | 63 | 0 | 19 | 151 | 62 | 12 |
| 平成28年 (2016年) | 17.1 | 38.1 | -5.0 | 29 | 0 | 28 | 156 | 79 | 25 |

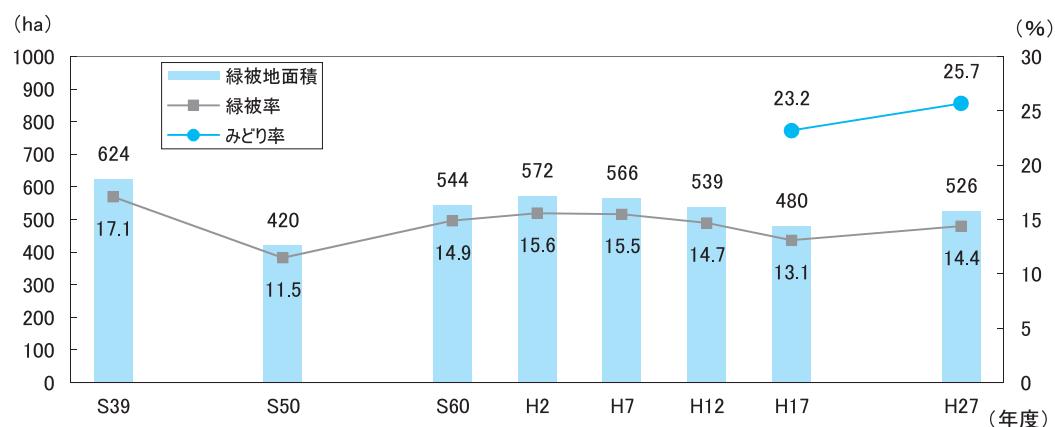
(出典：気象庁ホームページ)

③ みどり

市域の面積のうち樹林や樹木などで覆われる面積の比率（緑被率）は、昭和39年度（1964年度）頃は17.1%ありましたが、千里ニュータウン開発などにより大きく減少しました。その後の緑化活動などによりやや増加したものの平成7年度（1995年度）から減少に転じ、平成27年度（2015年度）には再び増加し14.4%となっています。

また、平成17年度（2005年度）から新たに設定された「みどり率」（市域の面積のうち樹林や樹木、草地、農地、水面、屋上緑化で覆われた面積の比率）は、平成17年度（2005年度）の23.2%から平成27年度（2015年度）の25.7%へ増加しています。

市内のみどりは、主に北東部、東部に多く、地域差が顕著に見られます。



（出典：豊中市調査（およそ5年ごとの調査、ただし昭和45年度、昭和55年度、平成22年度の緑被地面積、緑被率は未調査））

図 緑地面積および緑被率、みどり率の推移

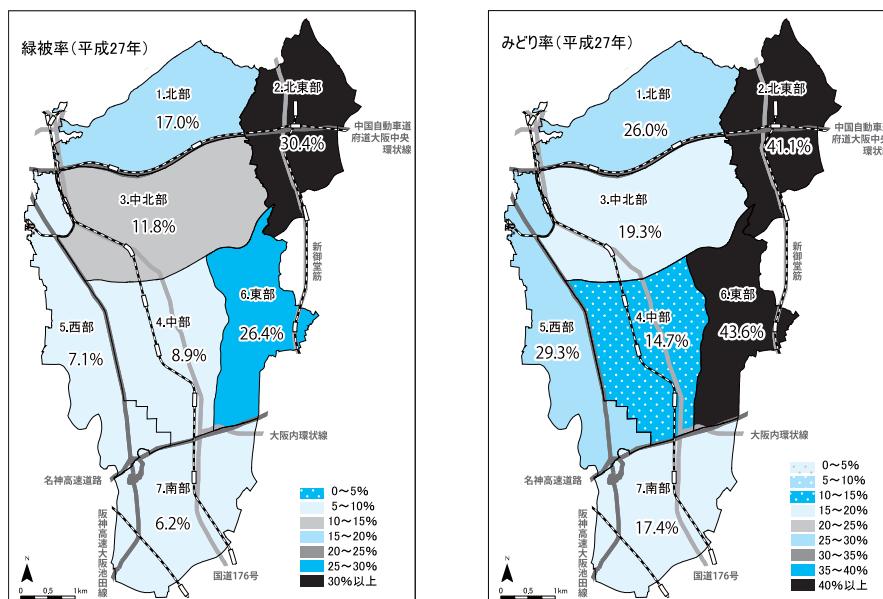


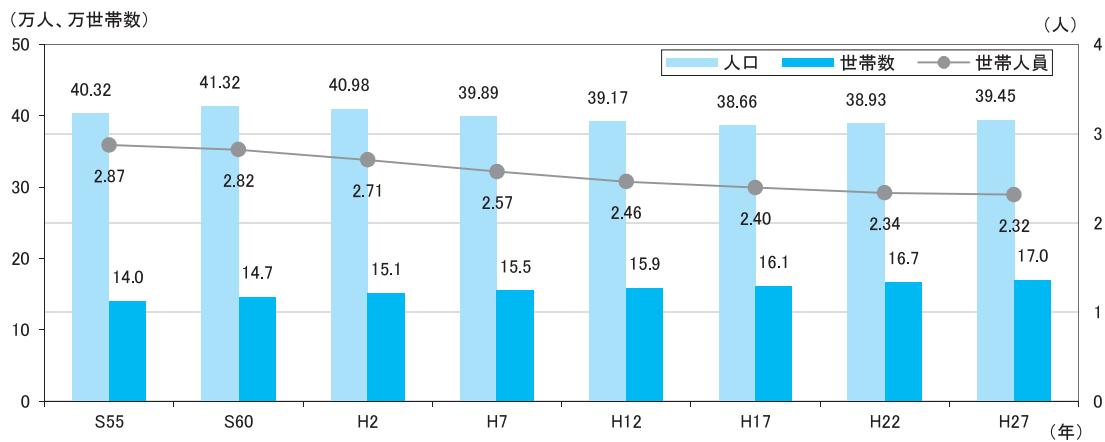
図 地域別の緑被率・みどり率

3. 社会的条件

① 人口・世帯数

本市の人口は、昭和60年代にピークを迎え、平成17年（2005年）頃にかけて減少傾向にあったものの、その後大規模共同住宅の建替え等による40歳代前半までの若者層の転入超過などに伴って増加に転じ、平成27年（2015年）には約39万4500人となっています。

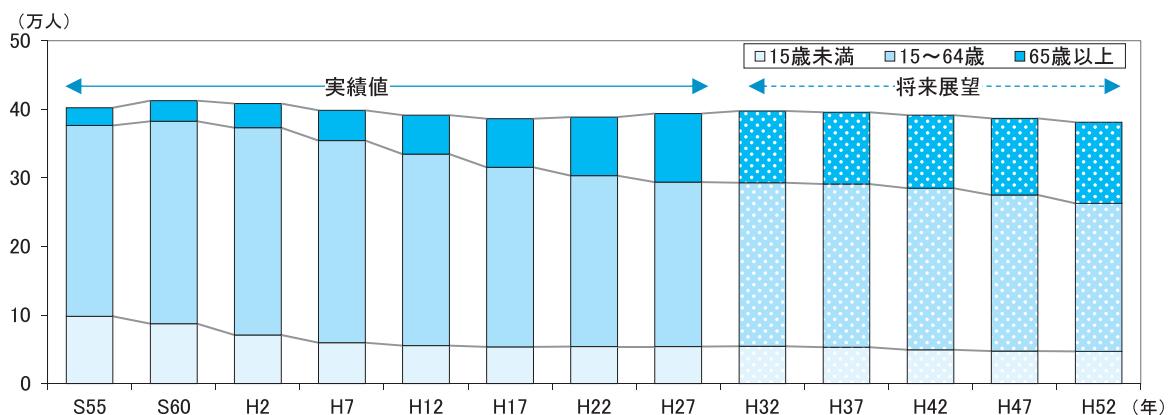
世帯数は、継続的に増加傾向にあり、平成27年度（2015年度）には約17万世帯、1世帯あたり人員は2.32人となっています。



(出典：平成28年豊中市統計書)

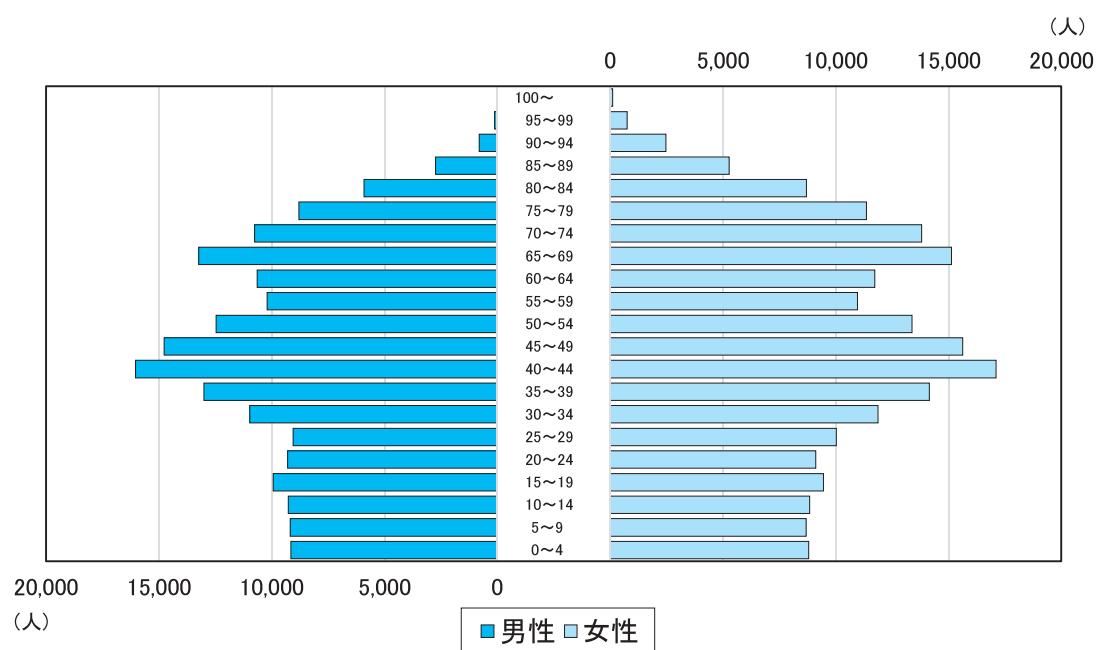
図 人口・世帯数の推移

昭和55年（1980年）以降の年齢層別人口の推移を見ると、豊中市においても少子高齢化傾向が見られ、人口の将来展望では、15歳未満人口の減少傾向は今後下げ止まる一方、15～64歳人口の減少傾向および65歳以上人口の増加傾向は今後も継続すると想定されています。



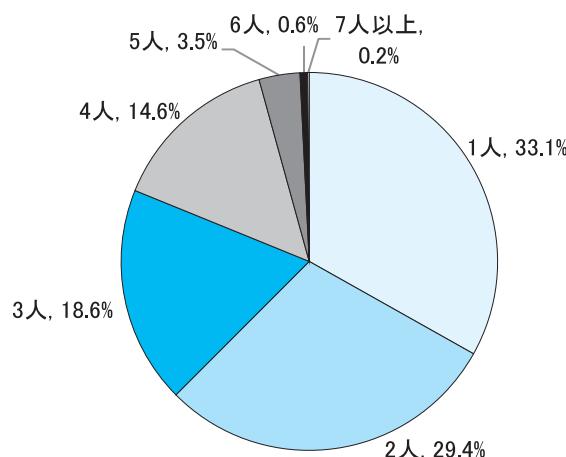
(出典：国勢調査、豊中市 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)

図 年齢層別人口の推移



(出典：平成 27 年国勢調査)

図 年齢別人口分布（平成 27 年度）

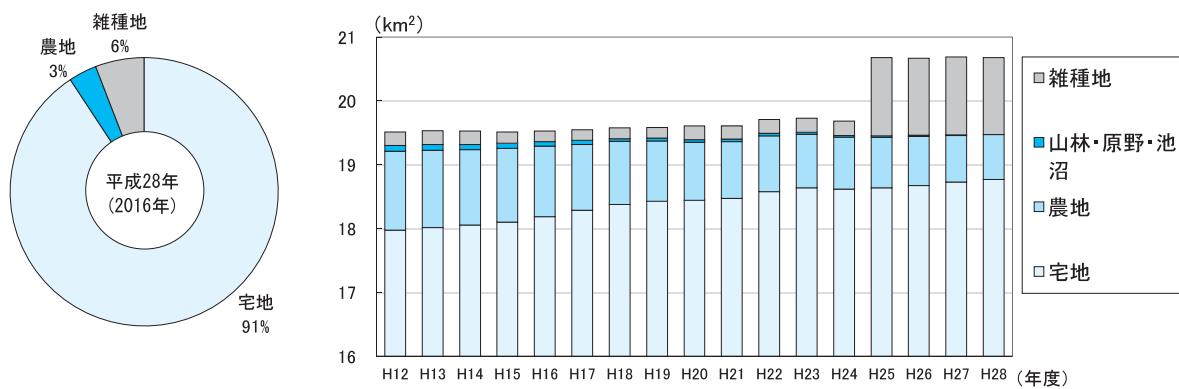


(出典：平成 27 年国勢調査)

図 世帯別構成員（平成 27 年度）

② 土地利用

全域市街化区域に指定されています。宅地（住宅地、商業地、工業地など）の割合が多く、全体の90%以上を占めています。年々、宅地の割合が増加している一方、農地（田畠・休耕地）の面積は年々減少しています。



(出典：豊中市統計書)

注) 平成 24 年に大阪国際空港用地の所有権が民間移管されたことにより、平成 25 年度以降、課税対象の土地（雑種地）が増えています。

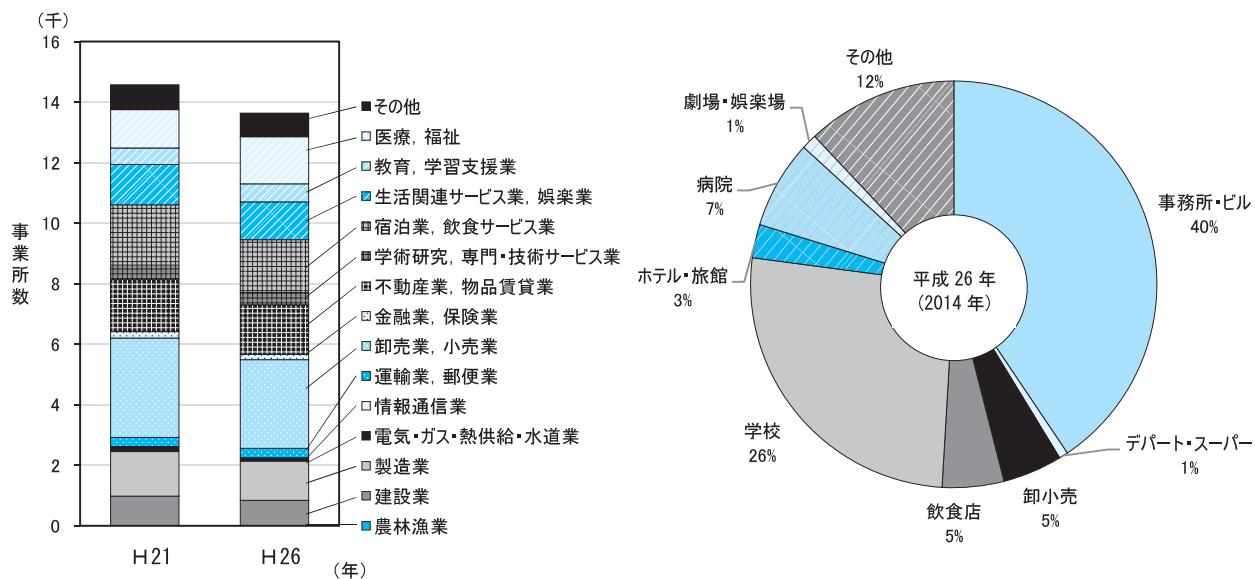
図 固定資産税評価対象地の経年変化状況

③ 産業構造

市内の事業所数は約1万3,900事業所で、府内で第4位となっています。

産業別に見ると第3次産業が約84%（約1万1,400事業所）と多数を占め、第2次産業は約16%（約2,200事業所）となっています。

第3次産業について延床面積で見ると、事務所やビルが40%、学校が26%、病院が7%などとなっており、豊中市の特徴としてオフィスや学校が多いことが挙げられます。



(出典：平成 28 年豊中市統計書)

(出典：豊中市調査)

図 産業別事業所数

図 第3次産業事業所の延床面積の比率

④ 運輸

1) 鉄道・バスネットワーク

市内には、阪急電鉄宝塚線6駅、北大阪急行2駅、大阪高速鉄道(モノレール)5駅の計13駅があります。隣接する池田市、箕面市、吹田市、大阪市、兵庫県尼崎市にも市内からアクセスできる駅があり、特に南北の移動については鉄道での利便性が高い特徴があります。

一方、東西方向の市内移動は主にバスが担っており、駅から住宅地へ、または駅から他路線の駅へと多くのバス路線が広がっています。しかし、東西間における公共交通ネットワークには、市域南側において脆弱であることなど課題もあり、市では今後の地域公共交通網の充実に向けた取組みを進めています。

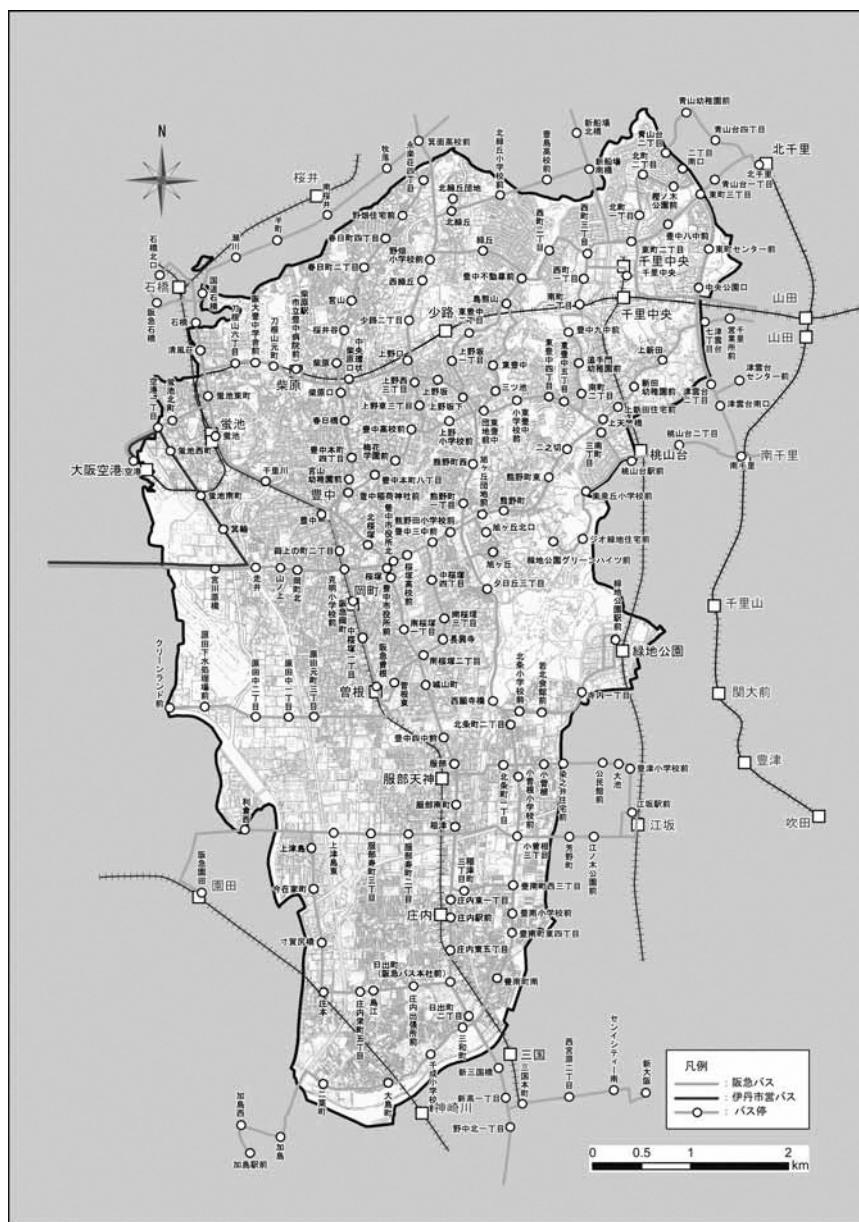


図 豊中市内の公共交通網

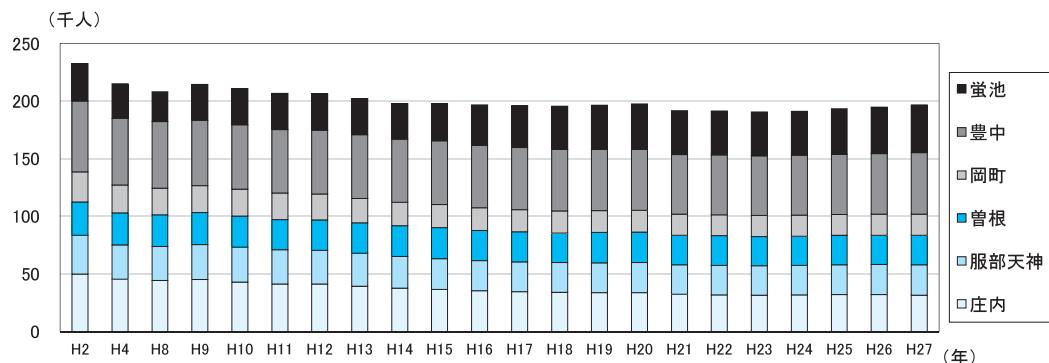
2) 鉄道利用状況

市内を走る鉄道としては、阪急電鉄、北大阪急行、大阪高速鉄道（モノレール）があります。

阪急電鉄の乗降者数は、減少傾向にありましたが、平成24年（2012年）より増加傾向となり、平成27年（2015年）時点で、総数約19万7千人／日です。

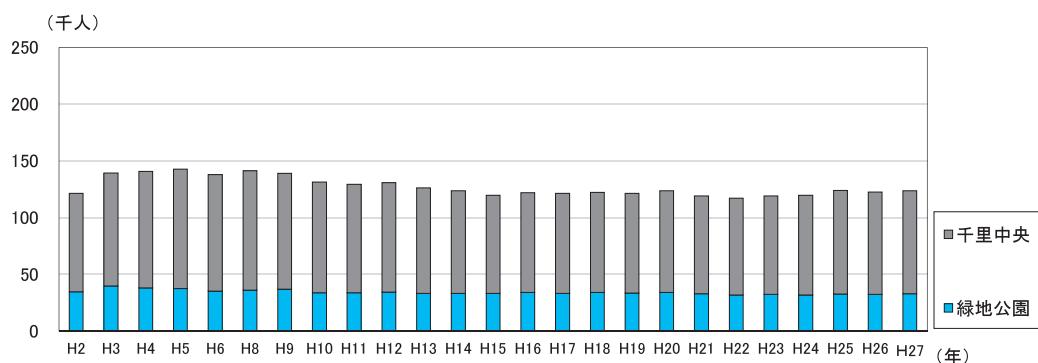
北大阪急行の乗降者数は、平成27年（2015年）時点で、総数約12万4千人／日です。

大阪高速鉄道（モノレール）の乗降者数は増加傾向にあり、平成27年度（2015年度）時点では総数約10万1千人／日となっています。



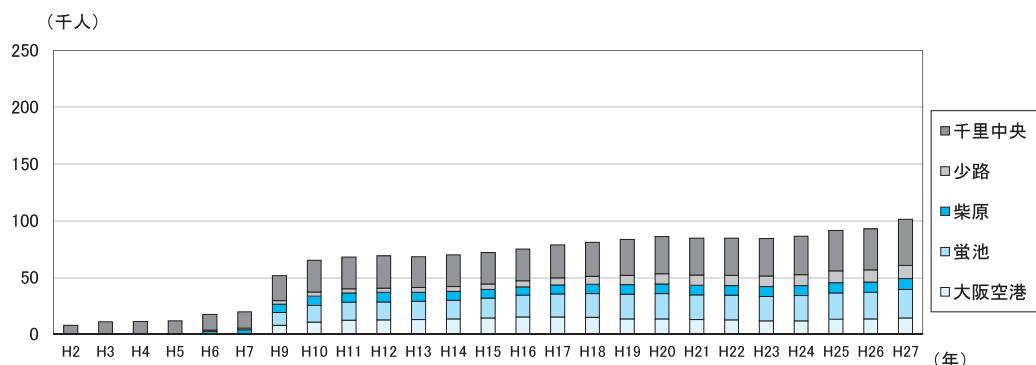
(出典：豊中市統計書)

図 阪急電鉄の1日あたりの乗降車人数の推移



(出典：豊中市統計書)

図 北大阪急行の1日あたりの乗降車人数の推移

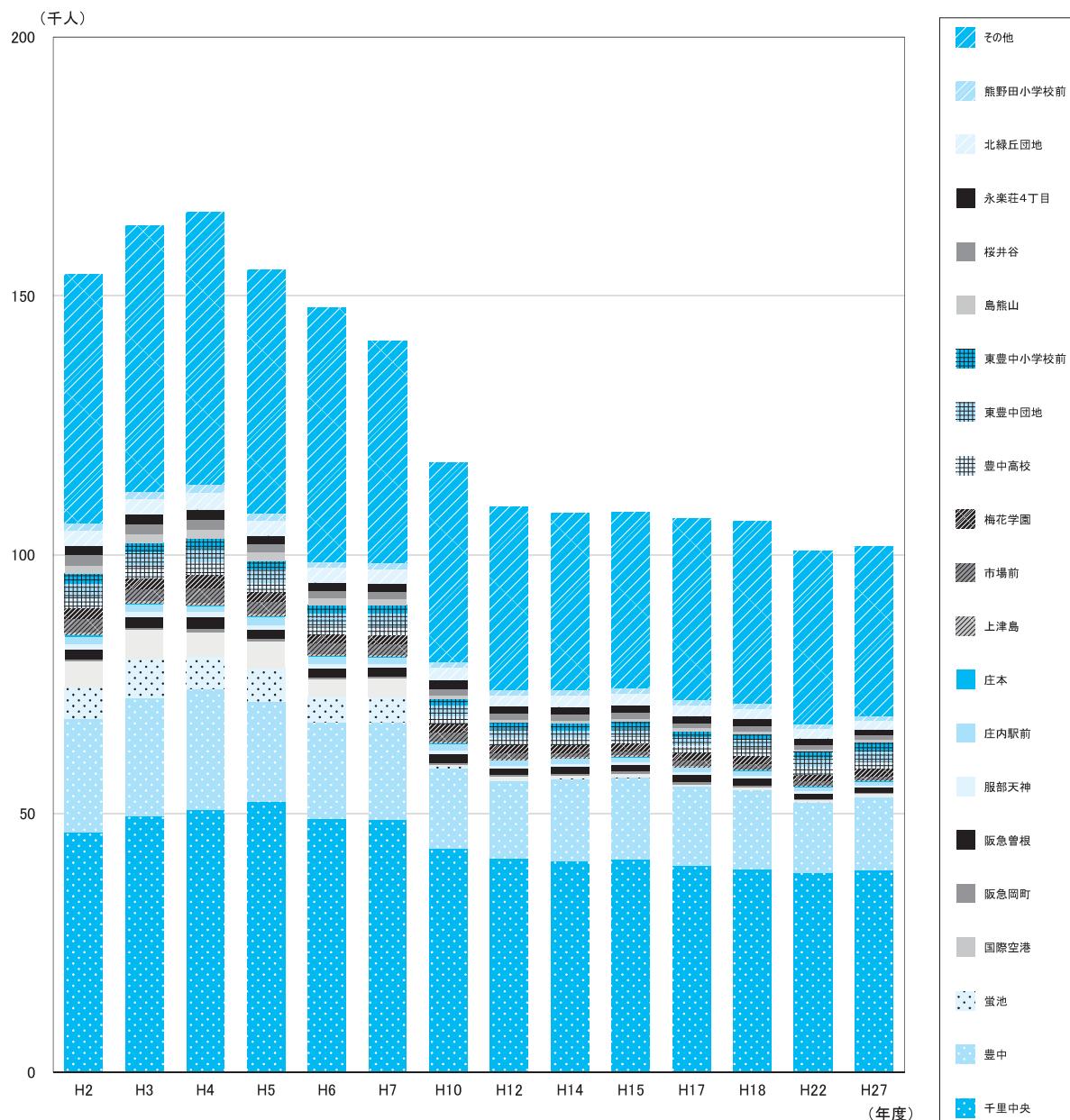


(出典：豊中市統計書)

図 大阪高速鉄道（モノレール）の1日あたりの乗降車人数の推移

3) バス利用状況

阪急バスの利用者数は減少傾向にあり、平成4年度（1992年度）まで増加したもの、その後減少に転じました。平成27年度（2015年度）の1日あたりの乗降者数は平成4年度（1992年度）のピーク時の6割程度に減少し、10万2千人／日程度となっています。



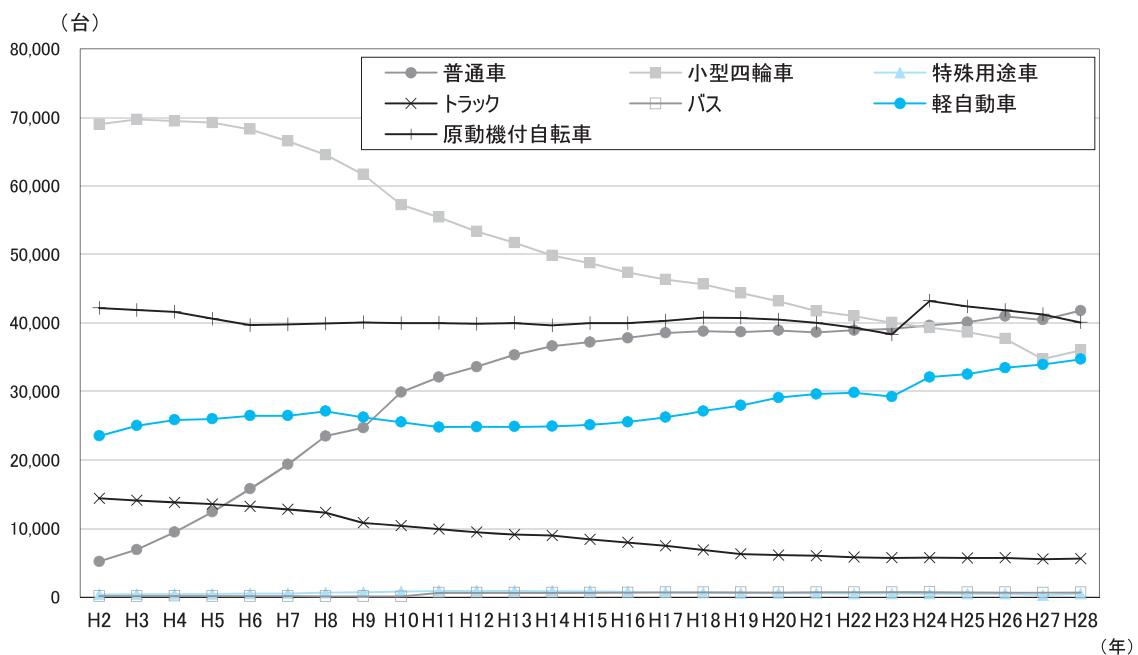
※平成8年、9年、11年、13年、16年度、23～26年度は未調査。

(出典：豊中市統計書)

図 阪急バスの1日あたり乗降者人数の推移

4) 自動車保有状況

本市の自動車保有状況としては、小型四輪車が平成 3 年（1991 年）まで増加していましたが、その後大きく減少しており、代わりに普通車が増加しました。平成 28 年（2016 年）には、小型四輪車が約 36,000 台、普通車が約 42,000 台となっています。原動機付自転車は平成 24 年（2012 年）に増加したものの、それ以外では横ばいあるいは微減となっており、平成 28 年（2016 年）には、約 40,000 台となっています。



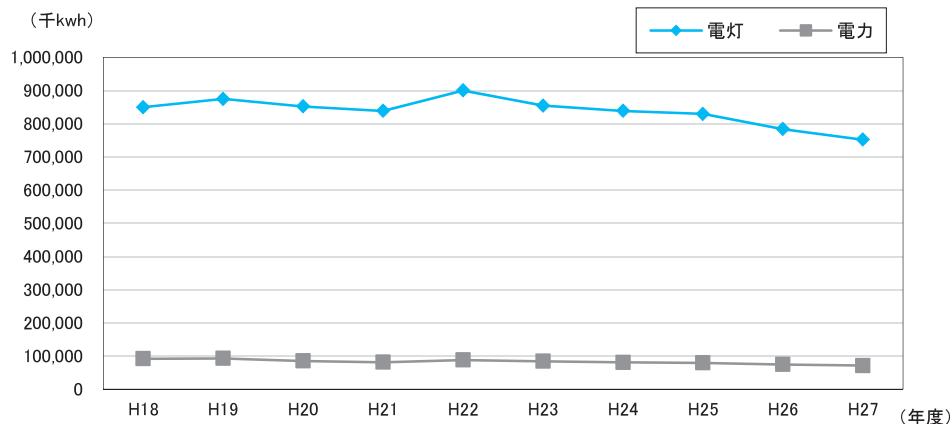
(出典：豊中市統計書)

図　自動車保有台数の推移

⑤ エネルギー消費

1) 電気使用量

電気使用量については、電灯契約、電力契約ともに平成22年度（2010年度）より、減少傾向が見られます。



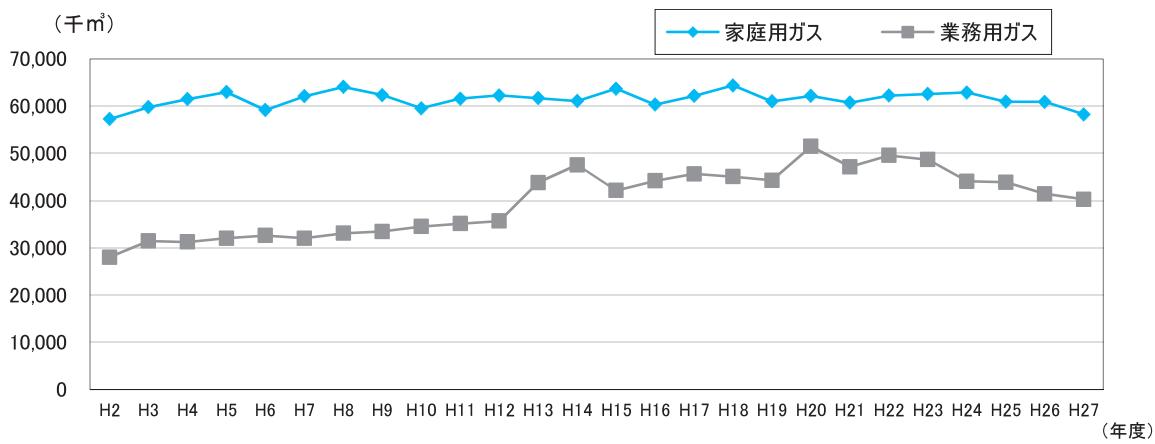
※統計データに計上している電気使用量の値は、関西電力の販売量。

(出典：豊中市統計書)

図 電気使用量の経年変化

2) ガス使用量

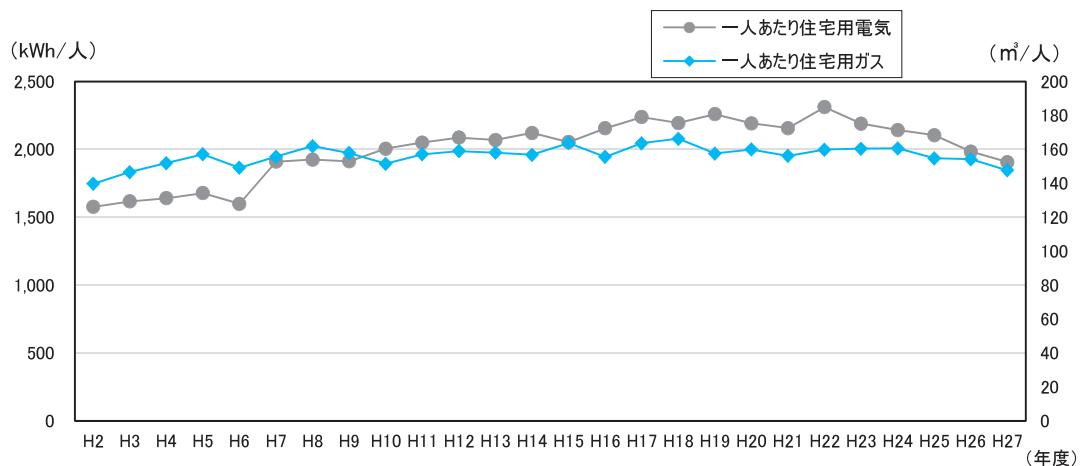
ガス使用量については、業務用ガスは平成2年（1990年）から年々増加していましたが、平成20年（2008年）をピークに減少傾向にあります。家庭用ガスは、平成2年（1990年）から平成26年（2014年）にかけて、増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっています。



※統計データに計上しているガスの値は、大阪ガスの販売量。

(出典：豊中市統計書)

図 ガス使用量の経年変化



※住宅用電気とは電灯をさす。住宅用ガスとは家庭用をさす。

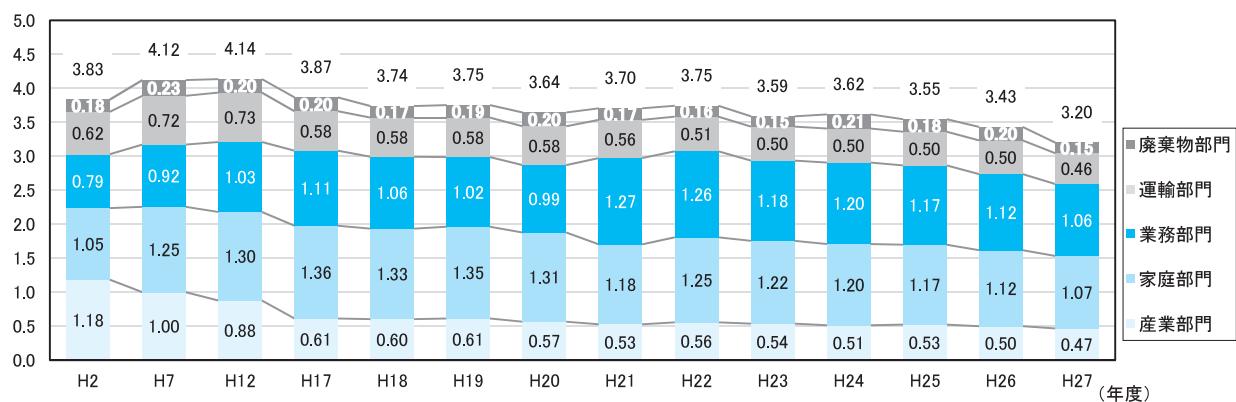
(出典：豊中市統計書)

図 一人あたり電気・ガス使用量の経年変化（部門別）

3) 市民一人あたりの温室効果ガス排出量

市民一人あたりの温室効果ガス排出量については、年度ごとの増減はあるものの、減少傾向が見られます。平成2年度（1990年）と比較して産業部門、運輸部門では減少している一方で、廃棄物部門では横ばい、民生家庭部門、民生業務部門、では増加となっています。

(t-CO₂/人)



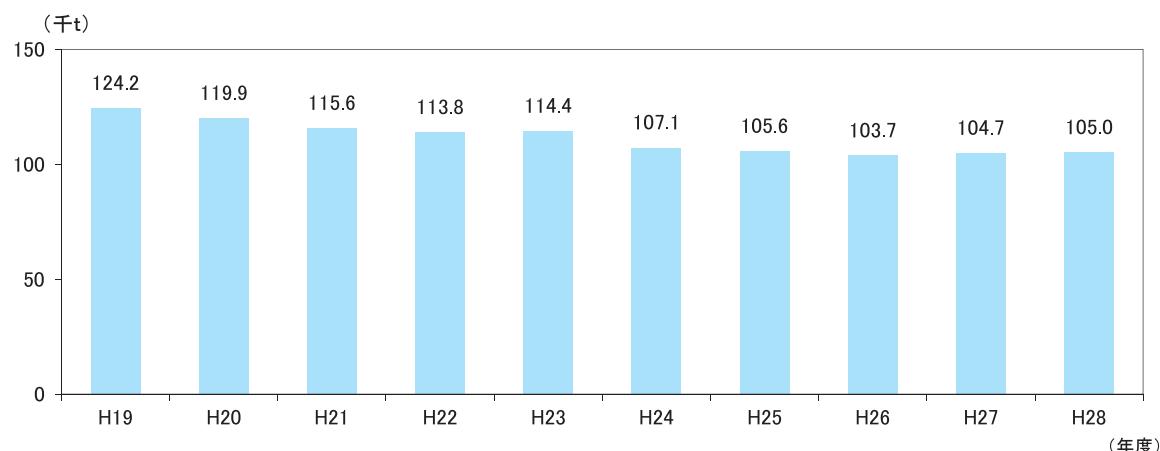
※第2次豊中市地球温暖化防止地域計画の策定にあたり、推計方法などについて一部見直しを行ったため、これまで「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」で示した値と異なる。

(出典：豊中市データ)

図 一人あたりの温室効果ガス排出量（平成2年度比）の推移（部門別）

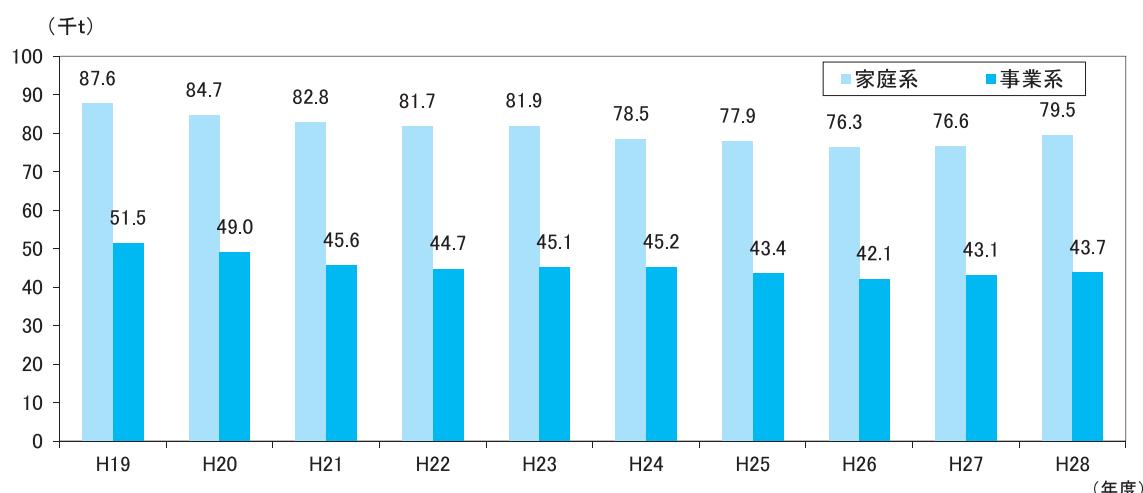
4) ごみ排出量

ごみの量（資源化されずに焼却・破碎等されるごみ）、家庭系・事業系ごみ収集量および家庭ごみ1日一人あたりの排出量は減少傾向にありましたが、平成27年（2015年）より増加傾向にあります。



(出典：とよなかの環境（豊中市環境報告書）)

図 ごみの量の推移



(出典：とよなかの環境（豊中市環境報告書）)

図 家庭系・事業系ごみ収集量の推移

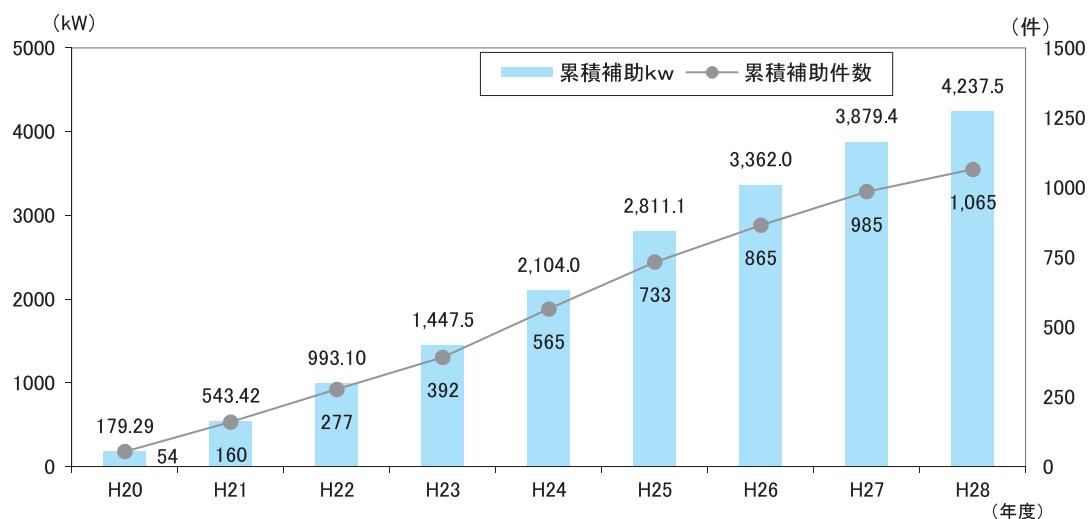


(出典：とよなかの環境（豊中市環境報告書）)

図 家庭系ごみ1日一人あたりの排出量の推移

5) 住宅用太陽光発電の補助件数

平成28年度（2016年度）において、本市の住宅用太陽光発電補助累計件数は1,065件となっています。



(出典：とよなかの環境（豊中市環境報告書）)

図 本市の住宅用太陽光発電補助状況

ワークショップの経過

①市民ワークショップ

～豊中の環境と未来を考え提案するワークショップ～

＜実施状況＞

計6回開催し、計107人が参加しました。

| 日時 | 会場 | 参加者 |
|-----------------------------------|----------------|---------|
| 平成28年(2016年) | | |
| ①8月8日(月) 13:30~ | ①千里文化センター「コラボ」 | 13人 |
| ②9月3日(土) 13:30~ (環境フォーラムとして開催) | ②サンパティオホール | 48人 |
| ③9月14日(水) 14:00~ | ③環境交流センター | 17人 |
| ④10月2日(日) 14:00~ | ④環境交流センター | 9人 |
| ⑤10月18日(火) 19:00~ | ⑤環境交流センター | 8人 |
| ⑥10月24日(月) 16:20~ | ⑥大阪大学豊中キャンパス | 12人 |
| | | 合計 107人 |

＜ワークショップの主な内容＞

「豊中の良いところ、気になるところ」を切り口とした意見交換を行い、望ましい環境都市像への反映について検討しました。



市民ワークショップの様子

<ワークショップでの主な意見>

各テーマに対するワークショップの主な意見

【テーマ ①:市民参加】地域の課題に市民・事業者が自ら関わり、行政とともに協働で取り組むまち

| | |
|-----------------|--|
| 豊中の良いところ・好きなところ | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 行政の施策の中に市民の声を活かそうとする姿勢がみられる ➢ 行政と市民のキヨリが近い、連携がうまくいっている ➢ 市民活動がさかん、参加しやすい ➢ 市民の環境への意識が高い |
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➢ それぞれの活動は進んでいるが、まとまった形になっていない |
| こうなったらしいのに | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 若い人の増加、参加 ➢ 活動する人の広がり ➢ 活動の主体が、高齢化している。如何にして若い人たちに引き継ぐか ➢ 多数と違う意見の人を参加させる ➢ 市役所と市民との良い関係ができたら。互いが互い立場を考えられれば ➢ 市民の力をもう一步前面に出した行政展開をしてもいいのでは |

【テーマ ②:まちづくり】地域活動が活発で、地域コミュニティを活かしたまちづくりができるまち

| | |
|-----------------|--|
| 豊中の良いところ・好きなところ | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域活動が活発 ➢ 祭りがさかん ➢ 公民館活動が活発 ➢ いろんな人たちや、いろいろな資源がある ➢ 交流できる場が多い ➢ 中心になって動く人に協力しようという「つながり」がある |
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 近所付き合いが少なくなっている ➢ 北部では1人住まいの人が姿が見えなくなっている。地縁で守るのは難しい ➢ だんだん地域、自治会離れが見られる ➢ サラリーマンが多いので、地元意識が低い傾向がある ➢ 学校が地域に一体化していない |
| こうなったらしいのに | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 若い人、子ども、女性…が出入りしながら、地域を元気にしていく新しい動きが広がれば ➢ 小学校を中心とした地域づくり ➢ 空家の活用 |

【テーマ ③:地域活性化】企業、商店、商店街などが元気で、それぞれが環境に配慮できるまち

| | |
|-----------------|--|
| 豊中の良いところ・好きなところ | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 商店街に活気がある |
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 豊中駅周辺は物価が高い、活気がない店が多い |
| こうなったらしいのに | <ul style="list-style-type: none"> ➢ はじめに環境や食育などに取り組むお店や事業者を大いにPRする |

【テーマ④:環境学習・環境教育】みんなが環境についてともに学び、行動するまち

| | |
|------------|--|
| こうなつたらいいのに | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 話し合いで、若者の環境意識の育成。将来(大人になった時)に継承されるように ➤ 小さい頃からの学習。小学校の行事などで公園などの清掃活動 ➤ 家庭での取組み、地域や環境での取組みが実感でき、さらなる取組みに広がって欲しい ➤ 無関心が減る |
|------------|--|

【テーマ⑤:食・農】地産地消で広がる活き活き農業と、「とよっぴー」を紡いで食育が実感できるまち

| | |
|-----------------|---|
| 豊中の良いところ・好きなところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ JA 桜井谷農協の地産地消あおぞら市 ➤ 地域に点在している畠で野菜作り |
|-----------------|---|

【テーマ⑥:エネルギー】地球や次世代のことをくらしの中で意識し、みんなで省エネルギー・自然エネルギーの導入に取り組むまち

| | |
|------------|--|
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然エネルギーをもっと増やすべきだ(2~3%を 25%に押し上げる) |
|------------|--|

【テーマ⑦:交通】歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち

| | |
|-----------------|---|
| 豊中の良いところ・好きなところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 交通の便が良い ➤ 車にやさしい ➤ 千里ニュータウン(造られた街、生活に便利) |
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 道が危ない(車道と自転車道) ➤ 自転車、歩行者など弱者にもっと対策を。道路を整備する必要 ➤ 自転車のマナー ➤ 自転車道もっと増やして(国道 176 号がとても危ない) ➤ 豊中駅前がわかりにくい(歩道橋、商店街) |
| こうなつたらいいのに | <ul style="list-style-type: none"> ➤ カーシェアリング ➤ 市全域にバイクおきばを増やしてほしい。原付だけでなく 125cc 以上のバイクすべて |

【テーマ⑧:省資源・循環型社会】ごみになるものを減らし、資源として循環するしくみのあるまち

| | |
|------------|---|
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみ分別の教育 ➤ 伊丹市と比べてごみ分別できていない |
| こうなつたらいいのに | <ul style="list-style-type: none"> ➤ ゴミの分別。ゴミの減量。活動の認知度上昇 ➤ ポイ捨て減らす。生活(家庭)ごみ減らす |

【テーマ ⑨:自然との共生】多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち

| | |
|-----------------|---|
| 豊中の良いところ・好きなところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 緑が多い、まだ自然が残っている ➤ 千里川、千里川の遊歩道 ➤ セミの声や虫の声を聞くことができる ➤ 千里緑地に里山の雰囲気が残っている ➤ 公園が多い ➤ 服部緑地がある ➤ ゴーヤカーテンの取組み |
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然が減っている ➤ 良質な自然を残したい ➤ ため池が少しずつ減っているところ ➤ 川沿いをもっと開放できたらいいのに(心理的に水辺が遠いイメージ) |

【テーマ ⑩:歴史・文化】まちなかで、歴史・文化から豊中を感じることができるまち

| | |
|-----------------|--|
| 豊中の良いところ・好きなところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 古代～現代に至る自然・社会環境の維持、市全体が博物館の常設展示 ➤ 音楽がいっぱい、歴史がいっぱい ➤ 南、北、東、西で変化があり、巡って歩くと楽しい(地形、歴史、文化、くらしなど) ➤ 自然な風景 |
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 博物館か歴史資料館がほしい |

【テーマ ⑪:人にやさしい】みんなが地域の中で安全・安心に住みやすく、住み続けたくなるまち

| | |
|-----------------|--|
| 豊中の良いところ・好きなところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 教育環境が良い ➤ 住環境に恵まれている ➤ 活動する人が良い、人柄がいい ➤ 多様な考え、意見があり、新しい人の意見も取り入れやすい |
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 使いやすさ、住みやすさと土地の魅力・愛着を一緒に進めるまちづくりをしてほしい |

【テーマ ⑫:水・大気】水を大切に使って健全な水循環を維持し、公害や有害な化学物質のない、きれいな水や空気のあるまち

| | |
|------------|---|
| 豊中の気になるところ | <ul style="list-style-type: none"> ➤ PM2.5 等、空気が気になる |
| こうなったらしいのに | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大気…(もっと電車利用が増えたらいいな) ➤ 阪大↔柴原駅の車の多さ、排気ガスがくさい(空気がきれいになるといいな) |

②子ども（次世代）ワークショップ

～豊中の未来を考える環境ワークショップ～

＜実施状況＞

計3回開催し、計51人の中学生、高校生が参加しました。

| 日時 | 会場 | 参加者 |
|-------------------|----------------|--------|
| 平成28年（2016年） | | |
| ①9月27日（火） 15:30～ | ①大阪府立刀根山高等学校 | 15人 |
| ②10月15日（土） 9:30～ | ②豊中市伊丹市クリーンランド | 16人 |
| ③10月25日（火） 15:30～ | ③豊中市立第二中学校 | 20人 |
| | | 合計 51人 |

＜ワークショップの主な内容＞

自分たちの住むまちの現状や課題を知った上で、「豊中市の将来像」や、「環境に対してどのようなことに取り組めばよいのか」についての意見交換を行いました。



子ども（次世代）ワークショップの様子

<ワークショップでの主な意見>

第2次環境基本計画の「望ましい環境像」の各項目に対する主な意見

| 項目 | 豊中市の将来像 ～将来こんなまちになってほしい～ | 環境のために取り組むこと ～将来のためにこんなことをしよう、したい～ |
|-----------|---|--|
| 市民参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境について市民の意識や関心が高いまち ・市民が気軽に参加できるイベントがあるまち | <ul style="list-style-type: none"> ・「一人」でもできることから始める ・ボランティア活動に参加する |
| まちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のエコロジーに気づき、大切にするまち ・環境について全国を引っ張っていくまち | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の情報をうまく伝える ・地域の学校での取組みの内容を広く知ってもらう |
| 地域活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境の取組みで注目されるまち ・進みつつある技術を活かしていくまち | <ul style="list-style-type: none"> ・世界的な機関と連携をとて世界規模のゴミを減らすシステムをつくりたい |
| 環境学習・環境教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境ツアーなどがあり、自然についてたくさん学べるまち ・次世代を担う子どもたちに自然に興味を持ってもらえる教育が多いまち | <ul style="list-style-type: none"> ・今ある自然を活かした環境学習をする ・学校などで生き物を飼い、小さな生態系をつくる |
| 食・農 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験のできるまち ・地産地消で畑を守るまち | <ul style="list-style-type: none"> ・食品を粗末にしない ・家から出てくる生ゴミを肥料として地域の農家などに供給する |
| エネルギー | <ul style="list-style-type: none"> ・水力、風力、太陽光発電などに切り替え、再生可能エネルギーを今よりもっと活用するまち ・学校の屋上に再生可能エネルギー設備を設置するまち | <ul style="list-style-type: none"> ・家族みんなで集まって過ごし、家庭で省エネする ・休日などは外に出て、電気の消費量を減らす ・待機電力を使わないようにする |
| 交通 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車や水素自動車が走りやすいまち ・公共交通機関の利用が多いまち | <ul style="list-style-type: none"> ・近くの外出では自動車を使わない |
| 省資源・循環型社会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別や3Rで環境を守るまち ・エコバックの使用率が高いまち | <ul style="list-style-type: none"> ・必要以上にものを買わないなど無駄なごみを減らす ・マイ〇〇を使う、使い捨てのものを減らす ・食べ残しをしないで食品ロスを減らす |
| 自然との共生 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然を大切にするまち ・自然が豊かでいろいろな生き物がいるまち | <ul style="list-style-type: none"> ・今ある自然をもっと活かす ・外来種(ブラックバス、アライグマなど)をこれ以上増やさない ・ヒメボタルの保全に参加する |
| 歴史・文化 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源を作つて色んなひとが来るまち | - |
| 人にやさしい | <ul style="list-style-type: none"> ・みんなが笑顔になるまち ・便利さを求めて自分勝手なことをしないまち | <ul style="list-style-type: none"> ・少しでも自分たちのまちの環境を気にする |
| 水・大気 | <ul style="list-style-type: none"> ・きれいな川の水や空気がいっぱいなまち ・PM2.5や黄砂、工場や自動車の排ガスなどが少ないまち | <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質ができるものを可燃ごみの中に混ぜない ・生活排水の洗剤などでの水質汚染を防ぐ ・川の掃除をする |

豊中市環境基本計画策定の流れ

| | |
|--------------------|------------------------------|
| 平成7年度（1995年度） | 環境基本条例制定 |
| 平成11年（1999年）3月 | 環境基本計画策定(5年後の中間見直しを明記) |
| 平成17年（2005年）5月 | 環境基本計画(改定)策定 |
| 平成23年（2011年）2月 | 第2次環境基本計画策定 |
| 平成28年（2016年）6月 | 豊中市環境審議会に第3次環境基本計画の策定について諮問 |
| 平成28年（2016年）5月～10月 | 豊中の環境と未来を考え提案する市民ワークショップ開催 |
| 平成28年（2016年）7月～10月 | 豊中の未来を考える子ども（次世代）環境ワークショップ開催 |
| 平成29年（2017年）10月 | 豊中市環境審議会答申 |
| 平成30年（2018年）3月 | 第3次環境基本計画策定 |

第3次豊中市環境基本計画策定の経過

1. 委員会開催状況

環境審議会（環境基本計画推進部会）等での審議・検討経過

(1) 第11期環境審議会（環境基本計画推進部会）

<平成28年度>

| | 日時 | 審議内容 |
|--------------------------------|---------------------|---|
| 第11期第1回 環境審議会 | 6月14日(火) 13:00~ | ◇会長・職務代理者の選任について ◇諮問について ◇部会の設置について ◇審議の進め方について |
| 第11期第1回 環境審議会 環境基本計画推進部会 | 7月12日(火) 13:00~ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定に向けて ◇「とよなかの環境・中間報告～2015年度速報版～(素案)」について |
| 第11期第2回 環境審議会 環境基本計画推進部会 | 7月26日(火) 15:00~ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定に向けて ◇「とよなかの環境・中間報告～2015年度速報版(案)」について |
| 第11期第2回 環境審議会 環境基本計画推進部会 | 10月5日(水) 18:00~ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定について |
| 第11期第3回 環境審議会 環境基本計画推進部会 | 10月28日(金) 10:00~ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定について |
| 第11期第3回 環境審議会 環境基本計画推進部会 | 11月16日(水) 10:00~ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定について |
| 第11期第4回 環境審議会 環境基本計画推進部会 | 12月13日(火) 18:00~ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定について |
| 第11期第4回 環境審議会 環境基本計画推進部会 | 1月18日(水) 15:00~ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定について ◇「とよなかの環境(確定版)～2015年評価と今後に 向けて～(素案)」について |
| 第11期第5回 環境審議会 | 2月2日(木) 10:00~ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定について ◇「とよなかの環境(確定版)～2015年評価と今後に 向けて～(案)」について |

<平成29年度>

| | | |
|--------------------------------|--------------------|---|
| 第11期第5回 環境審議会 環境基本計画推進部会 | 4月25日(火) 13:00~ | ◇今後のスケジュールについて ◇第3次豊中市環境基本計画素案の策定について |
| 第11期第6回 環境審議会 | 5月26日(金) 10:00~ | ◇今後のスケジュールについて ◇第2次豊中市みどりの基本計画素案策定の進捗状況に ついて ◇(仮称)第2次豊中市地球温暖化防止地域計画素案策 定の進捗状況について ◇第3次豊中市環境基本計画素案の策定について |
| 第11期第6回 環境審議会 環境基本計画推進部会 | 7月7日(金) 9:00~ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定について ◇「とよなかの環境・中間報告～2016年度速報版～(素 案)」について |

| | | |
|------------------------------|--------------------|--|
| 第11期第7回 環境審議会 | 7月27日（木） 14：00～ | ◇第2次豊中市地球温暖化防止地域計画の素案について ◇第3次豊中市環境基本計画素案の策定について ◇「とよなかの環境・中間報告～2016年度速報版～（素案）」について |
| 第11期第7回 環境審議会 基本計画推進部会 | 8月21日（月） 9：30～ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定について |
| 第11期第8回 環境審議会 | 9月20日（水） 9：00～ | ◇第3次豊中市環境基本計画の策定について ◇第2次豊中市地球温暖化防止地域計画の策定について ◇第2次豊中市みどりの基本計画の策定について ◇環境審議会答申（案）について |

(2) 環境委員会等

<平成28年度>

| 内 容 | 環境委員会 | 開催回数 |
|---|---------------|------|
| ◇環境基本計画の推進と進行管理について ◇環境報告書の作成について ◇第3次豊中市環境基本計画策定について | 環境委員会（部長級） | 3回 |
| | 環境委員会幹事会（課長級） | 4回 |
| | 環境委員会幹事会作業部会 | 9回 |

<平成29年度>

| 内 容 | 環境委員会 | 開催回数 |
|---|---------------|------|
| ◇環境基本計画の推進と進行管理について ◇環境報告書の作成について ◇第3次豊中市環境基本計画策定について | 環境委員会（部長級） | 3回 |
| | 環境委員会幹事会（課長級） | 4回 |

2. 市民等による参画状況

市民意見等の反映に向けた経過

(1) 市民参加による検討経過

| 事業 | 日時 | 会場 |
|---------------------------------------|---|---|
| ◇市民ワークショップ（6回） | 平成28年（2016年） ①8月8日（月） 13：30～ ②9月3日（土） 13：30～ (環境フォーラムとして開催) | ①千里文化センター「コラボ」 ②サンパティオホール |
| 豊中の環境と未来を考え提案するワークショップ | ③9月14日（水） 14：00～ ④10月2日（日） 14：00～ ⑤10月18日（火）19：00～ ⑥10月24日（月）16：20～ | ③環境交流センター ④環境交流センター ⑤環境交流センター ⑥大阪大学豊中キャンパス |
| | 参加者人数合計 107人 | |
| ◇次世代ワークショップ（3回） 豊中の未来を考える環境ワークショップ | 平成28年（2016年） ①9月27日（火） 15：30～ ②10月15日（土） 9：30～ ③10月25日（火）15：30～ 参加者人数合計 51人 | ①大阪府立刀根山高等学校 ②豊中市伊丹市クリーンランド ③豊中市立第二中学校 |

3. 環境審議会委員・同環境基本計画推進部会委員名簿

| 第11期(平成28年(2016年)6月1日～平成30年(2018年)5月31日) | | | |
|--|-------------------------------------|---------|--------------------------|
| 選任区分 | 職名 | 名前 | 就任期間 |
| 学識経験者※ | 京都大学大学院 地球環境学堂准教授 | 浅利 美鈴 | 平成28年6月1日～ 平成30年5月31日 |
| | 大阪大学大学院 工学研究科助教 | 猪井 博登 | |
| | 大阪大学大学院 法学研究科教授 | 大久保 規子○ | |
| | 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科教授 | 上甫木 昭春◎ | |
| | 京都産業大学 経営学部 ソーシャル・マネジメント学科教授 | 在間 敬子 | |
| | 大阪大学大学院 工学研究科教授 | 下田 吉之〇 | |
| | 近畿大学 総合社会学部総合社会学科 環境・まちづくり系専攻准教授 | 田中 晃代 | |
| | 大阪産業大学 デザイン工学部環境理工学科講師 | 花嶋 温子 | |
| 事業者委員 | 豊中青年会議所副理事長 | 木村 元紀 | 平成28年6月1日～ 平成29年1月31日 |
| | 豊中青年会議所副理事長 | 小林 諭 | 平成29年2月1日～ 平成30年5月31日 |
| | 豊中商工会議所副会頭 | 吉村 直樹 | 平成28年6月1日～ 平成30年5月31日 |
| 公募市民委員 | | 窪 紗子 | 平成28年6月1日～ 平成30年5月31日 |
| | | 野村 徹 | |
| 市民団体委員 | 日本労働組合総連合会豊中地区協議会 事務局長 | 田中 伸生 | 平成28年6月1日～ 平成30年5月31日 |
| | とよなか消費者協会 副会長 | 熊本 英子 | |
| | NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21事務局長 | 廣田 学 | |

◎：環境審議会会長 ○：環境審議会会長代理 □：環境審議会環境基本計画推進部会部会長

※：環境審議会環境基本計画推進部会委員に印 区分欄内の名前は、五十音順に記載しています。

諮詢

平成 28 年（2016 年）6 月 14 日

豊中市環境審議会
会長 様

豊中市長 淩利 敬一郎

諮詢問

下記について、貴審議会の意見を求める。

記

1. 第 3 次豊中市環境基本計画の策定について
2. （仮称）第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画の策定について
3. 第 2 次豊中市みどりの基本計画の策定について

諮詢の趣旨

1. 第3次豊中市環境基本計画の策定について

豊中市では、平成7年（1995年）10月に環境理念と基本政策・施策の枠組みを示した「豊中市環境基本条例」を制定し、その理念に基づき平成11年（1999年）3月には「環境基本計画」と地球環境を守る市民・事業者・行政の行動計画「豊中アジェンダ21」を策定して、市民・事業者・行政のパートナーシップと協働のもと、環境の保全及び創造に関する様々な施策を開展してきました。

さらに、平成23年（2011年）2月には目標年次を平成32年度（2020年度）とする「第2次豊中市環境基本計画」を策定し、「環境リーディングシティ豊中～未来を見すえ地域の力で創ろう～」を目標として掲げ、様々な施策を開展してきました。

しかし、この間、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において平成32年（2020年）以降の地球温暖化対策の世界的枠組み（パリ協定）が採択されたこと、東日本大震災後の節電・省エネの普及や電源構成の変化、自然と共生した都市環境の形成、ごみの最終処分場のひっ迫など様々な課題が顕在化しています。それらの今日的な課題や、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までを計画期間とする市の総合計画の策定に対応するため、現行の環境基本計画の目標年次を待たず、平成28年度（2016年度）及び平成29年度（2017年度）の2年間で新たに計画の策定を行います。

このため「第3次豊中市環境基本計画」策定に向け、今後10年間でめざす望ましい環境像、環境政策の目標や施策の体系、計画の推進方策等について、貴審議会でのご審議をお願いするものです。

答申

平成 29 年（2017 年）10 月 20 日

豊中市長 浅利 敬一郎 様

豊中市環境審議会

会長 上甫木 昭春

答 申

豊中市から、平成 28 年（2016 年）6 月 14 日付で豊中市環境審議会
に諮問のあった下記について、本審議会の意見を別紙のとおり取りま
とめましたので答申します。

記

1. 第 3 次豊中市環境基本計画の策定について
2. （仮称）第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画の策定について
3. 第 2 次豊中市みどりの基本計画の策定について

1. 第3次豊中市環境基本計画の策定について

答申にあたって

豊中市では、地球温暖化を取り巻く社会状況の変化、自然と共生した都市環境の形成、ごみの最終処分場のひっ迫といった様々な課題や、平成30年度（2018年度）からの実施をめざす総合計画の動きに対応するため「第3次豊中市環境基本計画」の策定を進めることとなりました。

こうしたことから、平成28年（2016年）6月14日、淺利市長から豊中市環境審議会に「第3次豊中市環境基本計画の策定について」の諮問を受け、「第2次豊中市環境基本計画」の進行管理にあわせてこの審議を集中的に行うため、豊中市環境審議会に「豊中市環境審議会環境基本計画推進部会」を設置しました。

そして、これまで「豊中市環境審議会」を8回、「豊中市環境審議会環境基本計画推進部会」を7回開催し、詳細な検討を行い、このたび「第3次豊中市環境基本計画」策定に対する意見について取りまとめました。

本審議会では、豊中市でのこれまでの取組みや成果を踏まえ、国や府の計画、また同時に策定が進められている「第4次豊中市総合計画」や環境分野における個別計画の「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」「第2次豊中市みどりの基本計画」、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」と整合を図りながら、今後10年間でめざす環境政策の目標や施策の体系、計画の推進方策等について、審議・検討を進めてきました。その一連の審議・検討の結果を「第3次豊中市環境基本計画（素案）」としてまとめましたので、ここに答申いたします。

環境政策の推進には、今後も引き続き、市民、NPO、事業者及び市が一体となって取組む必要があります。本答申をもとに第3次豊中市環境基本計画を策定され、市民・事業者・行政の協働とパートナーシップのもと豊中市の環境保全に向けた取組みが進められることを強く要望します。

第3次豊中市環境基本計画策定に向けての豊中市環境審議会意見

■全体について

- ・豊中市がこれまで市民・事業者等とともに培ってきた協働の取組みや、市民の環境に対する思い、活動は素晴らしいものがあり、その「豊中らしさ」を大切にしながら、今後他分野との連携を含め環境活動のすそが一層広がるよう、現在策定中の「第3次豊中アジェンダ21」との調和を図り、市民、NPO、事業者、行政が連携・協働しながら適切な役割分担のもと、地域における主体的な行動が広がっていくことを望みます。

■環境目標、指標、施策について

- ・環境目標1 「よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取組む」について、協働とパートナーシップの取組みについては、定量的な指標のみで評価することが難しいため、活動者からの報告や幅広い関係者との意見交換をもとに評価を行うなど、質的な評価を行うことが可能となる仕組みの構築を検討する必要があると考えます。
- ・環境目標4 「みどり率27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす」では、同時に検討が進められている「第2次豊中市みどりの基本計画」に盛り込まれない生物多様性に関する事項について検討を行いました。生物多様性については素案に記載の内容を踏まえ総合的な保全と利用を図る必要があると考えます。
- ・環境目標5 「環境基準の達成状況100%で快適な都市環境をめざす」では、目標設定のあり方について議論を重ねました。航空機騒音など環境基準の達成が現状では困難なものもありますが、達成をめざしていくという意志を示すため、第2次豊中市環境基本計画の目標を維持することとしました。今後も継続して国や大阪府、関係機関に積極的に働きかけるなど環境基準の達成に向けた取組みを進めるとともに、今まで以上に市民に取組みの経過や現状に関する情報提供を行うことが重要と考えます。

用語解説

| あ行 | |
|-------------------------------|---|
| アダプトシステム・アダプト制度 | 「アダプト」(英語)とは、「養子にする」という意味。道路や公園などの公共の場所をわが子のように慈しみ、愛情をもって面倒を見る=清掃・美化する活動を行う仕組み。 |
| 違法簡易広告物追放推進団体制度 (とよなか美はり番) | 豊中市が行う違法屋外広告物の除却を地域団体等に委任し、地域に密着した市民・事業者の団体と行政のパートナーシップに基づき、美観向上と危害防止に障害となる違法な広告物を許さない地域環境づくりを推進している。平成 15 年度に創設。 |
| 雨水貯留・雨水利用 | 雨水を貯留し、トイレの洗浄水や植木の散水、洗車、防火用水等に有効利用する。上水道の節水や洪水などの災害防止などの効果が得られる。 |
| エコドライブ | 地球温暖化防止など、環境負荷の低減に配慮した自動車運転の方法。急発進、急加速をやめる、アイドリング禁止、タイヤの空気圧の適正化などを心がけるもの。 |
| エコポイントチケット「とか」 | 省エネにつながる活動をした方に配布する豊中市独自の地域通貨。市内で登録された指定店で、100 ポイント=100 円に換算し、ポイントに応じてサービスや商品と交換できる。 |
| エコロジカル・ネットワーク | 野生生物が生息・生育するさまざまな空間(森林、農地、都市内緑地、水辺、河川、海、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁など)がつながる生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、良好な景観や人と自然との触れ合いの場の提供、気候変動による環境変化への適応、都市環境・水環境の改善、国土の保全など多面的な機能の発揮が期待できる。 |
| 屋上緑化・壁面緑化 | 屋上緑化とは、建築物の屋上など、構造物上に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。壁面緑化は、建築物等の壁面をつる性植物などで覆う緑化のこと。緑化によって、ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー、大気の浄化等の効果がある。 |
| 温室効果ガス | Greenhouse Gas, GHG とも表す。太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)のほか、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふつ化硫黄(SF ₆)、三ふつ化窒素(NF ₃)を加えた 7 ガスが削減対象の温室効果ガスと定められている。 |
| か行 | |
| 環境影響評価(環境アセスメント) | 「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、一定規模以上の開発行為等を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかについて、事業者が事前に調査、予測などをするとともに、環境を守るための対策を検討し、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度。 |
| 環境基準 | 環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められたもの。大気、水質、土壤、騒音について定めているが、振動については定められていない。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染について定められている。 |
| 環境配慮契約 | 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(=環境配慮契約法、平成 19 年 11 月 22 日施行)において、国や地方自治体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする仕組み。 |
| 環境配慮指針 | 環境基本条例の理念を実現するために、豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づいて、開発や建設・事業活動等に際して配慮する内容を示したもの。 |
| 環境マネジメントシステム | 事業者が自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続きと、その管理・運用の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。 |
| 気候変動枠組条約締約国会議(COP) | Conference of the Parties to the UNFCCC。COP は、各条約の締約国会議(Conference of the Parties)を意味する略称として用いられるが、平成 9 年(1997 年)のいわゆる京都会議(COP3)以降、気候変動枠組条約締結国会議のことを一般的には指すことが多くなった。COP は条約の最高意思決定機関であり、気候変動枠組条約締約国会議は毎年行われる。 |
| 協働 | まちづくりなどの事業において、市民・NPO・事業者・行政などの各主体が、目的を共有し、対等な立場で相互に理解を深めながら、それぞれの特性を活かして協力・連携して取り組むこと。 |
| 協働事業市民提案制度 | 市民公益活動団体などが、地域の課題を解決するために市と一緒に取り組みたい事業を市に提案する豊中市における制度。 |

| | |
|---------------|--|
| 景観形成協定 | 「豊中市都市景観条例」に基づき、一定の区域内の住民および土地所有者など利害関係人の多数に支持されることにより、「自主協定」を作り実行していく制度で、市が認定するもの。 |
| 景観重要建造物 | 「景観法」に基づき、歴史的または文化的に価値の高いと認められた建造物等の中で、市長が指定するもの。 |
| 景観法 | 都市等における良好な景観形成を促進するため、その基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における行為の制限等に所要の措置を講じる景観についての総合的な法律。 |
| 光化学オキシダント | 工場や自動車から排出される一次汚染物質が、太陽の紫外線照射を受けて光化学反応を起こすことによって生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたもの。光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への影響などのほか、農作物などへの影響も報告されている。 |
| さ行 | |
| 再生可能エネルギー | 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものと定義されている。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが指定されている。 |
| 事業系ごみ | 事業系一般廃棄物のこと、店舗・会社・工場・事務所などの事業活動から生じる産業廃棄物以外のごみ。 |
| 事業系ごみ減量マニュアル | 平成 23 年(2011 年)策定の「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」において、「平成 32 年(2020 年度)までに、事業系ごみの排出量を約 7 千t削減する」目標に基づき、ごみ減量の進め方や廃棄物の適正処理など、事業者が目標への取組みに活用できる情報が掲載されているもの。 |
| 自主管理協定制度 | 公園・緑道において、これまでの行政主体の管理運営から、市民と行政の役割分担を明確にした協定を結び、公園などの管理運営を市民と行政が協働で行う制度。 |
| 市民公益活動推進助成金制度 | 地域社会の課題に取り組む団体が自律的・継続的に発展していくための支援として、その活動に必要な事業費の一部を助成する豊中市における制度。 |
| 集団回収 | 市内の自治会・婦人会・子ども会・老人会・PTA・管理組合など営利目的でない団体が事前に登録し、地域で再生資源(新聞、布類、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、アルミ缶、スチール缶)を回収するしくみで、回収量に応じた報奨金を受け取ることができる。 |
| 循環型社会 | ごみとなるべく出さずに、物質資源の再使用や廃棄物の再利用で、天然資源の消費量を減らし、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後めざすべき社会像として、平成 12 年(2000 年)に「循環型社会形成推進基本法」が制定された。 |
| 省エネルギー(省エネ) | 使用するエネルギーをより少なくて、同じ効果を得ること。昭和 54 年(1979 年)に「エネルギーの使用的合理化に関する法律」略称「省エネ法」が定められており、その中で「エネルギーを使用する者は、～中略～エネルギーの使用的合理化に努めなければならない」とあり、エネルギーを使用する事業者に省エネに取り組むことを求めるとともに、国民の理解と協力を求めている。 |
| 省エネ診断 | 豊中市では家庭向けと事業所向けの 2 種類の省エネ診断を実施している。専門家が家庭や事業所を訪問し、機器の使用状況等を診断し、省エネルギーのためのアドバイスを行う。 |
| 食品ロス | 食品廃棄物のうち、食べ残しや賞味期限切れに伴い廃棄されたものなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられているもの。 |
| 人工排熱 | 空調など建物に起因して発生する建物排熱、自動車の走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱など、都市のエネルギー消費等に伴って環境に排出される人工的な排熱のこと。 |
| 生産緑地地区 | 市街化区域内にある農地などで、都市環境の保全に役立つなど、一定の要件に該当する一団の区域を都市計画に定めた地区で、適正な管理が義務付けられ、農地以外での使用を制限されている一方で、税制上の優遇措置などが適用される。 |
| 生物多様性 | 生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、長い歴史の中でさまざまな環境に適応して変化し、多様な生き物が生まれたが、これらの生命は一つひとつに個性があり、直接または間接的に支え合って生きている。さまざまな生き物がいる「種の多様性」、同じ種の中の「遺伝子の多様性」、動物、植物、微生物などがおりなす「生態系の多様性」の 3 つのレベルの多様性がある。 |
| 生物多様性国家戦略 | 「生物多様性条約」および「生物多様性基本法」に基づく、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する国的基本的な計画。日本および関連アジア諸国の自然環境や生物多様性の現状を踏まえた国家レベルの施策が示されている。 |

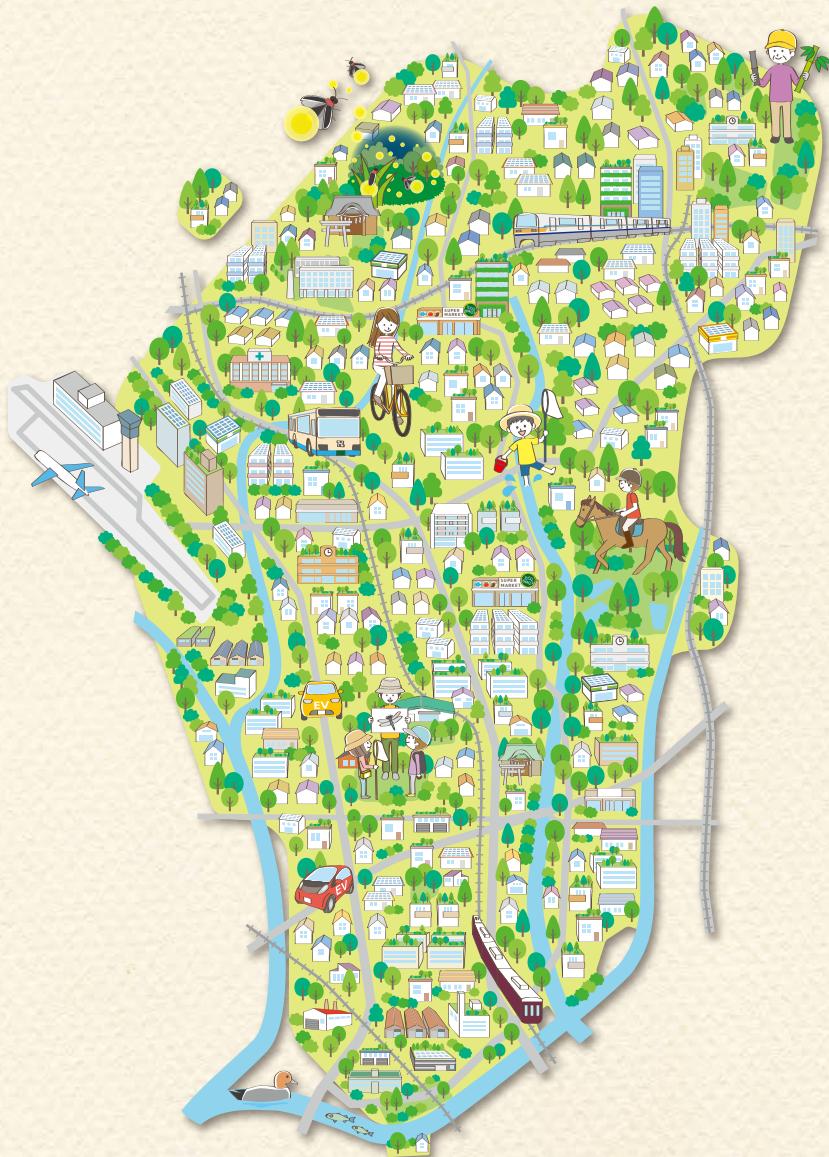
| | |
|----------------|---|
| 生物多様性地域戦略 | 「生物多様性基本法」に基づき、都道府県および市町村が、単独または共同で定めることができる、当該都道府県または市町村の区域内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多様性国家戦略を基本としつつ、地域の実情に合わせた生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた施策が示されている。 |
| 全庁的な推進組織 | 豊中市副市長をトップに部長級職員で構成する環境委員会。関係課長級による幹事会、係長級職員による作業部会が下部組織となっている。 |
| た行 | |
| ダイオキシン類 | ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナー・ポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物、PCB製品等が指摘されている。 |
| 太陽光発電システム | 太陽の光エネルギーを直接電気に変換するシステムのこと。発電時に地球温暖化の原因となるCO ₂ を発生しないクリーンなシステム。昼間発電した電力で家の電気を貯め、余った電力は、電力会社に売ることができ、雨の日などの発電量が足りない時や、夜間は従来通り購入できる。 |
| 太陽熱利用システム | 再生可能エネルギーのひとつで、太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステム。集熱器とお湯を貯める部分がそれぞれ機器として完全に分離しているソーラーシステムと、集熱器とお湯を貯める部分が一体の機器である太陽熱温水器に大別される。太陽エネルギーの変換効率という点では、太陽光発電システムよりも優れる。 |
| 地域のみどりの愛護活動 | 公園・緑道において、住民と市が協働とパートナーシップで連携を図りながら、地域住民が主体となって公園・緑道の良好な環境の保全と地域コミュニティの再生、愛護精神の向上を図ることを目的とした豊中市の制度。役割分担として地域住民は月1回程度の清掃活動や花だんづくりを、市は公園施設の修理、改修や活動に必要な用具の提供などを行う。 |
| 地球温暖化 | 石油・石炭等の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。 |
| 提案公募型委託制度 | 行政課題を解決するために、市が課題を提示して市民公益活動団体等から広く企画提案を募る豊中市における制度。 |
| 低公害車 | 燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車および低燃費かつ低排出ガス認定車をいう。 |
| 低炭素社会 | 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑制し、究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめるため、産業・行政・市民生活などあらゆる部門において、二酸化炭素の排出を最小限にするための取組みを進めていく社会のこと。 |
| 透水性舗装 | 雨水を多孔質な表層から路盤、路床に透水保水させる舗装のこと。雨天時の歩行快適性の向上、地下水の涵養のほか、間隙水の蒸散による路面温度上昇の緩和等の効果がある。 |
| 都市景観形成建築物 | 豊中市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上保存する価値がある重要なものとして指定された建築物。 |
| 都市景観形成推進地区 | 地区的景観を守り、つくり、活かすため、地区的特性に応じて区域および方針並びに行為の制限を豊中市が定めた地区。住民や事業者などの発意により案となるべき事項を市に申し出ることができる。 |
| とよっぴー(豊肥) | 豊中市の学校給食から排出される生ごみと街路樹などの剪定(せんてい)枝を緑と食品のリサイクルプラザで堆肥(たいひ)化し、できあがった豊中市独自の土壤改良材のこと。これを使って育てた野菜が学校給食の食材の一部として提供され、食の循環の輪が形成されている。 |
| 豊中アジェンダ21 | 市民・事業者・行政が「協働」と「パートナーシップ」により推進する行動計画で、豊中市における「ローカルアジェンダ21」に位置づけられている。行政計画である「豊中市環境基本計画」と両輪となって環境への取組みを進めるための計画で、平成11年(1999年)3月策定、平成17年(2005年)6月改定、平成23年(2011年)6月に「第2次アジェンダ21」を策定した。第3次計画は平成30年(2018年)に策定予定。 |
| 豊中市一般廃棄物処理基本計画 | 「廃棄物処理法」および「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、循環型社会の構築に向けて豊中市が取り組む基本施策と、市民・事業者・行政が取り組むべき基本方向を定めた計画。第4次計画は平成29年(2017年)に策定され、平成39年度(2027年度)を目標年度とし、平成27年度(2015年度)比でごみの焼却処理量8%削減を目標としている。 |
| 豊中市環境審議会 | 学識経験者・市民・事業者・市民団体などで構成されており、環境基本計画に関することや、環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議する市長の附属機関である。 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 豊中市地球温暖化防止地域計画・ チャレンジマイナス70プラン | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」「豊中市環境保全等の推進に関する条例」に基づき、平成19年(2007年)11月に策定。平成29年度(2017年度)に第2次計画を策定し、市民1人あたり温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)比で平成39年度(2027年度)までに32.1%削減する目標を設定。 |
| 豊中市都市景観マスター プラン | 「豊中市都市景観条例」および「景観法」に基づき、豊中市の長期的な都市景観形成の方向性を示す、都市景観形成全般にわたる総合的な計画。 |
| 豊中市都市景観条例 | 都市景観形成に係る基本的な事項を定め、都市景観の形成に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、市域の良好な都市景観の形成を図るための条例。 |
| 豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン | 豊中市の人口等の現状分析を行い、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。 |
| 豊中市みどりの基本計画 | 平成11年(1999年)5月に策定された「都市緑地法」に基づく、市の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画。平成27年度(2015年度)から3ヶ年かけて見直しが行われ、平成29年度(2017年度)に、第2次豊中市みどりの基本計画が策定されている。 |
| よなか市民環境会議 | 豊中市において平成8年(1996年)に、市民・NPO・事業者・行政が互いに協力し、地球環境を守るために発足した、市長を会長とするパートナーシップ組織であり、平成28年(2016年)に20周年を迎えた。平成19年度(2007年度)に、市域で積極的に環境活動に取り組む市民団体や事業者を表彰する「よなかエコ市民賞」を創設したほか、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」を策定している。 |
| な行 | |
| 熱帯夜 | 夕方から翌日の朝までの最低気温が摂氏25℃以上になる夜のこと。このような日は夜間でも非常に暑くて寝苦しいので、暑さを表す指標として用いられている。 |
| ノーマイカーデー | 地球環境保全のため、自家用車利用を抑制するキャンペーン。大阪府内では、平成2年(1990年)4月から実施。豊中市をはじめ北摂地域では、毎月19日と20日に分散して自家用車の運転を自粛する分散型ノーマイカーデーを実施している。 |
| は行 | |
| パートナーシップ | 市民・NPO・事業者・行政などが、自分たちの役割や責務を自覚することを通じて築いていく、協力関係のこと。 |
| バイオマス | 再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。種類は多岐に渡り、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物などの廃棄物系のもの、稲わら・麦わら・もみ殻・林地残材などの未利用のもの、資源作物(さとうきびやトウモロコシなどエネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)がある。 |
| バスロケーションシステム | インターネットや携帯電話などを通じて、利用者に対して路線バス・高速バスの運行状況やバス停への接近情報などを表示・提供することにより、バス利用の利便性の向上を図るシステム。 |
| ヒートアイランド(現象) | 都市部にできる局地的な高温域のこと。冷房などの空調排熱、コンクリートとアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象。緑地、水面の減少による蒸散効果の減少も要因の一つ。等温線が島状になることからこの名前がついている。 |
| ビオトープ | ドイツ語の生物を意味する bio と場所を意味する top の合成語で、野生生物が共存共生できる生態系を持った場所。近年では、都市その他の地域の植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる生物生息空間を保全、創出または復元した場所としてとらえられるようになっている。 |
| 美化推進重点地区協力員 (まち美化名人) | 「豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例」に基づき指定された美化推進重点地区において、市民や事業者に「協力員」として登録してもらい、地区内の清掃活動やきれい度の評価活動に協力してもらう制度。 |
| フィフティ・フィフティ制度 | 元々はドイツで始まった環境教育の制度で、豊中市では「市立小学校・中学校の学校施設における光熱水費削減分還元制度」として実施。児童・生徒や教職員が協力して省エネ活動を行い、過去3年間の高熱水費と比較し、削減額の半額を翌年度に還元するしくみ。 |
| 風致保安林 | 森林法に基づき、名所または旧跡の風致の保存を目的として指定される森林。 |
| ま行 | |
| マイバッグ(運動) | 家庭から出るごみの発生抑制や省資源を目的に、買い物袋を持参し、レジ袋を受け取らずに買い物をしようという運動。 |
| 見える化モニター | 電気の使用量を確認できる機器。 |

| | |
|---|--|
| みどり率 | 公園樹・街路樹などの樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)や、河川などの水面面積の合計が市域全体の面積に占める割合で、豊中市が独自に設定した指標。 |
| ら行 | |
| リデュース「発生抑制」 リユース「再使用」 リサイクル「再生利用」 | 「3R」という。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。平成12年(2000年)に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やりサイクルの優先順位を(1)リデュース(2)リユース(3)リサイクルとし、さらに(4)熱回収(サーマルリサイクル)(5)廃棄物の適正処理としている。 |
| 緑地協定 | 都市緑地法に基づき、地域の良好な環境を確保するため、土地所有者などの全員の合意により、市長の認可を受けて緑地保全または緑化に関する協定が結ばれる制度。 |
| 緑被率 | 樹林地、農地、公園緑地などみどりで覆われた土地(緑被地)の面積を、地域の行政面積で除した割合。豊中市では、樹林・樹木に覆われた土地の割合を緑被率と定義している。 |
| わ行 | |
| ワークショップ | さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。 |
| 数字・アルファベット | |
| CSR | 「Corporate Social Responsibility」の略。企業の社会的責任とも言われる。 |
| EA21(エコアクション21) | 広範な事業者、学校、公共機関などに対して、「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、環境マネジメントシステムの認証・登録制度である。 |
| ESD(持続可能な開発のための教育) | Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」の意味。環境、開発、人権、男女共同参画、多文化共生、平和、福祉など多くの分野にわたり、複雑に絡みあつた社会問題を乗り越え、持続可能な社会を実現するために、人々が分野や世代を超えてつながり、取り組んでいくための学び(教育)が必要であるとして、単なる知識習得ではなく、学習者自らからが価値観を見つめ直し、よりよい社会づくりに参画するための力を育むことをめざした教育。 |
| ESDリソースセンター | 持続可能なまちづくりのために、地域の人やさまざまな分野の団体・活動をつなげる仕組みづくりに向けた取組み。「ESDリソースセンター(Web)」はそのひとつであり、地域活動をしている人やこれから始めてみたいと思っている人に、身近にできる活動や講座、情報を紹介するホームページ。 |
| ISO | ISO(国際標準化機構)が制定した世界共通の規格。そのうちISO14000シリーズは環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援するさまざまな手法に関する規格から構成されている。第2次豊中市環境基本計画では評価指標の一部として市内におけるISO14001の取得事業者数を把握している。 |
| NPO | 「Nonprofit Organization(ノンプロフィット・オーガニゼーション)」の略で、日本語では「民間非営利活動組織」と呼ばれている。平成10年(1998年)にはNPO法(特定非営利活動促進法)ができ、法人として認められるようになった。活動分野は「福祉・保健」「教育」「環境」「文化」「人権」「国際協力」「消費」など。 |
| NPO法人とよなか市民環境会議 アジェンダ21 | 平成8年(1996年)に発足した「とよなか市民環境会議」のワーキンググループから「とよなか市民環境会議アジェンダ21」として自立し、平成15年(2003年)にNPO法人格を取得した組織。 |
| PDCAサイクル | 計画(Plan)を立てて、実施(Do)した結果を、点検(Check)し、見直す(Act)、継続的改善を目的とした仕組み。 |
| PM2.5(微小粒子状物質) | 大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子。肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系および循環器系への影響が懸念されている。 |
| SDGs | 国連の「持続可能な開発サミット」(2015年9月)で採択された17のゴールと169のターゲットからなる開発目標のこと。それまでの開発目標には含まれていなかった平和や暴力等の課題、格差の拡大や環境問題等にも取り組む包括的なもの。各目標は密接に関連しており、経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発をめざしている。 |
| ZEH(ゼッヂ) | ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称。住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅。 |

第3次豊中市環境基本計画

平成 30 年（2018 年）3 月発行
編集 豊中市 環境部 環境政策課
〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号
電話:06-6858-2106 FAX:06-6842-2802



豊中市とは

面積 **36.6 km²**

地形 北東の千里山丘陵(海拔134m)から、中央の台地、西・南の低地(海拔0m~)へと、南へ向かってなだらかに傾斜した地形

人口 **約40万人**

人口密度 **109.6 人/ha**

世帯数 **約17万世帯**

1世帯あたり人員 **2.32人**

高齢人口割合 **25.9 %**

年少人口割合 **12.8 %**

事業所数 **約1万3,900**

※第3次産業が8割以上
(約1万1,400(84%))